

# 教化研究

2017年（平成29年）

No. 28



教化研究 第二十八号●目次

平成二十八年研究活動報告

総合研究 宗務総長諮問プロジェクト	社会福祉施策の方向性について	2
総合研究 総合研究プロジェクト	僧侶養成に係る総合的研究	5
総合研究 総合研究プロジェクト	次世代継承に関する研究	8
総合研究 総合研究プロジェクト	浄土宗僧侶の社会実践(カウンセリング)	12
総合研究 総合研究プロジェクト	災害対応の総合的研究	14
総合研究 総合研究プロジェクト	現代における老いと仏教	18
応用研究 応用研究プロジェクト	法然上人御法語集第4・5集	22
応用研究 応用研究プロジェクト	浄土宗基本典籍の電子テキスト化	25
応用研究 応用研究プロジェクト	浄土宗基本典籍の英訳研究	28
応用研究 応用研究プロジェクト	浄土宗基本典籍の翻訳(日常勤行式)	31
基礎研究 基礎研究プロジェクト	法式研究	33
基礎研究 基礎研究プロジェクト	布教研究	36
基礎研究 基礎研究プロジェクト	教学研究Ⅰ(東京)	40
基礎研究 基礎研究プロジェクト	教学研究Ⅱ(京都分室)	42

研究ノート

法然上人の教へとカウンセリング	浄土宗における社会実践班	46
大日比法洲上人『三法語講説大意』本文	布教研究班	62
『観無量寿経随聞講録』巻中之一 書き下し	教学研究Ⅱ(京都分室) 研究班	87

## 研究成果報告

「社会福祉施策の方向性について」報告	宗務総長諮問プロジェクト	20
平成28年度 浄土宗総合研究所活動一覧		11
平成28年度 研究課題別スタッフ一覧		7
平成28年度 研究プロジェクト一覧		6
総合研究所運営委員会名簿		5
浄土宗総合研究所研究員一覧		4
編集後記		3

【平成28年度】研究活動報告

## 社会福祉施策の方向性について

### 〔研究目的・研究内容〕

浄土宗は、明治から大正・昭和にかけて渡邊海旭、矢吹慶輝、長谷川良信等の諸師が社会事業や慈善事業において活躍し、社会事業宗と呼ばれていた。戦後になって国家や自治体によって社会福祉施設が整備されるようになったが、社会福祉施設は不足しており寺院の活躍が期待されてきた。しかし、国家的な社会福祉政策の充実に伴って、寺院や僧侶に期待される社会福祉機能は変化してきたように思われる。一方、最近になって貧困、孤立死、ニート、引きこもり、虐待、家庭内暴力等の社会問題が顕在化し、新たな社会問題となりつつある。このよ

うな社会問題は社会福祉ニーズにも大きな変化をもたらしている。

本プロジェクトは、最近の社会変化がもたらす社会福祉ニーズを分析し、浄土宗が教団として取り組むべき社会福祉テーマを抽出する。さらに抽出されたテーマについて、実施に必要な資金、人材、ノウハウ等のリソースを分析し、今後の浄土宗の社会福祉政策のあり方について提言する。

### 〔作業大綱・進捗状況〕

・作業大綱

- ① 浄土宗における社会福祉施策の歴史的展開を把握

する

- ② 変容する社会福祉ニーズの把握
  - ③ 現行の浄土宗の社会福祉施策の分析
  - ④ 浄土宗関連団体における社会福祉施策
  - ⑤ 今後の社会福祉施策の検討
- ・進捗状況

平成二十九年二月十六日に宗務総長へ研究成果報告を行い、その内容を「福祉施策報告書」として提出した。

### 【研究会開催日及び研究内容】

- ・平成二十八年四月四日 研究調査方法の検討
- ・平成二十八年五月九日 社会福祉全般に関する資料収集・整理

・平成二十八年六月十三日 他宗派の社会福祉施策の資料収集・整理

・平成二十八年七月四日 浄土宗の社会福祉施策の変遷

・平成二十八年八月二十二日 社会福祉推進委員会報

告の分析

- ・平成二十八年九月五日 社会福祉の法律的構造
- ・平成二十八年十月二十四日 浄土宗関連団体における社会福祉施策の調査
- ・平成二十八年十一月十四日 社会福祉と社会貢献の関連性について

・平成二十八年十二月十九日 社会貢献マトリックスによる整理

・平成二十九年一月二十三日 社会福祉関連施策の方向性検討

・平成二十九年二月六日 社会福祉関連の宗内組織体系の検討

・平成二十九年二月十三日 プレゼンテーション資料作成

・平成二十九年二月十六日 宗務総長報告

### 【研究スタッフ一覧】

主務 今岡達雄

研究員 戸松義晴、袖山栄輝、齋藤舜健、後藤真法、

西城宗隆

嘱託研究員 石田一裕

【文責・今岡達雄】

## 僧侶育成に係る総合的研究

### 【研究目的・研究内容】

本研究班の目的は、昨今、宗内において僧侶の資質向上が叫ばれる中、法然上人の精神を現代において発揮するために必要とされる浄土宗僧侶のあり方を構築し、現代に生きる僧侶の資質向上を促す資料として、僧侶の行動の指針となる『浄土宗僧侶生活訓』を作成することである。

① 法然上人の精神を現代に発揮するに際し、各研究員が『四十八卷伝』と『和語灯録』にみられる浄土宗僧侶の行動指針となる記事を抽出した。

② 講師招聘による研究。

### 【作業大綱・進捗状況】

① 上記のごとく浄土宗僧侶の行動の指針となる記事を、各研究員が、『四十八卷伝』か『和語灯録』のいずれかを担当し、左記のタイムスケジュールで抽出作業を行った。

・ 9月下旬頃～10月上旬

『四十八卷伝』……………巻1～巻12〔聖典〕6・3頁～134頁

『和語灯録』……………巻11巻12〔聖典〕4・283頁～368頁

・ 10月下旬頃～11月上旬

『四十八卷伝』……………巻13～巻24〔聖典〕6・135頁～363頁

『和語灯録』……………巻13巻14〔聖典〕4・369頁～448頁

・11月下旬頃～12月上旬

『四十八巻伝』……………巻25～巻36〔聖典〕6・361頁～580頁

『和語灯録』……………第15〔聖典〕4・449頁～489頁

・12月下旬頃～1月上旬

『四十八巻伝』……………巻37～巻48〔聖典〕6・581頁～766頁

『和語灯録』……………拾遺巻中・下〔聖典〕4・483頁～582頁

以上の全4回の工程で、法然上人の伝記と遺文を中心に、僧侶の行動の指針となる記事を抽出した。現在、抽出された記事を整理し、項目ごとに分類作業中。

② 主に所内研究員を講師に招聘し勉強会を開催した。

各講師には、それぞれの観点から、僧侶の資質向上に関する講義をしてもらい、研究班内で僧侶の現在の問題点や今後、取り組むべき課題について検討。

講師と講題等は左記の通りである。

・第3回研究会

安達研究員 「円頓戒から見た浄土宗僧侶のあるべき

姿―十重四十八輕戒を中心に―」

・第4回研究会

郡嶋研究員 「浄土宗僧侶のあり方を考える―蓮門住持訓」を手掛かりとして―」

・第7回研究会

藤本所長 「教化者像について」

・第8回研究会

今岡副所長 「僧侶字の構築について」

・第9回研究会

東海林研究員 「慈悲の実践」

・第10回研究会

J. シュベット (ルール大学牧師の養成課程) \ A. ア

レク (ハンブルグ大学・神学を研究)

「他宗教の聖職者の状況について」(質問形式で)

・第11回研究会

戸松義晴主任研究員 「理想の僧侶像について」(図法

で)

### 【研究会開催日及び研究内容】

第1回研究会 平成28年4月12日 検討会(当研究班の

目的について

第2回研究会 平成28年5月24日 検討会(当研究班の

方向性について)

第3回研究会 平成28年6月7日 勉強会(講師…安達

研究員)

第4回研究会 平成28年7月5日 勉強会(講師郡嶋研

究員)

第5回研究会 平成28年7月6日 聞き取り(柴田研究

員から)

第6回研究会 平成28年7月12日 準備作業(抽出作業

について)

第7回研究会 平成28年10月4日 勉強会(講師…藤本

所長)

第8回研究会 平成28年11月8日 勉強会(講師今岡副

所長)

第9回研究会 平成28年12月13日 勉強会(講師…東海

林研究員)

第10回研究会 平成29年1月17日 勉強会(講師…J.

シュペット(A.アレク)

第11回研究会 平成29年3月15日 勉強会(講師…戸松

義晴主任研究員)

【研究スタッフ一覧】

代表 藤本浄彦

主務 井野周隆

研究員 齊藤舜健 市川定敬 田中芳道 柴田泰

山 八橋秀法

嘱託研究員 南宏信 曾田俊弘 伊藤茂樹 安達俊英

善裕昭 上野忠昭 中川正業 米澤美江

子

研究スタッフ 角野玄樹

【文責…井野周隆】

## 次世代継承に関する研究

### 【研究目的・研究内容】

本研究では、既存の檀信徒の次世代である五〇代、四〇代、三〇代の人々が、どのような宗教意識を持ち、寺院に対して何を求めているか、そして彼らに対して、檀信徒関係、また浄土宗の信仰を継承するためにはどのような方策をとることが有効であるのか、また現在檀信徒関係にないこれらの世代との新たな結びつきを、如何にして作ることができるのかを研究している。

### 【作業大綱・進捗状況】

二八年度では以下の三点に取り組んだ。

#### ①問題・課題の明確化

寺院の檀信徒における次世代継承について、どのような問題・課題が所在するのかを整理した。研究所研究員から自坊の状況に関するレポートを提出してもらい、その分析を通じて共通する問題点、地域による差異を確認した。

#### ②他教団における次世代継承方策の調査

伝統仏教教団をはじめ、神社本庁、新宗教教団が行っている次世代継承への方策を調査・分析した。主にホームページからその事例を収集したが、その分析を通じ、各教団の広報戦略についても検討を行った。

#### ③「お寺で行う人生儀礼」普及に向けての研究

①②を検討した結果、「お寺で行う人生儀礼」に焦点を当て、その活性化の方策について研究を進めることとなった。まずは、お寺での七五三に焦点を当てて研究を行っている。なぜなら、幼児向け人生儀礼には親、および祖父母三世代で参加することが多く、三世代にわたる寺院との関係性が強化することが期待できるからである。具体的には、一般の人々向けのイメージビデオの作成(約二分)をした。現在、一般の人々向けの解説ビデオ(約二分半)、教師向け実施マニュアルの作成を行っている。

【研究会開催日及び研究内容】

第一回研究会 平成二八年四月十一日【研究内容】研究会メンバーの顔合わせと研究体制・趣旨・方法・目標およびスケジュール等について	第三回研究会 平成二八年五月十六日【研究内容】次世代継承に関する問題点についての検討
第二回研究会 平成二八年四月二五日【研究内容】研究方法・目標およびスケジュール等に	第四回研究会 平成二八年五月二三日【研究内容】各研究員による自坊における次世代継承に関する問題発表、および問題点の整理
第七回研究会 平成二八年六月二七日【研究内容】次世代継承のための方策案についての検討	第五回研究会 平成二八年六月六日【研究内容】大和証券 佐藤研究員からのヒアリング
第八回研究会 平成二八年七月四日【研究内容】伝	第六回研究会 平成二八年六月二〇日【研究内容】講師・佐藤泰之(大和証券) 講題:「寺院を取り巻く環境変化と、将来の寺院活性化のために」

統一教団の次世代継承―HPのコンテンツから―

第十五回研究会

平成二八年十月十七日【研究内容】お寺での人生儀礼の可能性についての検討

第九回研究会

平成二八年七月十一日【研究内容】統一教団の次世代継承―HPのコンテンツから―

第十六回研究会

平成二八年十月三日【研究内容】お寺での人生儀礼―人生儀礼についての整理―

第十回研究会

平成二八年七月二五日【研究内容】統一教団の次世代継承―HPのコンテンツから―

第十七回研究会

平成二八年十一月七日【研究内容】お寺での人生儀礼―先行研究、資料について―

第十一回研究会

平成二八年八月一日【研究内容】他

第十八回研究会

平成二八年十一月十四日【研究内容】お寺での人生儀礼―具体的成果についての検討―

第十二回研究会

平成二八年九月十二日【研究内容】各

第十九回研究会

平成二八年十一月二日【研究内容】教団の次世代継承のまとめ

第十三回研究会

平成二八年九月二六日【研究内容】今後の方向性についての検討

第二〇回研究会

平成二八年十二月五日【研究内容】お寺で七五三のイメージビデオ作製

第十四回研究会

平成二八年十月三日【研究内容】お

第二一回研究会

平成二八年十二月十二日【研究内容】お寺での人生儀礼の可能性についての検討

討

お寺で七五三のイメージビデオ作製

第三回研究会 平成二八年十二月十九日【研究内容】

お寺で七五三のイメージビデオ作製

【研究スタッフ一覽】

第三回研究会 平成二九年一月十六日【研究内容】お

寺で七五三のイメージビデオ作製

代表 武田道生

第二四回研究会 平成二九年一月三日【研究内容】お

寺で七五三の解説ビデオ作製

主務 名和清隆

第二五回研究会 平成二九年二月九日【研究内容】お

寺で七五三の解説ビデオ作製

研究員 袖山栄輝、東海林良昌、宮坂直樹、和田

第二六回研究会 平成二九年二月二七日【研究内容】お

寺で七五三の解説ビデオ作製

嘱託研究員 石上壽應、鍵小野和敬

第二七回研究会 平成二九年三月六日【研究内容】お

寺で七五三の解説ビデオ作製

研究スタッフ 菅波止行、石川基樹

第二八回研究会 平成二九年三月十三日【研究内容】お

寺で七五三のマニュアル作成

【文責・名和清隆】

第二九回研究会 平成二九年三月二七日【研究内容】お

寺で七五三のマニュアル作成

## 浄土宗における社会実践（浄土宗的カウンセリング）研究

### 【研究目的・研究内容】

法然上人の教えに基づくカウンセリングとは何かについて研究し、その理論構築を行い、浄土宗僧侶の活動の一助としたい。特に浄土宗の教義の基本的な立場を踏まえながら、凡夫に実践可能なカウンセリング及びその立場と矛盾しないカウンセリングについて考察する。具体的には、①浄土宗的カウンセリングの立場の研究、②中原実道氏のカウンセリング理論の研究（最終講義録の完成を含む）、③浄土宗的カウンセリング理論の構築等について研究する。

### 【作業大綱・進捗状況】

カウンセリング理論の系譜について確認を行った後、中原実道師の資料整理、中原理論の形成過程、法然上人の教えと中原理論、中原理論の可能性等について研究を行っている。また、平行して中原実道師の最終講義の講義録の作成も行っている。

### 【研究会開催日及び研究内容】

- 第1回研究会 平成28年4月18日
- 第2回研究会 平成28年5月16日
- 第3回研究会 平成28年5月23日

第4回研究会 平成28年6月6日

第5回研究会 平成28年6月27日

第6回研究会 平成28年7月25日

第7回研究会 平成28年9月26日

第8回研究会 平成28年10月31日  
(公開研究会)

第9回研究会 平成28年11月7日

第10回研究会 平成28年12月19日

第11回研究会 平成29年1月23日

第12回研究会 平成29年2月24日

【研究スタッフ一覽】

研究代表 石川到寛

主務 曾根宣雄

研究員 曾田俊弘

嘱託研究員 郡嶋昭示

研究スタッフ 大河内大博 高瀬顕功 春本龍彬

星俊明 田中美喜

【文責・曾根宣雄】

## 災害対応の総合的研究 ―地域防災における寺院の役割―

### 【研究目的・研究内容】

東日本大震災を契機に設立された「災害対応の総合的研究班」では、災害が起きた時に各寺院はどのように対応するのか、平時より災害どのような備えをしておくべきか、について研究を重ね、平成二十六年からは「寺院の公益性」という観点から災害時における寺院の役割

に関して調査を行ってきた。平成二十八年度は、自治体との宗教施設の災害時協力協定に関する調査を継続しつつ、被災時の宗教法人への補償問題についても被災寺院への聞き取りをもとに具体的な対応策について検討する。また東日本大震災の際には多くの宗教者がボランティア

活動を行ったが、その受け入れや調整業務を担当する社会福祉協議会はこうした宗教者の活動についてどのように感じているのか、問題点や利点等の調査を行いたい。合わせて他宗教団体、学術機関との情報交換や連携も行っていく。

### 【作業大綱・進捗状況】

・作業大綱

① 東日本大震災での寺院や僧侶の役割についての情報整理

② 熊本地震での寺院の被災状況・寺院や僧侶の役割についての聞き取り

③ 研究協力団体との共同研究

・進捗状況

- ① ・これまでの情報整理に加え、東日本大震災で被災し、寺院所在地が災害危険地域に指定されたことで寺院移転を行った寺院に対し、移転にあたっての経緯や行政とのやり取りについて聞き取り調査を行った。

・石巻に拠点を置くヤフー株式会社・社会貢献室と、地元の産業を活かした復興活動を行っているフィッシュマンジャパンに対し、宗教や寺院に期待すること、果しえる役割について聞き取りと意見交換を行った。

- ② ・被災者に対する寺院や僧侶による支援活動の調査（青年会の活動視察・協力団体への聞き取り）を行った。

・避難所や仮設住宅、霊園などでの墓石倒壊の状況等の視察をした。

・浄土宗寺院三カ寺、他宗寺院一カ寺に被災時の様

子や今後の展望などの聞き取りを行った。

③

・淑徳大学が主体となっている「アジアのソーシャルワークと仏教の可能性に関する総合的研究」プロジェクト内の「日本の地域社会におけるソーシャルワークと仏教の協働連携モデルの開発」研究への研究協力を行った。東日本大震災で被災した地域の社会福祉協議会へのアンケート項目の検討、ならびに回収と聞き取り調査に協力している。

・「宗教施設を地域資源とした災害協定に関する調査報告」（科学研究費補助金・基盤研究）（研究代表者：稲場圭信大阪大学大学院教授）との連携研究として、各被災地の宗教の役割についてと、自治体との災害時協力協定の情報交換を行った。

・前述の淑徳大学・大阪大学に女川町社会福祉協議会を含めた四者にて共同研究会を開催。宮城県女川町社会福祉協議会事務局主任・須田めぐみ氏を講師として、地域の寺院と社会福祉協議会の協力関係の現状と展望についてお話しを伺い、今後の研究体制

の話し合い、ならびに地域における社会福祉協議会と寺院の共同について討議した。

・ 仏教・神道・キリスト教・新宗教各教団の宗教者ならびに宗教学者で構成されている宗教者災害支援連絡会へ参加し情報意見交換を行った。

### 〔研究会開催日及び研究内容〕

平成二十八年

・ 四月十八日 (今年度の研究について)

・ 五月十六日 (資料整理)

・ 六月二十日 (資料整理)

・ 七月二十五日 (熊本地震の聞き取り内容検討)

・ 七月二十六・二十八日 (熊本上宗教者災害支援連絡会・

熊本教区寺院聞き取り)

・ 八月一日 (熊本調査報告)

・ 九月七日 (淑徳大学合同研究会)

・ 十月四日 (宗教者災害支援連絡会)

・ 十一月三・四日 (熊本地震支援活動視察)

・ 十一月八日 (淑徳大学合同研究会・熊本地震支援活動視察報告)

・ 十一月二十九日 (資料整理)

・ 十二月五日 (熊本宗教者災害支援連絡会)

・ 十二月十二日 (熊本宗教者災害支援連絡会報告・資料整理)

・ 十二月十六日 (資料整理)

平成二十九年

・ 一月九日 (宗教者災害支援連絡会)

・ 一月二十三日 (資料整理)

・ 一月二十四日 (資料整理・宮城聞き取り内容検討)

・ 二月一日 (ヤフージャパン訪問(石巻)／宮城教区寺院聞き取り)

・ 二月六日 (大阪大学・淑徳大学・女川社会福祉協議

会 合同研究会)

・ 二月九日 (合同研究会のまとめ)

・ 二月十三日 (資料整理)

・ 二月二十二日 (宮城教区寺院聞き取り)

・三月九日（全国浄土宗青年会全国大会参加（震災関連））  
・三月二十一日（ヤフージャパン（石巻）ブレインストー  
ミング）

・三月三十日（熊本寺院聞き取り）

【研究スタッフ一覽】

代表 今岡 達雄

主務 宮坂 直樹

研究員 戸松義晴・袖山榮輝・曾根宣雄・東海林

良昌・吉田淳雄

嘱託研究員 石田一裕

研究スタッフ 鷺見宗信・小川有閑・石川基樹・高瀬顕功・

小林惇道・藤森雄介・問芝志保

【文責・宮坂直樹】

## 現代における老いと仏教

### 【研究目的・研究内容】

本プロジェクトは、現代における老いと仏教との関わりについての研究を行うものである。

現在、「老い」をめぐる諸問題は、日本の社会において取り組むべき課題の最優先順位に位置している。現代社会における老いについて調査を行い、その分析を基に「現代人の老い」における仏教的な「場」の提案を行いたいと考えている。その「場」の可能性は未知であるが、「老い」に対する見解、資質を備えた相談相手、法話儀礼を備えた寺院や僧侶が、この問題に関わる意味は少なからず存すると思われる。

このような問題意識から、仏教的見地に立った分かち合いやグリーンフケアの場を教学・布教・法式の各分野の協力により創出し、それに関わる僧侶像を提案していくことが、本プロジェクトの目的とするところである。そして、「老い」の問題に取り組むことが、寺院と社会との信頼関係を構築していくことにつながるということをも提示していきたい。

### 【作業大綱・進捗状況】

平成二八年度の作業大綱と進捗状況は概ね以下の通りである。

(1) 老いや介護に関連する基礎情報の収集

研究員間で現代における老いや介護に関する情報共有を行っている。これまで介護や人生における最終段階に関する書籍、行政による統計資料、新聞記事、NHK制作の報道番組などを取り上げ、合評会や意見交換を行った。

(2) 講師招聘

第六回研究会には、全国介護者支援団体連合会代表の牧野史子氏を招聘し、研究員各々が最新の介護者支援の現状や今後の展望についての知見を得た。第二四回研究会では、東京大学講師の成瀬昂先生を招聘し、地域包括ケアに関するご報告をいただいた。

(3) ケアラーズカフェの開催

第一四回研究会では千葉県柏市にあるケアラーズカフェを視察した。第一五回研究会では葛飾区香念寺にて、地域の介護者や介護関係者を対象としたケアラーズカフェを開催し、実地調査を行った。第一八・一九回研究

会では葛飾区内の介護者支援に関する地域調査を行った。

(4) 「老い」に関するマニュアル作成および公開研究会に向けて

浄土宗教師向けの「老い」に関するマニュアル作成にむけた基礎作業として、関連する書籍研究を研究員およびスタッフが先行し、書評を中心とした論稿を作成している。さらに、介護者のためのカフェを立ち上げる活動を行っている寺院の実地調査の継続、公開研究会を開催する計画等の作業を順次進めているところである。

【研究会開催日及び研究内容】

平成二八年

① 四月二一日 研究体制・趣旨・方法・目標およびスケジュール等について

② 四月二八日 研究の進め方について

③ 五月二三日 介護保険や認知症に関する課題図書

の短評

- ④ 五月三〇日 NHKスペシャル「人生の終い方」について
- ⑤ 六月二三日 経産省「安心と信頼のある」ライフエンディング・ステージ」の創出に向けた普及啓発に関する研究会」報告書について
- ⑥ 六月二七日 講師・牧野史子先生（NPO介護者サポートネットワークセンター・アラジン、全国介護者支援団体連合会代表）  
 講題：「孤立する介護者」その先にあるもの、支える地域をどうつくるのか」
- ⑦ 七月二五日 NHKスペシャル「老人漂流社会」について
- ⑧ 八月一日 NHKスペシャル「老人漂流社会」について
- ⑨ 八月二九日 これまでの論点整理
- ⑩ 九月二日 これまでの論点整理
- ⑪ 九月二〇日 お寺でのケアラズカフェ開催について
- ⑫ 一〇月三日 お寺でのケアラズカフェの開催について
- ⑬ 一〇月三二日 お寺でのケアラズカフェの開催について
- ⑭ 一一月八日 NPOケアラズカフェみちくさ亭（千葉県柏市）の聞き取り査
- ⑮ 一一月二六日 香念寺「介護者の心のやすらぎカフェ」の開催
- ⑯ 一二月五日 ケアラズカフェの反省について
- ⑰ 一二月二二日 NHK『縮小ニッポンの衝撃』について
- 平成二九年
- ⑱ 一月二日 葛飾区内の介護者支援に関する地域調査
- ⑲ 一月二三日 葛飾区内の介護者支援に関する地

域調査

淳雄、宮入良光

⑳ 一月三日

読売新聞の介護関係記事について

嘱託研究員

工藤量導

㉑ 一月三〇日

ブックレビューの課題図書につい

研究スタッフ

伊藤竜信、小川有閑、下村達郎、高瀬

て

顕功、小林愼道、中村愼眞

㉒ 二月二三日

介護の事例について

【文責・東海林良昌】

㉓ 二月二七日

大阪での月参りの事例について

㉔ 三月六日

研究進捗状況の報告

㉕ 三月一四日

香念寺「介護者のこころのやすら

ぎカフェ」の開催

㉖ 三月一六日

講師・成瀬昂先生（東京大学大

院医学系研究科健康科学・看護学

専攻助教授）

講題：「地域包括ケアの現状」

## 【研究スタッフ一覽】

研究代表

戸松義晴

主務

東海林良昌

研究員

八木英哉、中野孝昭、名和清隆、吉田

## 法然上人御法語集 第4・5集

### 【研究目的・研究内容】

本研究班は、平成九年から同二三年にかけて浄土宗から刊行された『法然上人のご法語』（以下、『ご法語』と記す）第一集から第三集に引き続き、第五集の刊行を目標としている。これまで『法然上人のご法語①―消息編―』（平成九年三月発行、全二八四頁）、『法然上人のご法語②―法語類編―』（平成二一年三月発行、全四二二頁）、『法然上人のご法語③―対話編―』（平成二三年六月発行、全四八三頁）からなる三集を編訳・刊行してきたもの、いまだ法然上人の遺文類を網羅し得ていない。そのため、これまで取り上げられなかった法然上人のご法語につい

て、引き続き編訳作業を進めている。

### 【作業大綱・進捗状況】

第五集は、これまで刊行された『ご法語』前三集に準じて、『昭和重修法然上人全集』（以下、『昭法全』と記す）「第六輯 制誠篇」（『昭法全』七八一頁～八一六頁）を取り上げて、順次、研究会を重ねてきた。これまで刊行してきた前三集は、説示内容に応じた適切な法語の配当、法語に資する適度な法語の分量設定、丁寧で分かりやすい現代語訳、豊富な語注と適切な索引などを施したことから、既に第一集が完売するなど、本宗僧侶の布教伝道資料として大いに活用され、あるいは、一般読者からも高

い支持を得てきた。本書の刊行は、法然上人の選択本願念仏思想の普及の一助となり、本宗の一層の教線拡大を促すことになるであろう。

平成二八年度の作業大綱は概ね以下の通りである。

①引用法語の選定・編集―『昭法全』第六輯 制誠篇―所収の各種法語について、法語の典拠調査、その法語が所収される各種異本等との校合作業、法語中の引用文献の調査などを研究員が分担して調査。以上の作業を踏まえた上で、一般読者向けの読みやすい文体を作成。あわせて、引用法語についての必要な書誌情報を示す脚注の作成。

②選定法語の現代語訳―①を経た法語について、本書でもっとも重きを置いている一般読者向けの読みやすい現代語訳の作成。

③選定法語の配当―当初、『こ法語』前三集の目次に沿った法語の配当を想定していたが、制誠篇の性格上、全文を掲載する予定である。

④語注・索引作成―『こ法語』前三集に準じた語注・

索引の作成。

以上が本年度の作業大綱である。平成二八年度末時点において、①から④までの編集部における作業を終え、浄土宗文化局へのデータの移行を行った。今後は、文化局との調整を進め、出版する本の装丁などへと進んでいくが、一日も早い刊行を目指している。

**【研究会開催日及び研究内容】**

・平成二八年：四月二五日 五月二日 五月九日 五月一六日 五月三三日

四月一日 四月一八日 六月二三日 六月二七日

七月四日 七月二日

七月二五日 八月 八日 八月二三日 八月二九日

九月二六日 一〇月一七日

一〇月三二日 一一月一四日 一一月二日 一一月

五日 一二月一九日

平成二九年：一月一六日 一月三三日 一月三〇日 二

月二三日 二月二七日 三月六日

※いずれも現代語訳作業を行った

## 【研究スタッフ一覽】

研究主務 林田康順

研究員 袖山栄輝 佐藤堅正 曾根宣雄 東海林

良昌 和田典善

嘱託研究員 石川琢道 石上壽應 吉水岳彦 石田一

裕 工藤暁導 郡嶋昭示

研究スタッフ 大橋雄人 杉山裕俊

本報告をご一読いただいた大方の諸賢には、本研究班へのご理解をいただき、広くご指導・ご鞭撻をお願い申し上げます次第である。 合掌

【文責・林田康順】

## 浄土宗基本典籍の電子テキスト化

### 【研究目的・研究内容】

近年の情報化の進展に伴い、浄土宗学・宗教学・宗教社会学などを含む人文科学分野の研究においても、情報処理技術を駆使して基本的な典籍を調査分析することが一般的になってきた。このような調査分析方法を用いるためには、典籍が電子的情報に変換（電子テキスト化）されている必要がある。本研究会は、わが宗の宗典を統一的なデータ形式で電子化することを目的として電子テキスト化の基本的な研究を行っている。

昨年度までに特に『浄土宗全書』続篇の訓点を含む書籍情報の完全な電子化を行い、検索システムを構築した。

また、教学院から『浄土宗全書』正篇のデータの提供を受けて、正統両篇の検索システムを構築した。これを研究所外のテストサーバー上に構築して試験や改良を行い、平成29年度の早い時期にインターネット上に公開する予定である。将来は他の電子データをも検索可能な検索システムへと拡張することを目指している。

### 【作業大綱・進捗状況】

#### 1 検索システム

・『浄土宗全書』（正統両篇）の検索システムをインターネット上に公開する準備を進めている。ウェブページのデザインは専門の業者に制作を依頼した。また、『浄土宗

全書』続篇の電子データの校正作業を続けている。

2 『新纂浄土宗大辞典』の電子化

・『新纂浄土宗大辞典』の電子化について Wiki 形式を中心に検討している。旧版の Wiki システムを試験的に作成した。

3 浄土宗関係典籍の電子化

・『四休菴貞極全集』(上中下巻)、『浄土宗寺院由緒書』(増上寺史料集)の第五巻から第七巻)の電子テキストを作成した。

4 講義、勉強会および会議

・3月31日に人文情報研(東京都文京区)に於いて、所長の永崎研宣氏と、『浄土正統』検索システムとS A Tとの連携のための作業を行った。

### 【研究会開催日及び研究内容】

平成28年4月4日新年度研究内容打合せ、

4月18日、25日、5月9日、16日検索システムの検討、

5月23日大辞典の電子化について検討、

5月30日データ入力業者と打ち合せ、

6月6日、13日、27日、7月4日、8月10日、22日、31日検索システムの検討、

9月12日データ入力業者と打ち合せ、

9月26日、10月17日、24日、11月7日、14日、28日検索システムの検討、

12月12日データ入力業者と打ち合せ、

12月19日検索システムの検討、

平成29年1月16日、23日、30日ウェブデザイナーと打ち合せ、

2月6日、13日検索システムの検討、

2月17日ウェブデザイナーと打ち合せ、

2月27日検索システムの検討、

3月6日ウェブデザイナーと打ち合せ、

3月13日検索システムの検討、

3月27日ウェブデザイナーと打ち合せ、

3月31日人文情報研永崎研宣氏と、S A Tとの連携のための作業。

【研究スタッフ一覽】

主務 佐藤堅正

研究員 後藤真法 齊藤舜健 柴田泰山 市川定敬

嘱託研究員 石川琢道 工藤暁導

研究スタッフ 大橋雄人

【文責・佐藤堅正】

## 浄土宗基本典籍の英訳研究

### 【研究目的・研究内容】

浄土宗劈頭宣言「世界に共生を」に基づき浄土宗の教えを世界に発信するため、『浄土宗聖典』の英訳・出版を目的とした研究会を開催する。『和語燈録』の英訳・編集・確認作業、『観経疏』英訳の集中研究会、Coats and Ishizuka S『Honen The Buddhist Saint』のテキスト化、本文・脚注などの確認作業を行う。また仏教聖典英訳に関する国際学会・会議などに参加し、翻訳に関する研究動向・現状を把握し、その成果をプロジェクトに反映する。英語ホームページに研究成果を公開し、世界に浄土宗の教えを発信していく

### 【作業大綱・進捗状況】

- ① 『和語燈録』・『観経疏』の英訳
  - ② 『四十八卷伝』英訳編集
  - ③ 和語燈録グロッサリーの作成・編集
- ① 『和語燈録』・『観経疏』の英訳については、平成二十八年六月から七月に、カルフォルニア州立大学バークレイ校仏教学・マーク・ブラム教授を招聘して集中研究会を開催した。この集中研究会において、『和語燈録』の「鎌倉二位の禪尼へ進ずる御返事」が完成。「大胡消息英訳」英訳の約8割が完成。『観経疏』「水相観」の英訳作業が完成。

② 『四十八巻伝』英訳編集については、ワッツ研究員が一年を通して、コーツ・石塚訳の見直し作業に取り組み、本文の訂正作業と脚注の確認作業を進行させた。

② 『和語灯録』グロッサリーの作成・編集

これまでに英訳をした文献に基づきグロッサリーを作成。現在、英文と和文を対照させ、収集語句について英訳三部経のindexを参照して選定中。

【研究会開催日及び研究内容】

第01回研究会 平成28年4月12日  
 第02回研究会 平成28年4月19日  
 第03回研究会 平成28年4月26日  
 第04回研究会 平成28年5月10日  
 第05回研究会 平成28年5月17日  
 第06回研究会 平成28年5月24日  
 第07回研究会 平成28年6月02日  
 第08回研究会 平成28年6月03日  
 第09回研究会 平成28年6月06日

第10回研究会 平成28年6月07日  
 第11回研究会 平成28年6月08日  
 第12回研究会 平成28年6月09日  
 第13回研究会 平成28年6月10日  
 第14回研究会 平成28年6月13日  
 第15回研究会 平成28年6月20日  
 第16回研究会 平成28年6月21日  
 第17回研究会 平成28年6月22日  
 第18回研究会 平成28年6月23日  
 第19回研究会 平成28年7月19日  
 第20回研究会 平成28年7月20日  
 第21回研究会 平成28年7月22日  
 第22回研究会 平成28年7月25日  
 第23回研究会 平成28年7月26日  
 第24回研究会 平成28年7月27日  
 第25回研究会 平成28年7月28日  
 第26回研究会 平成28年7月29日  
 第27回研究会 平成28年9月27日

第28回研究会	平成28年	10月	4日
第29回研究会	平成28年	10月	11日
第30回研究会	平成28年	10月	25日
第31回研究会	平成28年	11月	1日
第32回研究会	平成28年	11月	8日
第33回研究会	平成28年	11月	15日
第34回研究会	平成28年	11月	29日
第35回研究会	平成28年	12月	6日
第36回研究会	平成28年	12月	12日
第37回研究会	平成28年	12月	20日
第38回研究会	平成29年	1月	17日
第39回研究会	平成29年	1月	24日
第40回研究会	平成29年	1月	31日
第41回研究会	平成29年	2月	7日
第42回研究会	平成29年	2月	14日
第43回研究会	平成29年	2月	21日
第44回研究会	平成29年	3月	7日

【研究担当】

主務 戸松義晴

研究員 佐藤駿正

嘱託研究員 石田一裕、Jonathan Watts、北條竜士

研究スタッフ 小林惇道、高瀬顕功、平間理俊、松濤芙

紀

【文責・戸松義晴】

## 浄土宗基本典籍の翻訳研究（日常勤行式）

### 【研究目的・研究内容】

浄土宗21世紀劈頭宣言に掲げられる「世界に共生を」を具現化していくため、日本語を母語としない方々に対して、日常の勤行に使用可能な日常勤行式を作成し、浄土宗の国際化の一助とすることを目的とし、そのための第一段階として現行の日常勤行式を英語、ポルトガル語、イタリア語、ドイツ語、フランス語、(現代)中国語に翻訳する。

はじめに翻訳の準備作業として、日常勤行式の現代語訳および解説書の収集・整理を行い、これにより作成された資料を参照しながら、また、既存の日常勤行式の翻

訳(英語、ポルトガル語)や、英訳三部経・英訳選択集等を参照して、平成27年度において「香偈」から「送仏偈」までの訳が一通り完成している。しかし、その精度は問題を残すところであり、また訳という枠組みでは収まらない情報を訳注として加えていく作業を行う。

### 【作業大綱・進捗状況】

これまでに作成した翻訳について公開に堪えるものにするための最終チェックを行った。註記等については、註を付すべき語の選定および日本語による準備は完了した。今後は、註記の各国語訳を行い、同時に勤行式中の「十念」および「念仏一会」についてはこれまでの翻

訳作業では触れていなかったもので、どのように記述するかについて検討する必要がある。また、開教の現場より、冊子を作成するのであれば、単に勤行の意味内容を伝えるのみではなく、浄土宗の教えを簡潔に説明したものが必要であるという指摘を受けているので、これに対応すべく各国語の説明文を作成する。最終段階として、日常勤行式各国語冊子のためのレイアウト作業を進めていく。

### 【研究会開催日及び研究内容】

平成28年

4月19日、5月24日、6月28日、7月26日、10月11日、

11月15日、12月27日

平成29年

1月16日、2月9日、2月21日

### 【研究スタッフ一覧】

代表

戸松義晴

主務

市川定敬

研究員

齊藤舜健、井野周隆、田中芳道、八橋秀

法

嘱託研究員

米澤実江子、南宏信

研究スタッフ

西本明央、前田信剛、角野玄樹、林雅清、

原マリ、下村達郎

【文責・市川定敬】

## 法式研究

### 【研究目的・研究内容】

法式研究では、放生会の内容について考察し、現代における放生会の実用また応用を研究対象とした。放生会は『法要集』に掲載されていない。知恩院などでは修されているが、出僧も多く、また日常勤行式とは大きく異なるなど一般寺院では修するのは困難である。十夜法要

において放生会を併修する寺院もあるが、表白・酒水作法のみを加える形が多く、放生会儀軌ではない。内容もまちまちであり、修法が確立されていない。放生会はその内容から一般社会的にも需要が多いと考えられる。そこで敬首の『放生慈濟羯磨儀軌』を研究するとともに、

その内容に基づいた、「一般寺院」でも修することが可能な法要の構築を目的とした。

本研究会では、放生会を研究するにあたり、28年度を基礎研究、29年度を公開講座に向けての応用研究とし、放生会の典拠由来その内容と、儀軌規則との両側面について研究会を開催した。

### 【作業大綱・進捗状況】

本宗において修されている放生会の多くは『放生慈濟羯磨儀軌』である。そこで先ず『放生慈濟羯磨儀軌』の研究として、知恩院御忌に修されている放生会を現地調査記録し、法要の考察を行った。続いて大澤亮我先生よ

り「放生会」の由来、歴史、内容等の講義を受けた。また『放生慈濟羯磨儀軌』以外の放生会、他宗に於ける放生会の内容を考察した。さらに全国で伝統的に修されている寺社の一覽を作成し、放生会に関する資料の収集と、宗内を中心に可能な限りで取材を行った。

放生会は、捕獲された動物、魚類、鳥類などに善縁を与え、池、川、海、野に放ち、悪趣を離れしむことを目的とした法要で、浄土宗のホームページには「捕らえた虫・魚・鳥などの生きものを解放して自由にする法会のこと。仏教では殺生を戒めていることから、慈悲の実践として行われています。生きものを殺し、それを食べて人間は生きています。いくら殺生はいけないと言っても、それは止むを得ないことです。どんな生きものでも、他の生きもののいのちをいただいて生きています。そのいのちに感謝すること、そしていたずらに他のいのちを奪わないことを教えています。」と掲載されている。

その典拠は『梵網經』及び『金光明經』とし、説かれるところの、生命を尊重し、慈悲を以て放生の業を行ず

ることを勧める、を根拠とする。中国では南北朝時代から行われるようになり、天台大師智顛が『金光明經』により放生会を行い、放生池を作った。以降も民衆にも広がり、特殊な仏教儀礼から一般人も行うべき宗教儀礼として捉える事となった。日本においては『日本書紀』に「是日、詔諸國以放生」とあるのを初見とし、奈良時代以後に広く一般に普及して各地において行われるようになり、日常の善行として、現在においても多くの神社仏閣において行われている。

浄土宗においては主に敬首『放生慈濟羯磨儀軌』の式次第によつて儀礼が行われている。外陣正面に放生する生類を安置し、脇内陣側に烏枢沙摩明王を祀り、導師、維那及び式衆、出僧一から五にて勤める。『梵網經』に基づき、内容は烏枢沙摩明王解穢の真言をもつて生類に浄水を散洒し、三帰を授与し、仏名を称揚し、十二光仏・菩薩戒經の教えを授けて速やかに苦界を出離して菩提を成ずることを願うものである。

放生会執行寺院を取材した結果、一般寺院で行われて

いる放生会は、年中行事または十夜法要に因み大法要としてこの『放生慈濟羯磨儀軌』を省略して行っているものが多く、十夜法要次第中に表白、洒水を挿入するものもあつた。また業者等の依頼により放生会を行っている寺院では日常勤行に表白等、放生会の内容を加えて勤めているものもあつた。

それらを踏まえ、一般寺院、少人数でも執行可能な法要としての放生会を提案する。現在『放生慈濟羯磨儀軌』内容を基に、日常勤行式の形を踏襲して現在差定を構築している。

平成29年度末に公開講座において放生会の内容説明と共に新たに構築した放生会を勤める予定である。

### 【研究会開催日】

平成28年

4月14日、4月18日、4月25日、5月11日、5月30日、

6月22日、

6月27日、7月4日、8月8日、9月14日、9月26日、

11月7日、

11月28日

平成29年

1月16日、2月27日

### 【研究スタッフ一覽】

研究代表 坂上典翁

研究主務 中野孝昭

研究員 西城宗隆 荒木信道 柴田泰山 石田一

裕、八橋秀法

嘱託研究員 中野晃了 田中康真 山本晴雄 清水秀

浩 大澤亮我 粟飯原岳志

研究スタッフ 廣本榮康 渡辺裕章 八尾敬俊

【文責・中野孝昭】

## 布教研究

### 【研究目的・研究内容】

近世以降、布教指南書として有名な大日比法洲の『三法語講説』は、現代の教師が布教するうえでも大変学ぶ価値が高いものである。（ちなみに、『三法語講説』は、「講説大意」一卷・「大胡消息講説」二巻・「小消息講説」二巻・「一枚起請講説」二巻から成る）しかしながら原本が入手困難であり、また文体の古さ・用語の難解さ・差別用語等の理由により、良書にもかかわらず、宗内でもあまり広く活用されていないのが現状である。現在上記書物は、『大日比三師講説集』（全三巻／明治43年）、『浄土宗教学大系』九（「小消息講説」と「一枚起請講説」のみ収録、

昭和6年）、『浄土宗叢書』九（「一枚起請講説」のみ収録、昭和48年）に収録されているが、これらも入手は困難である。そこで、これらを翻刻・現代語化し、幅広く活用できるようにコンテンツとしたい。なお、本プロジェクトは四年（平成28～31年度）計画である。

### 【作業大綱・進捗状況】

- ①天保十年版を底本としてテキスト化する。
- ②テキストを現代仮名遣いや漢字表記にあらためる。
- ③差別表現などに配慮し、現代語化する。
- ④注記を付す。

上記作業を研究員・スタッフで分担して行い、研究会において精査する。

平成28年度上半期は、「講説大意」を適宜、段落分けをして、研究員8名の分担を決め、翻刻、現代語訳、注釈作成を行ってきた。今後、凡例を作成し、用語の統一化などを行う予定である。下半期は、「一枚起請講説」(上下)を段落分けして、各研究員が、分担して翻刻、現代語訳、注釈作成を作業中である。現在、上巻の半分まで作業が終了している。また、大日比研究者である西圓寺の西村光正先生をお招きして、所内講習会を行った。

**【研究会開催日及び研究内容】**

平成28年

- 第1回研究会 4月14日 研究計画立案
- 第2回研究会 4月20日 研究計画立案
- 第3回研究会 4月26日 「講説大意」概要調査・担当者割振り

第4回研究会 5月13日 「講説大意」現代語化作業  
宮人担当分

第5回研究会 5月20日 「講説大意」現代語化作業  
後藤担当分

第6回研究会 5月30日 「教化研究」原稿作成

第7回研究会 6月10日 「講説大意」現代語化作業  
八木担当分

第8回研究会 6月17日 「講説大意」現代語化作業  
伊藤担当分

第9回研究会 6月24日 「講説大意」現代語化作業

中川担当分

第10回研究会 7月1日 「講説大意」統合作業、凡例作成

第11回研究会 7月22日 「講説大意」現代語化作業  
大高担当分

第12回研究会 7月29日 「講説大意」現代語化作業  
宮田担当分

第13回研究会 8月19日 「講説大意」現代語化作業

遠田担当分

第14回研究会 8月30日 「講説大意」 統合作業、凡例

作成

第15回研究会 9月9日 「一枚起請講説」 概要調査・

担当者割振り

第16回研究会 10月7日 「一枚起請講説」 現代語化作

業 宮人担当分

第17回研究会 10月14日 「一枚起請講説」 現代語化作

業 中川担当分

第18回研究会 10月28日 「一枚起請講説」 現代語化作

業 八木担当分

第19回研究会 11月11日 「一枚起請講説」 現代語化作

業 後藤担当分

第20回研究会 12月2日 「一枚起請講説」 現代語化作

業 伊藤担当分

第21回研究会 12月9日 「一枚起請講説」 現代語化作

業 遠田担当分

第22回研究会 12月22日 「講説大意」 翻刻見直し、凡

例作成

平成29年

第23回研究会 1月10日 「講説大意」 翻刻見直し

第24回研究会 1月27日 「一枚起請講説」 現代語化作

業 宮田担当分

第25回研究会 2月3日 「講説大意」 翻刻見直し

第26回研究会 2月10日 「一枚起請講説」 現代語化作

業 大高担当分

第27回研究会 2月24日 「一枚起請講説」 現代語化作

業 宮人担当分

第28回研究会 3月3日 「一枚起請講説」 現代語化作

業 中川担当分

第29回研究会 3月31日 「講説大意」 翻刻見直し

**所内勉強会**

H29年 3月10日（金） 午後1時～3時  
30分 於：明昭会館4回第1会議室

「大日比西圓寺に関する研究について」

講師・西村光正先生（願王寺住職・西圓

寺副住職／筑波大学大学院講師）

【研究スタッフ一覧】

代表 今岡達雄

主務 後藤真法

研究員 八木英哉 宮人良光

嘱託研究員 郡嶋昭示 中川正業

研究スタッフ 大高源明 伊藤弘道 遠田憲弘

宮田恒順

【文責・後藤真法】

## 教学研究Ⅰ

### 【研究目的・研究内容】

本研究班では、善導大師の主著である『観経疏』の現代語訳・訳注の研究を行うことを主目的とする。『観経疏』は法然上人の『選択集』とならび、宗学の根本的な典籍であるにも関わらず、これまで決定版といふべき現代語訳がなかった。本研究会では、三祖良忠上人による注釈書『伝通記』の解釈に依ることによって二祖三代の教学を基軸としながらも、すでに並行して開始している英語訳作業や最新の中国仏教研究の成果も踏まえた研究成果を報告してゆく。

今後、開宗八五〇年や善導大師一三五〇年をひかえる

浄土宗において、本書の現代語訳を作成することは、おおいに意義のあることであり、かつこれら大事業における記念事業の一環ともなることであろう。

### 【作業大綱・進捗状況】

平成二八年度の作業大綱と進捗状況は概ね以下の通りである。

- ① 善導大師『観経疏』玄義分より随時、現代語訳および訳注の研究を進めている。研究主務が作成した下訳をもとに、研究会において研究員および研究スタッフによる内容検討を行い、さらに現代語としての読みやすさを考慮に入れた訳文および脚

注を作成している。

- ② 読み進めるにあたって、三祖良忠上人の『観経疏伝通記』の注釈をベースにしつつ、法然上人の『選択集』『逆修説法』や聖光上人の諸著作、さらには浄土三部経の解釈ともすり合わせをしながら現代語訳を作成している。

- ③ 進捗状況については、玄義分の科段、序題門、釈名門、宗旨門、説人差別門、定散料簡門を終えて、現在、経論和会門の中途まで訳文作業が進んでいる（『浄土宗大書』二巻、六三頁下段）。

【研究会開催日及び研究内容】

平成二八年：四月一日、五月九日、三〇日、六月六

日、一三日、二〇日、二七日、七月二五

日、九月二日、一〇月三日、一〇月二四

日、十一月七日

平成二九年：一月三日、三〇日、二月二三日、二七日、

三月六日、一三日

※いずれも現代語訳作業を行った

【研究スタッフ一覧】

主務 柴田泰山

研究員 齊藤舜健、袖山榮輝、佐藤堅正

嘱託研究員 坂上雅翁、石田一裕、石上壽應、工藤量導

研究スタッフ 大橋雄人、杉山裕俊

【文責・柴田泰山】

## 教学研究Ⅱ（京都分室）

### 【研究目的・研究内容】

本研究班は、現在の浄土宗のさまざまなあり方の基盤が確立するポイントが江戸期に存するという見立てに基づいて、江戸期の浄土宗の教学・法式・布教等がどのようであったのかを明らかにすることを目的としている。

個別の研究として浄土宗正所依の經典である『浄土三部経』が、近世以降どのように理解されてきたのかを調査研究紹介すべく、義山良照『浄土三部経随聞講録』の読解研究を行なってきた（研究内容・作業大綱の1に相当）。

江戸期の浄土宗の教学等についてさらに広く解明する

ため、江戸期の浄土宗関連人物のリストアップと相互の関連調査、年表化作業を行っている（研究内容・作業大綱の2に相当）。

（1）義山『浄土三部経随聞講録』の書き下し文を作成する。その際、浄土本の誤植などは修正する。出典を極力調査する。

（2）現在の浄土宗への流れを把握することを念頭に置き、江戸期の浄土宗関連人物について、可能な限りできるだけ広い範囲で、人物、業績のリストアップと関連付けを行う。

【作業大綱・進捗状況】

本年度は次の作業・活動を行った。

(1) 『観無量寿経随聞講録』巻中之一(『観無量寿経』

正宗分の内、日想観から像想観までの釈)の書き下し及び出典注の作成。事前に研究員が各自分担して書き下し文及び註記を作成し、研究会において修正してゆく。

(2) 続浄所収の『蓮門精舎旧詞』の人名・寺院名等のタグ付けによる内容把握作業。特に第二十冊に見られる江戸期の人物について個別のコメント作成作業。

【研究会開催日及び研究内容】

平成28年

4月12日(分室設置プロジェクト合同研究会)、4月26日、5月10日、6月7日、6月13日、6月21日、6月28日、6月29日、7月5日、7月6日、7月19日、7月20日、8月30日、9月27日、10月12日、10月18日、10月19日、10月26日、11月30日、12月7日、12月13日、12月

14日、12月20日

平成29年

1月11日、1月18日、1月31日、2月1日

【研究スタッフ一覽】

主務 齊藤舜健

研究員 八橋秀法、井野周隆、市川定敬、田中孝道

嘱託研究員 曾田俊弘、伊藤茂樹、南宏信、米澤実江子

研究スタッフ 西本明央、角野玄樹、岩谷隆法、永田真隆

【文責・齊藤舜健】



# 研究ノート

## 法然上人の教えとカウンセセリング

### 中原実道氏のカウンセセリング理論

—法然上人の寄り添いとの関係性—

浄土宗総合研究所研究スタッフ 春本龍彬

雄氏の「中原実道氏のカウンセセリング理論について」

『日本仏教社会福祉学会年報』四六、七三～八四頁、

二〇一五）を参考に整理すれば以下の通りである。

### 一、はじめに

浄土宗の僧籍を持ち、カウンセセラ―として活躍した中原実道氏はカール・ランソム・ロジャーズのカウンセセリング理論、即ち来談者中心療法をベースとして、法然上人の教えに基づくカウンセセリング理論（以下、中原理論と記す）を打ち出したと言われる。

中原理論に関して「浄土宗とカウンセセリング」（『浄土学』四六、一～二六頁、二〇〇九）、並びに曾根宣

・中原理論はカウンセセラ―自身がそもそも凡夫であるため、空になって、無になって、相手の言う言葉をありのままに、無条件に受け入れていくことは実際のところ不可能であるという立場に立つ。そして、空になれなくても、無になれなくても、相手の現状を精一杯の姿なのだと思え止めることによって、相手を否定することなく、肯定していくことが凡夫であるカウンセセラ―に唯一実戦可能なカウンセセリングであると考

える。

・ 中原理論では相手の現状が精一杯の姿であると受け止めることを重要視する一方で、善悪の判断については仏説である戒律に基づくべきであるとすると。戒律という善悪の基準がありながらも、行動を起こさざるを得ない姿こそ凡夫の精一杯の姿なのであり、カウンセリングではその姿をありのままに受け止めていくことが重要であると見做す。

・ 中原理論が主張するカウンセリングの手法は、クライエントへ問題解決の方策を専門的な技術や自身の経験から導かれた知識によって指示するものではない。クライエントに寄り添い、クライエントは精一杯の姿なのだとして受け止め、相手を否定することなく積極的に傾聴することを主としている。

・ 中原理論においてカウンセリングと信仰の問題は、カウンセリングを行う中で相手との信頼関

係が構築出来たのであれば、時には救いとなる仏の教えを提示する必要があるとされる。

では一体、中原氏は法然上人のどのような教えを参考としつつ、上述したようなカウンセリング論を独自に確立したのであろうか。

本稿では中原氏の言及を確認した上で、更に法然遺文から読み取ることが可能な法然上人の姿に着目し、最後に中原理論の位置付けについて一考してみたい。

## 二、中原実道氏の言及

中原氏は「より添う心」(『仏教とカウンセリング』三二、三五、六六頁、一九九六)において、室泊の遊女化益の事に触れつつ次のように言及している。<sup>(1)</sup>

法然上人さまのこのお姿を私たちカウンセラーの姿として頂いていきとうございます。<sup>(2)</sup>

この言及から、中原氏がカウンセリング理論構築の段階において『四十八巻伝』に所収されている室

泊の遊女化益の事から読み取れる法然上人の姿を参考にしていたことは明白である。

それでは、中原氏は室泊の遊女化益の事に記述されているどのような法然上人の姿を大切にしていたのであろうか。室泊の遊女化益の事を見てみたい。

同国室の泊に着き給うに、小船一艘近付き来る。

これ遊女が船なりけり。遊女申さく、「上人の御船の由承りて推参し侍るなり。世を渡る道区々なり。如何なる罪ありてか、斯かる身となり侍らむ。この罪業重き身、如何にしてか後の世助かり候べき」と申しければ、<sup>(A)</sup>上人哀れみて宣わく、「<sup>(B)</sup>実にも左様にて世を渡り給うらん罪障、真に軽からざれば、酬報又計り難し。若し斯からずして、世を渡り給わぬべき計り事あらば、速やかにその業を捨て給うべし。若し余の計り事もなく、又、身命を顧みざる程の道心未だ起こり給わずば、唯、その儘にて、もつばら念仏すべし。弥陀如来は、左様なる罪人の

為にこそ、弘誓をも立て給える事にて侍れ。

唯、深く本願を馮みて、敢えて卑下する事なき」由、懇ろに教え給いければ、遊女随喜の涙を流しけり。後に上人宣いけるは、「この遊女、信心堅固なり。定めて往生を遂ぐべし」と。帰洛の時、ここにて尋ね給いければ、「上人の御教訓を承りて後は、この辺り近き山里に住みて、一途に念仏し侍りしが、幾程なくて臨終正念にして往生を遂げ侍りき」と人申しければ、「わづらん為つらん」とぞ仰せられける。<sup>(3)</sup>

ここで注目に値するのが傍線部である。傍線部<sup>(A)</sup>には「上人は不憫に思つて」<sup>(4)</sup>とあり、法然上人が遊女に同情したと記されている。傍線部<sup>(B)</sup>には遊女の状況を受け止めつつも戒律に基づいて善悪を示し、最後に「ただ深く本願を頼んで、決して自分を卑下してはなりません。<sup>(5)</sup>本願を頼んで念仏すれば、往生は疑いありません。」という浄土宗の教えを

提示する法然上人の様子が記述されている。

したがって、この記事から遊女の行いが戒律に抵触すると理解しつつも、遊女の置かれている立場に寄り添い、仏の教えを示している法然上人の姿が読み取れると考えられる。

おそらく、中原氏はこのような法然上人の姿に感銘を受けていたのであろう。事実、中原理論においては来談者を精一杯の姿であると受け止め、寄り添うことが重要視されており、場合によっては仏の教えを提示することも必要であるとされている。

### 三、法然上人の姿

中原氏の言及については上述した通りであるが、本節では室泊の遊女化益の事以外の記事から読み取ることが可能な法然上人の姿に着目してみたい。

現存する法然遺文は教書、法語、消息、対話、伝語、制誡、伝記、問答などに分類することが可能であるが、その中でも中原理論との兼ね合いを一考す<sup>(6)</sup>

る上で重要な情報が記載されていると思われる遺文は伝記、及び問答であろう。

伝記は人間像を中心に記述しつつも、法然上人と来談者の間で交わされた様々なやり取りが所収されており、問答は法然上人と質問者の受け答えが明確に記されているため、両者は相談活動が目的であるカウンセリングとの関係性を検討するのに適切な資料であると考えられる。

#### (一)、伝記

それでは先ず、伝記の資料を三点見ていきたい。

##### (あ)熊谷入道蓮生の事<sup>(7)</sup>

第一に『四十八巻伝』に所収されている熊谷入道蓮生と法然上人のやり取りを確認してみたい。

武蔵国の御家人、熊谷の次郎直実は、平家追討の時、所々の合戦に忠を致し、名を揚げしかば、武勇の道並びなかりき。然るに、宿善の内に催しけるにや、幕下將軍を恨み申す事ありて、心

を起こし、出家して蓮生と申しけるが、聖覚法印の房に尋ね行きて、後生菩提の事を尋ね申しけるに、「左様の事は、法然上人に尋ね申すべし」と申されければ、上人の御庵室に参じにけり。「罪の軽重を言わず、唯、念仏だにも申せば往生するなり。別の様なし」と宣うを聞きて、さめざめと泣きければ、<sup>(c)</sup>怪しからずと思ひ給いて、物も宣わず、暫くありて、「何事に泣き給うぞ」と仰せられければ、「手足をも切り、命をも捨ててぞ、後生は助からむずるとぞ、承らむずらんと存ずる所に、唯、念仏だにも申せば、往生はするぞと、易々と仰せを被り侍れば、余りに嬉しくて、泣かれ侍る」由をぞ申しける。<sup>(d)</sup>真に後世を恐れたるものと見えければ、「無智の罪人の念仏申して往生する事、本願の正意なり」とて、念仏の安心細かに授け給いければ、二心なき専修の行者にて、久しく上人に仕え奉りけり。<sup>(8)</sup>

ここで注目したいのが傍線部である。傍線部(C)には「とんでもないことだと思いいになって、何もおっしゃらず、しばらくして」<sup>(9)</sup>とあり、熊谷入道蓮生の事を心配して寄り添い、何も言わずに見守る法然上人の姿が記されており、傍線部(D)には「何の智慧もない罪人が念仏を称えて浄土に往生することとは、阿弥陀仏の本願のご本意なのです」<sup>(10)</sup>と浄土宗の教えを提示する法然上人の様子が記述されている。<sup>(11)</sup>

#### (い) 高砂浦人の教化の事

第二に、同じく『四十八卷伝』に所収されている高砂浦人と法然上人のやり取りを確認してみたい。

播磨国高砂の浦に着き給うに、人多く結縁しける中に、七旬余りの老翁、六十余りの老女、夫婦なりけるが申しけるは、我が身は、この浦の海人なり。幼くより漁を業とし、朝夕に、鱗の命を絶ちて、世を渡る計り事とす。物の命を殺す者は、地獄に墜ちて苦しみ堪え難く侍るなるに、如何してこれを免れ侍るべき。助けさせ給

えとて、手を合わせて泣きけり。(E)上人哀れみ

て、(F)汝が如くなる者も、南無阿弥陀仏と唱う

れば、仏の悲願に乗じて浄土に往生すべき旨、

懇ろに教え給いければ、二人共に涙に噎びつつ

喜びけり。上人の仰せを承りて後は、昼は浦に

出でて、手に漁する事止まざりけれども、口に

は名号を唱え、夜は家に帰りて、二人共に声を

上げて終夜念仏する事、辺りの人も驚くばかり

なりけり。遂に臨終正念にして、往生を遂げに

ける由伝え聞き給いて、機類万品なれども、念

仏すれば往生する現証なりとぞ仰せられける。(13)

ここで注目したいのが傍線部である。傍線部(E)

には「上人は憐れんで」(14)とあり、高砂浦人に寄り添

う法然上人の姿が記されており、傍線部(F)には

「あなたたちのような者も、南無阿弥陀仏と称えれ

ば、阿弥陀仏の悲願に助けられて、浄土に往生出来

る。(15)」と浄土宗の教えを提示する法然上人の様子が記

述されている。

### (5) 平重衡の事<sup>(16)</sup>

第三に『平家物語』に所収されている平重衡と法然上人のやり取りを確認してみたい。

三位中将土肥次郎を召て、「出家をせばやと思

うは如何あるべき」と宣えば、実平此由を九郎

御曹司に申す。院の御所へ奏聞せられたりけれ

ば、「頼朝に見せて後こそ、ともかうも計らわめ、

唯今は争か許すべき。」と仰ければ此由を申す。

「さらば年来契りたりし聖に、今一度対面して、

後生の事を申談せばやと思うはいかがすべき

と宣えば、「聖をば誰と申候やらん」「黒谷の法

然房と申人也」「さては苦しう候まじ」とて許

し奉る。中将斜ならず悦て、聖を請じ奉て、

泣々申されけるは「今度生ながら捕れて候ける

は、再上人の見参に罷入べきで候けり。さても

重衡が後生いか候べき。身の身にて候し程は、

出仕に紛れ、政務にほだされ、僣慢の心のみ深

して却て当来の昇沈を顧ず。況や運尽き世乱て

より以来は、ここに戦い、かしこに争い、人を滅し身を助らんとする悪心のみ遮て、善心はかつて起らず。就<sup>レ</sup>中に南都炎上の事は、王命とていい武命といい、君に仕え世に随う法遁がたくして、衆徒の悪行を静めんが為に罷向て候し程に、不慮の伽藍の滅亡に及候し事、力及ばぬ次第にて候えども、時の大將軍にて候いし上は、責め一人に帰すとかや申候なれば、重衡一人が罪業にこそなり候ぬらめと覚え候。且はか様に人しれずかれこれ恥をさらし候もかしながら其報とのみこそ思知れて候え。今は首を剃り戒を持なんどして偏に仏道修行したう候えども、かかる身に罷成て候えば、心に心をもまかせ候わず。今日明日とも知らぬ身の行末にて候えば、如何なる行を修しても一業助かるべしとも覚えぬこそ口惜う候え。情々一生の化行を思うに、罪業は須弥よりも高く、善業は微塵ばかりも蓄えなし。かくて空く命終なば、火血刀の苦果、

敢て疑なし。願くは上人慈悲を發し、憐を垂れてかかる悪人の、助りぬべき方法候わば、示給え」<sup>(一)</sup>其時上人涙に咽て、暫は物も宣わず。良久しう有て「誠に受難き人身を受ながら、空しう三途に帰り給わん事、悲しんでも猶余あり。然るを今穢土を厭い、浄土を願わんに、悪心を捨てて善心を發しましさん事、三世の諸仏も定て随喜し給うらん。それについて出離の道まぢまちなりといえども、末法濁乱の機には、称名を以て勝れたりとす。志を九品に分ち、行を六字に縮めて、如何なる愚痴闇鈍の者も唱るに便あり。<sup>(二)</sup>罪深ければとて、卑下したまうべからず。十悪五逆回心すれば往生を遂ぐ。功徳少ければとて、望を絶べからず、一念十念の心を致せば、来迎す。専称名号至西方と釈して、専名号を称すれば、西方に至る、念々称名常懺悔と演て、念々に弥陀を唱れば懺悔する也と教えたり。利劍即是弥陀号を憑めば、魔縁近づか

ず。一声称念罪皆除と念ずれば、罪皆除けりと見えたり。浄土宗の至極、各略を存して、大略是を肝心とす。但往生の得否は、信心の有無に依べし。唯深く信じて努々疑をなし給うべからず。もし此教を深く信じて行住座臥時処諸縁を嫌わず、三業四威儀に於て、心念口称を忘れ給わずば、畢命を期として、此苦域の界を出で、彼不退の土に、往生し給わん事、何の疑かあらんや」と教化し給いければ、中将斜ならず悦て「此次に戒を持ばやと存候は、出家仕らでは叶候まじや」と申されければ、「出家せぬ人も、戒を持つ事は世の常の習い也」とて、額に剃刀をあててそるまねをして、十戒を授けられければ、中将随喜の涙を流いて、是を受保ち給う。<sup>(一)</sup>上人も万物哀に覚えて、搔暗す心地して、<sup>(二)</sup>泣々戒をぞ説れける。御布施と覺しくて、年比常におわして遊れける侍の許に預置れける御硯を、知時して召寄て、上人に上り、「是をば人にた

び候わで、常に御目のかかり候わん所に置れ候て、某が物ぞかすと、御覧せられ候わん度ごとに思食なずらえて御念仏候べし。御隙には経をも一卷、御廻向候わば然るべう候べし」など、泣々申されければ、<sup>(三)</sup>上人とかうの返事にも及ばず、是を取て懐に入れ、墨染の袖を絞りつつ泣々帰り給いけり。<sup>(四)</sup>

ここで注目したいのが傍線部である。傍線部(G)には「その時上人は涙に咽び、しばらく何も言わず、やや時間が過ぎてから」とあり、涙を流しながら無言のまま平重衡に寄り添う法然上人の姿が記されており、傍線部(H)には平重衡の立場を理解しつつも「罪が深いからといって卑下してはなりません。十悪、五逆という罪がある者でも回心すれば往生することが出来ます。功德が少ないからといって望みを絶つべきではありません。一念でも、十念でも、心を致して念仏を称えれば、阿弥陀仏は来迎してください。」などと浄土宗の教えを提示する法然上

人の様子が記述されている。

また、傍線部（I）には「上人も全ての事が哀れだと感じて、悲しみにくれて」とあり、平重衡の思を受け入れる法然上人の姿が記されており、傍線部（J）には泣きながら戒律を説く法然上人の様子が記述されている。

更に、傍線部（K）には「上人はあれこれと返事をせず、これ（硯）を取って懐に入れ、黒衣の袖を絞りつつ泣きながら帰られた<sup>(18)</sup>」とあり、平重衡の思いに寄り添いつつ、やるせない気持ちを胸に帰路に着く法然上人の様子が記述されている。

伝記資料から窺うことが可能な法然上人の姿は以上の通りであり、特に傍線部の内容に焦点を当ててみれば、法然上人が来談者の思いに寄り添いつつ<sup>(19)</sup>、仏の教えを提示していた<sup>(20)</sup>ことに気付かされるのではなからうか。

ちなみに、中原氏は来談者へ仏の教えを示すこと

について以下のように言及している。

カウンセリングでの相談はみな俗事。精神的に成長さえすれば、誰でもが見えてくる解決の知恵と方法。それを、わざわざ教え示してやる、指示してやる必要はない。見えてくるところまで、心の成長を援助してゆくのがカウンセリングなのだから。だが、仏や仏の救いは超世の、世の中の常識を越えた仏の願、救済の方法で、凡夫が到底及びもつかない、思いつかない次元の違う質のもので、教えられ、示されない限り気づかないもの、たどりつけないものです。カウンセリングの対話（傾聴）で、よい関係のできたクライエント（来談者）に対して、カウンセラーが僧として次元の違う救い、仏を示しても、すつと受け容れられます。「指示する」ことについての矛盾は今感じません。<sup>(21)</sup>

そして、次のようにも述べている。

これはもう自分も限界だなあと思うところまで

徹底的に相手に受け入れられて、相手に大事にされて、私の言うことならなんでも聞くような状態になってきたときに、この超世の願を示さなきゃいけない。今やつとこさたどり着いたんではありません。<sup>(22)</sup>

前述した中原氏の言葉から、中原氏が世俗の悩みを持った来談者へ時には仏の教えを説くべきであるという立場に立っていたことが理解される訳だが、おそらく法然上人も中原氏が行き着いた考えとほぼ同様の思いを抱きつつ、精一杯の姿で相談に訪れる人々へ寄り添い、仏の教えを示していたと推察される。

## (二) 問答

では、続いて問答の資料を三点観察していきたい。

### (イ) 「十二箇条問答」

第一に『和語灯録』に所収されている信心に関する問答を確認してみたい。

問いていわく、往生を願わぬにはあらず、願うというともその心勇猛ならず。また念仏を卑しと思うにはあらず、行じながら疎かにして明かし暮らしそうらえば、かかる身なればいかにもこの三心具したりと申すべくもなし。さればこの度の往生をば思い絶えそうろうべきにや。

答えていわく、<sup>(1)</sup>浄土を欣えども熾しからず、念仏すれども心のゆるなることを嘆くは往生のころざしのなきにはあらず。ころざしのなき者はゆるなるをも嘆かず熾しからぬをも悲しまず。急ぐ道には足の遅きを嘆く、急がざる道にはこれを嘆かざるがごとし。また好めばおのずから発心すと申す事もあれば、漸漸に増進して必ず往生すべし。<sup>(M)</sup>日ごろ十悪五逆を造れる者も臨終に初めて善知識に遇いて往生する事あり。いわんや往生を願ひ念仏を申して我が心の熾しからぬことを嘆かん人をば仏も哀れみ菩薩も護りて、障を除き知識に遇いて往生を得

ここで注目したいのが傍線部である。傍線部(L)には「浄土往生を願いはしてもその思いは高まらず、また、念仏を称えはしてもその心がおろそかになる。そのように嘆くのは、往生の志がないわけではありません。志のない人は、おろそかになってもそれを嘆かず、思いが高まらなくてもそれを悲しむことがないものです。」<sup>(24)</sup>と質問の内容を肯定的に捉える法然上人の対応が記されており、傍線部(M)には「日頃から、十悪や五逆という重い罪を造つてしまふ者でも、臨終に初めて善知識に会つて往生を遂げることもあります。まして、往生を願ひ念仏を称えながらも、往生に対する思いが高まらないと自ら嘆く人をこそ、仏さまは哀れんでくださり、菩薩さまも往生が叶うようにと、さまざまな障害から守つてくださるのです。そして善知識に会うことも出来、必ず往生が叶うのです。」<sup>(25)</sup>と浄土宗の教えを提示する法然上人の受け答えが記述されている。

(ロ)「二百四十五箇条問答」

第二に、同じく『和語灯録』に所収されている妄念に関する問答を確認してみたい。

一つ、心を一つにして心よく直りそうらわずとも、何事を行いそうらわずとも、念仏ばかりにて浄土へは参りそうろうべきか。

答う、<sup>(N)</sup>心の乱るるはこれ凡夫の習にて力及ばぬ事にてそうろう。<sup>(O)</sup>ただ心を一つにしてよく御念仏せさせたまひそうらわば、その罪を滅して往生せさせたまうべきなり。その妄念よりも重き罪も念仏だにしそうらえば失せそうろうなり。<sup>(26)</sup>

ここで注目したいのが傍線部である。傍線部(N)には「心が乱れてしまうのは凡夫の性であつて、どうにも力の及ばないことです。」<sup>(27)</sup>と質問の内容を否定しない法然上人の対応が記されており、傍線部(O)には「ただ一心に往生を願つてよくお念仏を称えれ

ば、そうした妄念などの罪の報いは滅せられ、阿弥陀さまが往生を叶えてくださいます。心に湧き起る妄念より重い罪の報いでも、念仏さえよく称えれば消えてなくなるのです。<sup>(28)</sup>と浄土宗の教えを提示する法然上人の受け答えが記述されている。

(ハ)「上人と明遍との問答」

第三に、同じく『和語灯録』に所収されている法然上人と明遍の問答を確認してみたい。

明遍問いたてまつりてのたまわく「末代悪世の我ら、かようなる罪濁の凡夫、いかにしてか生死を離れせうろうべき」。

上人答えてのたまわく「南無阿弥陀仏と申して極楽を期するばかりこそし得つべき事と存じてせうらえ」。

僧都のいわく「それは形のようにさせうろうべきかと存じてせうろう。それにとりて決定をせん料に申しつるんせうろう。それに念仏は申しせうらえども心の散るをばいかがりせうろう

べき」。

上人答えていわく「<sup>(29)</sup>それは源空も力及びせうらわす」。

僧都のいわく「さてそれをばいかがりせうろうべき」。

上人のいわく「<sup>(30)</sup>散れども名を称すれば仏願力に乗じて往生すべしとこそ心得てせうらえ。ただ詮ずるところ多らかに念仏を申しせうろうが第一の事にてせうろうなり」。

僧都のいわく「斯うせうろう、斯うせうろう。これ承りに参りつるせうろう」と。「これより前後にはいささかもことばなくて出でられにけり。」

上人また僧都退出の後当座の聖たちに語りてのたまわく「欲界散地に生まれたる者はみな散心あり。譬えば人界の生を受けたる者の目鼻のあるがごとし。散心を捨てて往生せんといわん事、その理しかるべからず。散心ながら念仏申

す者が往生すればこそめでたき本願にてはあれ。

この僧都の念仏申せども心の散るをばいかがす  
べきと不審せられつるこそいわれず覚ゆれ」と。

三二五<sup>(29)</sup>

ここで注目したいのが傍線部である。傍線部(P)には「それは、この源空も力及ばないことです。」<sup>(30)</sup>と明遍の悩みに理解を示す法然上人の対応が記されており、傍線部(Q)には「心が散り乱れようとも、名号を称えれば阿弥陀さまの本願の力に乗じて、必ず往生は叶うものと心得ております。要は、大いに念仏を称えるのが一番大切なことなのです。」<sup>(31)</sup>と浄土宗の教えを提示する法然上人の受け答えが記述されている。

問答から読み取ることの出来る法然上人の対応や受け答えは以上の通りである。問答という文献の性質上、法然上人がどのような思いで相手の質問に答えていたのかという点については、その情報が削ぎ

落とされてしまっているため不明と言わざるを得ないが、前項において整理したような伝記資料に見られる法然上人の人間像を踏まえた上で想像をたくましくするのであれば、おそらく法然上人は質問者の思いに寄り添った上で、質問の内容を決して否定することなく、浄土宗の教えを交えながら回答を行っていたと推測される。

問答に関する遺文から読み取ることの出来る相手を決して否定することなく、<sup>(32)</sup>浄土宗の教えを提示するという法然上人の姿は、中原理論における相手を否定することなく、肯定し、時には仏の教えを提示すべきであるという考え方に類似していると思われる。

#### 四、おわりに

本稿ではここまで、中原氏の言及を確認した上で、法然遺文から読み取ることの出来る法然上人の姿を例示してきたが、その結果、中原氏が参考にしてい

た法然上人の姿と非常に近い描写を幾つかの法然遺文に見出すことが出来たと考える。中原氏の論考自体に直接的な言及は確認されないものの、もしかしたら中原氏は、これらの資料から導かれる教えをも参考にしていたのかもしれない。

もちろん、本稿で取り上げた法然遺文は数多く遺されている法然遺文の極一部であり、今後は他の法然遺文を含めた更なる考究が必要であると思われるが、本稿において明らかにした事柄に適正が存在しているのであれば、法然上人が中原氏の提言したカウンセリング理論と相通じるような行動を日常的に少なからず取っていたと言い得るであろう。

中原氏が提言したカウンセリング理論は、正に法然上人の御教えを継承する念仏者が実践すべき徳目の一つではなからうか。

注

(1) 室泊の遊女化益の事が史実ではないという可能性も指摘されているが、この点は本論の主旨と異なるため議論の対象としない。詳細については三田全信『成立史的法然上人諸伝の研究』(二一九～二二〇頁、平楽寺書店、一九六六)等を参照されたい。

(2) 中原実道「より添う心」(『仏教とカウンセリング』三二、六六頁、一九九六)。

(3) 『聖典』六・五五四～五五五。

(4) 浄土宗総合研究所編『現代語訳 法然上人行状絵図』(三三三頁、浄土宗、二〇一三)を参考とした。

(5) 浄土宗総合研究所編『現代語訳 法然上人行状絵図』(三三三頁、浄土宗、二〇一三)を参考とした。

(6) 石井教道編『昭和重修法然上人全集』(目次一～四一頁、平楽寺書店、一九五五)を参考とした。

(7) 詳細については三田全信『成立史的法然上人諸伝の研究』(一八〇～一八四頁、平楽寺書店、一九六六)等を参照されたい。

(8) 『聖典』六・四〇三～四〇四。

(9) 浄土宗総合研究所編『現代語訳 法然上人行状絵図』(二八七頁、浄土宗、二〇一三)を参考とした。

(10) 浄土宗総合研究所編『現代語訳 法然上人行状絵図』

(二二八頁、浄土宗、二〇一三)を参考とした。

(11) 尚、梶村昇氏は『四十八巻伝』に所収されている熊谷入道蓮生の事を取り上げ、「直実は世俗での出来事を事細かに話した。(中略)心の丈を述べたに違いない。直実は法然に話を聞いてもらっただけで、すでに開放感を味わったものと思う。」(梶村昇「布教の原点と法然上人の教化活動」『仏教教化研究』二六〇頁、思文閣出版、一九九八)と述べ、熊谷入道蓮生が法然上人に話を聞いてもらうことによって精神的健康回復を得ていた様子を読み取ることが可能であると言及している。

梶村氏の論考は法然上人の布教態度に関するものであるが、来談者中心療法などのカウンセリング理論に通じる内容を梶村氏が以上のように指摘している点は注目に値する。

(12) 詳細については三田全信『成立史的法然上人諸伝の研究』(四二二～四二四頁、平楽寺書店、一九六六)等を参照されたい。

(13) 『聖典』六・五五二～五五三。

(14) 浄土宗総合研究所編『現代語訳 法然上人行状絵図』(二八二頁、浄土宗、二〇一三)を参考とした。

(15) 浄土宗総合研究所編『現代語訳 法然上人行状絵図』(二八二頁、浄土宗、二〇一三)を参考とした。

(16) 詳細については三田全信『成立史的法然上人諸伝の研究』(二七四～二七六頁、平楽寺書店、一九六六)等を参照されたい。

(17) 『法伝全』九八二下～九八三下。尚、本文は現代仮名遣いに改めた。

(18) ( ) は換言を示す。

(19) 傍線部(C)、(E)、(G)、(I)、(K)が該当すると思われる。

(20) 傍線部(D)、(F)、(H)、(J)が該当すると思われる。

(21) 「浄土宗とカウンセリング」(『浄土学』四六二二頁、二〇〇九)。

(22) 曾根宣雄「中原実道氏のカウンセリング理論について」(『日本仏教社会福祉学会年報』四六、八二頁、二〇一五)。

(23) 『聖典』四・四四四。

(24) 浄土宗総合研究所編訳『法然上人のご法語③ 対話編』(二七七～一七八頁、浄土宗、二〇〇一)を参考とした。

(25) 浄土宗総合研究所編訳『法然上人のご法語③ 対話編』(二七八頁、浄土宗、二〇〇一)を参考とした。

(26) 『聖典』四・四五一。

- (27) 浄土宗総合研究所編訳『法然上人のご法語③ 対話編』(三四〇頁、浄土宗、二〇〇一)を参考とした。
- (28) 浄土宗総合研究所編訳『法然上人のご法語③ 対話編』(三四〇頁、浄土宗、二〇〇一)を参考とした。
- (29) 『聖典』四・四七五～四七六。尚、一一は割註を示す。
- (30) 浄土宗総合研究所編訳『法然上人のご法語③ 対話編』(一五七頁、浄土宗、二〇〇一)を参考とした。
- (31) 浄土宗総合研究所編訳『法然上人のご法語③ 対話編』(一五七頁、浄土宗、二〇〇一)を参考とした。
- (32) 傍線部(L)、(N)、(P)が該当すると思われる。
- (33) 傍線部(M)、(O)、(Q)が該当すると思われる。

## 大日比法洲上人『三法語講説大意』本文

### 《凡例》

一、本文は、長州託阿法洲和尚述『三法語講説并大意』

全七卷（華頂山藏版、宣許天保十年己亥十二月二

十六日）のうち、『三法語講説大意』一巻を翻刻し、

現代的な表記に改めたものである。改めた内容は、

① 仮名遣いを現代的仮名遣いに改め、② 漢字表記を  
変更する、の二点である。

一、翻刻にあたり、『大日比三師講説集』全三巻（長州

西圓寺藏版、明治四十三年発行）の上巻所収の『講

説大意』を、適宜参照して作業を行った。

一、漢字表記は基本的に常用漢字に改めた。ただし、

固有名詞に関しては、旧字を残す場合もある。

一、漢文の引用は、文脈上漢文のままで残すべきである  
と判断した場合を除き、すべて読み下した。

一、略字・異体字等は新字に改めた。

一、和字中の「変体仮名」は、平仮名に改めた。

一、くりかえしの記号は、漢字は「々」、ひらがなは  
「ヽ」とし、数文字を「／＼」で表記される部分は  
くりかえす文字数分記号を付した。

ましくくて ↓ まし、ゝて

一、文字の違いは傍らに（ママ）と付し、正しい字を  
添えた。

元享元年 ↓ 元享<sup>(ママ)</sup>元年

一、新たに「ヽ」「・」を付して読み方の便宜を図った。

一、割注は、へ〜で括った。

一、原文にルビが付されている場合は片仮名で、読みの便宜を図る為当班で付したルビは平仮名で傍らに表記した。

一、今日の人権擁護の見地に照らして不適切と思われる文章を一部削除し、【一部削除】と表記した。表  
現や語句については、出版当時の時代背景を考え合わせ、十分な注意の上活用して頂きたい。

《本文》

〈大胡消息・小消息・一枚起請〉 三法語講説大意

完 ① 専

(外題)

長州託阿法洲和尚述

印

三法語講説并大意

総本山知恩院蔵

(表紙裏)

大哉聖智

克鑑頹陽

水月所感

身心放光

誘斯生民

躋波壽鄉

其慈濟道

海闊天長

浄土門主

二品尊超謹題

印

印

蓮友法洲和尚、頃日、為三子、謹

宗祖法語三章、以為末学之資、其意蓋在摂化有情矣、

嗚呼、自非有悲智過人之材、何得有此举、予深感其志、

以聞之

華頂大王、大王、随喜之余、手親題其贊辭、以賜之、

因記其由云、

天保十年己亥夏六月

一心院沙門喚阿慈心謹誌

印

吉水三法語講說序

印

破邪顯正者。佛子之要務也。非破邪。不能以顯正。非顯正。不能以破邪。猶如兩輪之轉。缺一則不可也。雖然。是唯豪傑之士。荷擔大法者。能焉。固非庸人愚夫之所趾及也。西海法洲和尚者。蓮門之俊士也。志節慷慨。解行卓絕。蚤慕南山之高風。卒通吉水之淵源。長時孜孜。弘宣宗教。護法利人。以為己任。凡其所施作。無不扶宗之為也。往者。邪流之徒。猥稱自得。曲會祖文。講張為幻。將惑世俗。和尚。乃奮然著書。以拒邪。謀辯金鑰。判紫朱。機鋒迅疾。議論朗徹。以撞擊魔窟。以掃清区宇。邪徒無不為之披靡退縮。可謂愉快矣。頃日。復解釈祖文三通。有講說大意之作。蓋使自家後進之徒。由解行之正路也。厥為書也。一遵乃祖之雅訓。間附獨得之意見。剖拆微言。發揮幽致。機法心行之消

釈。總歸至當而后止。蓮門一家之教義。於是乎略亡余蘊也。學者或與前書併讀。則所謂破邪顯正者。庶亦有自得乎。經曰。扣法鼓。吹法螺。嚴護法城。開闡法門。和尚在焉。但其書。以国字方言。不須華文者。藉漫多說法之遺意耳矣。覽者苟獲魚忘筌斯可也。嗚呼。吉水大師。唱滅於東山以降。殆六百有余歲。邪風日熾。正義寢衰。至于近代。我門流弊。尤有不可勝言者。而今而後。斯書。布於海內。將來之徒。從挹吉水之淳源。則清濁自派。正邪無混。俾我。大師。微笑於那伽定中者。詎非和尚扶宗之成功哉。門人某。齋稿本來。謁予請序。予則展開一過。遂書數字於卷首。以表隨喜云。

天保八年丁酉臘八之日

華頂山知恩院貫主

響譽說玄撰

印

三法語講說大意

謹んで初学の講者に告す。凡そ仏門度生の本意は、機の楽欲に随うて、相應の法を示すを肝要とす。故に釈尊衆機の為に、八萬四千の法門を説き玉えり。されば仏弟子たる者は、専ら指南とすべきことなれども、此れは是れ、御在世及び正法の世を表とし、傍ら像法の世に至るの教法なり。既に末法の世に下りぬれば、説者みな凡僧にして、觀機三昧を得ざれば、応病与藥の識見なく、聴者も亦、皆十惡にして、三学無分の劣機なれば、假令い、自力修行の法門を聞くといへども、もとより其の器に非れば、修行に堪えず、誰か其の益を得ることを得んや。故に釈尊、時機を觀じて説法度生すべしとて、末法の世に、聖道自力の法を説くは、乾薪を摧きて水を求め、湿木を摧きて火を取らんとするが如しと、誠め玉えり。然れば今時偏えに浄土他力の法門を説くこと、全く釈尊の遺勅に隨順することなれば、たとい偏執なりと、他門の誹りを聞くととも、決して些少も恐慮すること勿れ。

一、他力往生の法門に、二あり。一に雜行往生、二に

正行往生なり。二行同じく往生を許すといへども、雜行は選擇、非本願の行にて、阿弥陀仏に、疎遠の行なれば、上機すら、百時一二、千時五三の往生にして、下機は、千中無一の失あれば此れを勧めず、唯阿弥陀仏に、親近の得ある、正行を勧めむるなり。而して此の正行に、誦誦、觀察、禮拜、称名、讚嘆供養の五種ありて、皆阿弥陀仏に親近の得あれども、前三後一は、本願の行に非ざれば、強いて勧めむる所に非ず。唯専ら勧めむるは、超世大悲の、本願念仏一法にあり。是れ則ち阿弥陀仏の本願に契い、釈尊の經説に契い、善導元祖兩大師、御開発の宗意に契う故なり。若し此の勧誘を非なりと誇るは、説者を誇るに非ず、兩尊兩祖を誇る人なれば、争でか此の必墮無間の獄人に伴いて、仏祖の御本意に背くべきや。既に元祖大師は、たとい斬罪に遇うとも、一向專修、云わずんばあるべからずとの玉えり。苟くも此の大師の流れを汲む者、たとい故障留難ありとも、退屈の心を生ずべけんや。淨教を弘通せんとならば、先ず斯く心地を堅め、而して後に講

説せよ。若し尔らずして、是れをなさば、たとい言辞玉を展べ、弁説懸河の如きも、名にあらずんば、必利、豈に其の益なきのみならんや、却つて大罪を積累するのみ。

一、浄土の法門多しと云えども、要中の要は、三心の法門なり。既に积尊は、具三心者必生彼国と説き、導師は、若少一心即不得生と积し玉えり。されば生と不生は、全く三心の具不具にわかれば、元祖大師、此の経釈の意を述して、浄土宗の肝要は、三心の法門にあるなりとの玉えり。爾れば浄教弘通の人は、専ら此の法門を演説すべし。たとい重説に聴衆厭怠の色をなすとも、是れは宿業深重にして、因縁未熟の機なれば、更に心にさしはさむことなかれ。有る人問うて云わく、大師三心の法門を、肝要との玉えども、本願所被の正機をば、愚鈍念仏第一と定め、又よくも知らぬ三心ざたして、往生や仕損じぬらん、とも誠め玉えり。斯く二説、反転するはいかなる故にや。答う。疾前無業機前無教の理りなれば、大師三心の勸誡も、所対の

機に随うて、差別するなり。されば此のことを、舜昌法印の評せられたる、勅修御伝に出たれば、被読すべし。今其の大意を云わば、無智無病の人に封して、こど、しく、三心ざたすれば、かえりて志をみだることもあれば、無益なり。又有智有病の人の三心具せざるも、聖教を学すれば、三心の発ることもあれば、此の人の為には、三心のさた肝要なれば、大師両様の御勸進あり。此の意を知るべしとなり。盡理極成の評、仰ぐべし。又問う。大師両様の御勸進、応病与薬の理り、実に尔るべし。さらば今何ぞ、三心の法門をさたすべきことのみを勧めて、三心無益の義趣を示さざるは、云何。答う。応病与薬は、一機に対するの教諭なり。今は衆機に対する、講説の大意なり。所対既に一多の別あり。教諭何ぞ全同ならん。しかして、衆機に封する中にも、愚鈍無病の機は至つて少なく、點智有病の機は甚だ多し。故に無病の少機を傍らにして、有病の多機を教諭すること、祖々伝々、講説の故実なるのみ。怪しむこと勿れ。

一、或る先哲の云わく、今時澆末の弊風、説法講談する者、我は是の聴徒に正法を教示し、往生の大果を得せしむる為の、仏使ぞと云うことを思わずして、すべて思惟工夫もなさず、口より出るままに、乱説をなす者あり。恐るべく、痛むべく、悲しむべきの窮りなり。予は説法するに、其の説く下を、兼ねて草稿し置きしを、又三遍以上勤學し、此の所斯く説かば、聴者の能聴して、安心を決着すべきや否と、或いは説者となり、或いは聴者となりて、思惟工夫せずして、説きたることなし。汝等、僧は仏の使いにして、至つての大任ぞと云うことを忘れて、世の弊風にならい、僞心に説法すべからずと、徒弟を勧誡し玉えりと。嗚呼金言なる哉。往年京師九条西福寺主に、弁譽忍貞上人と云えるありしが、智道兼備にして、毎歳極月大尽日より、七日別行に入り、八日の日中には、淨教開講を、例式とせられるが、一年其の時刻に至りし故、講説に及ばんとせらるゝを、弟子中より、未だ參詣一人もなし。今暫らく待ち玉えと云うに答えて、我が説法は、唯人

間を所対とするに非ず、凡そ正法を説く所には、仏菩薩影向し玉い、諸天冥衆は空中に雲集して、法益にあづかり玉うと、經説顯然なれば、疑うべき理なしとて、常の如く説法をはじめられたるとなり。げにかゝるを、ぞ真の仏使と云うべし。講者必ず此の心操にならいて、聴徒の増減を意とせず、唯正義を説くを詮とすべし。一、又云わく、淨教講説の肝要は、勧誡二門の作略にあり。若し勸門に偏なれば、一念義の如く、本願に誇りて、悪無過の邪見に墮し、如法修行の人を見ては、自力執情にして、他力の安心に暗しと誇り、若し誡門に偏なれば、聖道偏信の徒の如く、戒は仏法の地盤なれば、たとい念仏するとも、悪人、争か往生を得んと、自力を執して、他力大悲の本願を破る。さらば勧誡二門、等分に説くべきやと云うに、尔らず。念仏すれば、悪人も往生と云うの法門は、釈尊一代の説教中に、唯淨土一教に説きて、諸經に此の説あることなく、又念仏すれば、悪人女人も、順次に生死の苦界を出離し、報土に往生遂ぐると云うは、唯淨土一宗の所立にして、

諸宗にすべてなき法門なれば、勸誡二門等同に説きては、先入の疑執抜けずして、本願所被の正機となり難き故、超世本願の講説は、勸門七八分に誠門二三分を加説するなり。かゝれば勸門多き故に、聖道自力の固執を抜きて、淨信を立てさせ、誠門少分を加うる故に、正見を立てて、悪無過の邪見に墮さず。是れ則ち三祖記主禪師の、專信本願、兼信因果の、相伝の意也。此の意を得て説かざれば、過不及の失を生じて、正信直往の益を施すこと能わずとなり。実に淨教講説の肝要は、勸誡二門の作略にあれば、講者専ら此の指南に隨いて、鍛鍊すべきなり。

一、又云わく、淨教講説の時、聽衆百人あらんに、十九人は、隨他の説を好むとも、一人の為に、隨自意の法を説くべし。結縁の益と、順次往生の益と、高卑同日の談にあらざればなり。若し又、百人ながら、皆隨何を好みて、隨自の機一人もなくば、因縁未熟を察知し、講説を止めて、度生は還來を期し、孜孜として自行を策進すべし。而して其の功德を、法界の有情に

回向すれば、此の世の利他も亦關ることなし。若し此の決着なくして、聽衆の増減によりて、專修の操をみだし、隨他の説をなすときは、自然と自の安心もうかれて、順次往生を遂げ損じ、自他俱溺の大失を生ずるなれば、能々決心すべきなりと。

一、宗門の初学講説の大事は、自讚毀他と、破邪顯正の、區別を知るにあり。其の自讚毀他は、梵網經に、波羅夷罪と戒め玉う。波羅夷は極悪と翻じ、死して必ず地獄に墮するとなり。又破邪顯正は、涅槃經に、正法を壞するを見て、置て呵責せざるは、當に知るべし。此の人は、仏法中の怨なり。我が弟子に非ずと嚴誡し玉えり。凡そ宗々建立に、一抑一揚、種々の義趣ありといえども、爰に尽くし難ければ、唯其の一端を云わゞ、聖道淨土對待の時、捨聖歸淨の義を説くに、他宗の浅学は、是れを自讚毀他のように、心得違えるものあり。若し華天密禪等の法は、劣りて利益なく、唯淨土一門のみ、大益ありと云わゞ、自讚毀他とも云うべし。聖道の諸宗、何れも法は甚深なれども、三学を

地盤とする、自力の修行なる故、末世下劣の機に應ぜざれば、是れを捨て、時機相應の、浄土他力の門に帰入し、生死を過度し、往生成仏の、大果を得べしと教うるに、何のあやしむことあらん。既に元祖大師、浄土宗門別開の本書、選擇集の初章段に、委しく此の義を述べ玉えり。次に破邪顕正とは、彼の日蓮党が、念仏無間と罵り、一念義徒の、念仏自力と嘲る類いは、誹謗正法の大邪義なれば、須く是れを破して、弥陀の本願、釈尊の経説を顕わすべし。しからざれば末世の凡夫、出離生死の益を失う大害を生ずる故に、講者必ず涅槃經の遺勅と、祖師代々の化儀にならない、務めて邪義を払うべきなり。

一、有る人問うて云わく、獅谷忍徴上人の諺論に、一枚起請文を講ずるに、五重の分別をなし、初重はもとより、大師を信する、男女に対して談ずるに、唯安心起行を勧めて、滅後の邪論に及ばず、第二重よりは、こびか小黠しき人、或いは他宗、或いは背宗等に、云い妨げられ、正義の相承に、疑いを発す人等に対するに、唯

妨難のみを通じて、いたく彼等が邪義を難すべからずとあり。さらば講説には、唯顕正のみして、破邪はすまじきことなるにや。答う。対機の教論と、説法講談の差別は、既に上にも論ぜし如し、忍徴上人に此の分別あれども、是れは一人一人に対するの、教誡にはなるべけれども、諸人に対して講談には、用い難し。其の故は、參詣の諸人、其の機一様ならずして、千差万別なればなり。又他宗及び背宗の邪義を、難破せざれとあるは、いかにも麁言悪口の高声は、尤も忌むべき事なれども、他宗背宗の者の、正義を破する邪難をば、心を用いて弁斥せざれば、未妨を防ぎ、已妨の者を引きかえして、正義の安心を立たしむることを得ず。謹んで我が宗の講者に告す。宗義に害をなさざる、他宗の義を、猥りに難破することなく、若し宗義に害をなすときは、心を用いて破邪顕正すべし。唯怖畏縮首して、邪正の弁をなすこと能わずんば、断として登座することなかれ。

一、浄教講説の肝要は、正見と邪見の別を、教示する

にあり。今四句をもて分別せば、一には善人の邪見、二には悪人の正見、三には善人の正見、四には悪人の邪見なり。此の中第三第四の二人は、取捨論をまたず、世人第一善人の邪見と、第二悪人の正見とを、對待しては、通塗因果の道理に泥みて、邪見にても罪なきを取り、正見にても罪あるを、劣れりと、思い違つるなり。若し、心中悪無過の邪見を生ずれば、假令日々千百千の善事をなすとも、其の利益あることなし。又煩惱悪業深重なりといえども、始終慚愧の思い絶えず、超世の悲願を仰ぎて、念仏すれば、往生の大益を得るなり。故に大師此の事を釈して、罪を造れば、決定して地獄に墮つべし。然るに本願の名号を唱うれば、決定往生せん事の嬉しさよと、喜ぶ時に、本願に乗ずるなりと示し玉えり。【一部削除】されども此の四句は、一往の分別、尅して論ずるときは、今時は既に尽大地の衆生、皆悉十悪と定まる悪世なれば、眞の善人と云ふべき者あることなし。されば善人の正見なるはもとよ

り、善人の邪見なるさえもなく、唯悪人の邪見なるの

み、世間に充れば機法二信の積意によりて、悪人に正見を立たしむるの外なき故、爰に心を用いて、教誡すべきなり。

一、淨教を講説するには、機教の応不知ることを示すと、誹謗正法の邪義を払わざれば、聴衆うまく本願を信受すること能わざる故、心を用いて弁示するとき、其の意を得て、専修の行者となる者多し。されども夫れが中に、また生なまつか黠あやうしき機分ありて、小を知りて足れりとする慢心より、他の講説に於いて正不を評し、或いは異見に対して諍論に及ぶ等の、過ちを生ずることあるものなれば、法の邪正を弁別することは、僧者すら至つて難し。況んや在俗に於いてをや。よくも知らぬ法門ざたして、自損々他の大罪を造らんより、唯わが乗仏本願、順次往生の爲のみに、聴法すべしと、毎々誠示すべきなり。

一、又若輩の講者、譬喩事実に、男女の情欲にわたる義を談ずべからず。勿論仏道に入るの縁、種々あれば、頻りに小玉しょうぎよくを呼ぶの艶詩によりて、徹悟せし禪師もあ

り。又岩にも松はの恋歌につきて、仏願の大悲に帰入せし行者もあれば、老功の上にては、とまれかくまれ、往昔若年の僧の、姪心を伏せん為に、不浄觀をなせしに、却つて欲心増長し、終に墮落せし人もあれば、尤も用心すべきことなり。又瀧山大善寺貫首讚上人の、説法式要に云わく、少年の詩歌を作るには、懐旧の意ろ、老を嘆くの詞をつかわず、是れ故実なり。今も亦然なり。或いは能く聴け、或いは耳に入たるか等の詞、初心若輩の説法には、許すべからずとなり。(附して云わく、初心の講者は、彼の式要を見て、講者の用意を知るべし。猶安心起行の間の指南も、至つて慇懃なり。又京師盤察老人の、求道集、南針鈔は、要文を広く集めて、誤りなき書なれば、座右に置いて、引用すべきなり。)

一、今時念仏を勧進するに、不正の勧め三等あり。一人は、無病息災富貴延命の為に、申せと勧む。是れは出離生死往生成仏の妙法をして、流転苦界の縛繩となすなれば、是れ最も邪勸なり。又一人は現当両益二世

安樂の為に、申せと勧む。是れも亦、総別二種の安心に背く。若少一心、即不得生は、導祖の決判、繫げる舟に棹さす如しとは、問師の誠文、尔れば是れも亦、邪勸なり。又一人は、念仏は往生の為、此の世の祈りには、各々司る法にて祈れと勧む。たとい念仏にて祈らずとも、余法をもても祈る時は、娑婆執着の外ならんや。さらば総別二種の安心立たざること、上の人に同じければ、是れも猶邪勸の<sup>マツ、埒カ</sup>埒を出ず。今此の三説の失を一つの譬を以て示さば、厭穢欣淨は藥の如く、娑婆執着は毒のごとし。されば最初の祈念祈祷と云うは、娑婆執着の毒のみなれば、邪勸なること論をまたず。次に現当両益と云うは、藥と毒と合剤にして服し、後の念仏は往生の為、現世の祈りは余行各主と云うは、藥と毒とを兼剤にして、代り代りに服するが如くなれば、結縁の遠益には厚薄ありとも、近く往生成仏の大益を失うことは、三説等同にして、差別あることなし。思つて知るべし。有る人此の説を聞きて、服膺せずして云わく、尊者の此の論偏僻なり。既に導師は御疏

の終わりに、祝祷の文あり。元祖も七難消滅の爲にも、公達の御祈りの料にも、念仏が目出度しとの玉い、又宗門賜香の綸命にも、香衣を着し参内せしめ、宝祚延長を祈るべしとあり。又知恩寺の善阿上人は、勅命を奉じて、百萬遍の念仏を修し、疫災を驅除し玉いし故、其の功を顕して、寺に百萬遍の号を賜われり。然れば延命除災の祈禱すら、猶宗意に背かず、況んや現当両益の回願に於いてをや。尊者強いて今論を主張せば、両祖に背き、違勅の科人となり、念仏の広益を損滅するの罪業、遁れ難からん等と。〈云々〉予此の説を聞き、不慮にして失笑し、而して又悲涙を生じ、漸くにして答えて云わく、公は浄家の僧にして、斯くまでに宗意に暗く、通別二軌の法門をさへ知らざるや。夫れ通軌は釈門の通法にして、譬えば四民すべて式日に礼服を用ゆるが如く、別軌は宗々別局の法にして、士農工商各々の職分をつとむるが如し。されば導祖の回願及び宝祚延長等の祈願は、仏法の通軌、諸宗の通法にして、今論する所の別規安心、出離の法にはあらずから

ず。又大師の御法語は、高貴の初心を誘引し玉う、一往の随他意にして、別局随自の御法語にはあらず。又善阿上人の疫災を鎮め玉えるは、祈禱としても、通軌なれば、障りあることなけれども、実は此の事通軌祈禱の法にあらずして、別軌回向の得益なり。例せば往時文明七年、三州井田野の古戦場にて、軍死の幽魂祟りをなせしに、御当家徳川の御先祖、岡崎の城主親忠公の命に依りて、大樹寺の開山、勢譽愚底上人、彼<sup>かしこ</sup>処に至り、一七日念仏別行を修して、亡魂離苦得脱の回願し玉いければ、其の祟り頓に鎮まりたるに、合わせて思うべし。附して云わく、彼の疫災の発りし時、諸寺諸山の碩徳に綸命下りて、各々丹誠を抽でて、大法秘法を修せられたれども、一向に鎮まらざりしに、善阿上人は、唯やすらかに口称念仏一行をつとめて、回向し玉いしに、頓に鎮まりたるは、いかなる所由ぞと云うに、彼の疫災は、多く戦死及び飢饉等にて死亡せし、無怙の幽魂のなす業なり。然るに祈禱は、其の靈を摧伏驅除を、表とするの法にして、幽魂脱苦の利を

得ること、疎かなる故、鎮まり難く、回向は、偏に彼れが苦悩をあわれみ、拔濟慈愍を詮とすれば、幽魂法潤の益を得る故に、鎮まり易し。猶祈禱と回向の勝劣を論ずること、委悉別書に記す。尋ねて見るべし。有る人又問うて云わく、尊者の云う如く、唯別軌の安心のみ講説しては、其の益狭少なるべし。凡夫はすべて現世にのみ執着して、後世を意こころとすることなければなり。故に大師の軌轍に習い、祈禱両益の随他をもて誘引し、而して後漸々に、随自の正意を教示せば、利益広大なるべし等。〔云々〕答えて云わく、此の説をなすこと、公のみに非ず。宗門に於いて甚だ多し。然るに此の説に得あり失あり。而して得は至つて少なく、失は最も多し。其の所由は、先大師にたまゝ、此の化儀あるは、本地は等覺の居士、垂迹は智慧第一の譽れを得て、而も三昧を發得し玉える御事なれば、今一往現益隨他の鉤をもて引入すれば、後に厭欣隨自の正機となることを、了々分明に前知し玉う上にて、施し玉う活手段なり。故に其する力ちからある、祐天觀徹等の

師の、高貴を化するに、此の手ぶりあるは可なり。若し我人の如き凡愚にして、此の教跡に倣う時は、東施が西施の顰ひそみをまねて、弥醜よけを倍せしが如く、随他の機を引きて、随自の機とならしむる益はなくして、却つて随自本願の正機となるべき人を、随他不応本願の人となす、大失を生ずるなり。先ず斯く随自随他の、説不説得失の区別をしらべて、而して今時祈念祈禱現当両益の勧めをなす、其の人云何んと考え見るべし。宗義を委知し、厭欣念仏する人なりや。若し宗義を知らば、争でか宗義を破らん。若し厭欣念仏する人ならば、などで衆生を苦界に繋ぐことをせん。されば利益広しと云うは醜を覆うの遁辞にして、心は全分名利に貪着すればなり。既に仏祖は此の人を、獅子身中の虫と呵し、蝙蝠僧と貶し玉い、別して三祖記主禪師は、名を仏法に仮りて、偏に名利を求むる者は、仏法中の旃陀羅なりと、嚴責し玉えり。されば随自專修の正義を説きて、随順仏教、随順仏意、随順仏願の、眞の仏弟子と称嘆を蒙らん歟。又祈禱両益の随他を、名利の媒と

して、【一部削除】呵嘖を受けん歟。乞う講説者、能々熟思すべし。

一、今時宗門の中に、一種の邪見僧を生じて、是れを不浄説法人と名づけ、世俗は是れを談義坊主と云う。〔談義説法講釈は、大概一体の異名なるに、世俗談義と云うを以て、彼れに名づくる故、説法講釈と云うには異にして、打聞にはや、いやしくあさましきことに、思わるるなり。〕此の者、負氣オウキなくも仏前の高座に昇り、最初少し許りの経釈の文を訓読せしのみにて、一向に文義をも弁ぜず、唯軍書怪談千百鄙猥の醜態をなして、些少も三宝の知見を怖れず、偏に愚夫愚婦に銜テウいて錢財を貪る。こは上の旃陀羅僧よりも、亦一等を下れば、名づくべきようなし。かよりの売僧マイスある故に、少し心ある俗人は、爪はじきして、宗門を賤しむるなり。実に宗敵法敵の大悪大罪、未来は必定無間の巢守、憐れむべく、又悲しむべきは、この談義坊主と云う者なり。

一、有る人又云わく、諸宗一統祈祷法ありて、災難魔障等を除く。然るに宗門に於て、一向に其の設けなく

ば、災難魔障等ありて、念仏をも退墮すべしと云う人あり。此のこと云何ん。答えて云わく、諸宗総じて祈祷法あることは、具縛の凡夫、自力修行のことなれば、力用弱し。故に天魔悪神の障礙、横難横死の災に妨げられて、退墮に及ぶこと多ければ、是れを除くの設けなくんばあるべからず。故に仏除災却魔モトの、祈祷法をあたえ玉えり。尔るに我が宗門に、修する所は、超発無上別願他力の法なれば、力用至つて強く、而も阿弥陀仏は、光明をもて撰取護念し玉えば、大光明中、決無魔事とて、天魔波旬は跡をけづり、横難横死の怖れあることなし。此の大益ある上に、釈尊及び一切諸仏、一切諸菩薩、一切諸天善神は、前後左右を圍繞して、加被守護し玉うことなれば、何の為に祈祷を用いん。諸宗に用ゆるは、災害魔嬈を遁れん為にこそなせ、されば災害ある者のなすを見て、災害なき者の、是れをならうは、譬えば病身の者の、服薬するを見て、無病の人の、薬を服するが如し。又無病の服薬、ただ益なきのみに非ず、却つて大害をなす如く、魔嬈災害なき、

念仏の行者の、祈祷をなすも、ただ其の無益のみならんや。総別二種の安心欠けて、たとい頭燃を払う如くにつとむるも、現世に於いては、撰取護念の益を蒙らずして、魔嬈にあい、未来に於いては、報土往生の利益を失いて、悪趣に墮す。〔此の悪趣に墮すると云うは、祈祷せし故に、悪趣に墮すると云うにはあらず。祈祷せし故、本願に背く。本願に背く故に、撰光護念を蒙らず。撰光護念の益を得ざるが故に、罪業を減せず。〕

意を得ずして、誹謗することなかれ。〕見つべし。祈念祈祷と狼狽うろたえれば、却つて護念にあづからず。唯往生の爲と志せば、撰取護念の益にあづかる。是れを求時不得、不求自得の法門と云う。哀れなる哉、朝夕誦まもんずる、光明遍照の文意をも知らず、怖れ気もなく、大声を發して、祈念になる、祈祷になる、現当兩益、二世安樂と勸説する。実に一言衆盲を牽きて、深坑に墮せしむるとは、此の人の爲の針砭なるをや。又云わく、余宗は云わず、王侯貴人の、浄土を宗とし玉うには、

不求自得と云うことなれば、御祈願所などは、あるまじきことなるに、其の御設けあるは云何ん。答えて云わく、たとい王侯貴族なればとて、御自らは心行具足ましますとも、行業果報不可思議と云う。あらゆる臣民をして、悉く信者となし玉うことあたわんや。故に臣民を覆護し、魔嬈災害を攘はらう爲に、此の御設けあることなり。君上の臣民を撫育し玉うことは、父母の子孫を憐れむに、異なることあることなし。何の不審うがなことかあらん。又問う。たとい貴賤上下の差別はありとも、王侯貴人の、臣民を覆護の爲に、祈願所を設け玉うも、御自らの往生を碍さえずと云わば、諸民の行者、自らの爲にさえ祈らずば、親子兄弟眷属朋友等の爲に、眞実愛憐の志より、魔嬈災害をあらせじと、祈念立願をなすも、自らの往生を碍えずと云うべしや。答えて云わく、世間出世間の萬事、一概には定め難し。されば王侯の政事は、世教を以て表とし、出世の仏法をば傍らとす。故に火付ヒツケの焚、不孝ヘリツツの磔、盜賊人殺しは斬罪と云うの制定はあれども、無道心は入牢、邪見は死

刑と云う如きの命令はなきなり。されども冥に王法を扶助すること、仏法にしくものなれば、国豊民安の爲に、祈願所等の御設けあるなり。此れは是れ政事の通法にして、御自らの爲には、総別の安心を立て玉わば、何ぞ往生し玉わざらんや。此の王侯の御上を以て、下賤の身に引き合わしては不応なり。若し自身順次往生の志た、ば、云何んぞ親族朋友等に、同生浄土の法門を、勧めざらんや。人命は無常、我に恩分因縁ある人の、今死なば今悪道に落ち入りて、出る期もなき苦聚に沈むをば、余所にして、夢幻泡影にたとえられたる、はかなき此の世にある内の、災を払い幸を得させんとて、彼に代りて祈念祈祷に心を用ゆる人、いかで乗仏本願の安心を立ち得る事を得ん。若し又正義を勧めむれども、肯わざる故にと云わば、正理真実の勧誘を、肯わざる邪見人の爲に、いかばかり神にねぎ仏に祈るとも、などで加被護念し玉わん。もし祈ればとて、此の者に幸を与え玉わば、邪見に荷担し、悪業に培い玉うと云うものなれば、かけてもふれても、利益を得く

べき理りなきのみ歟。かかる非義の祈念をなし、仏神を洗慢する罪をかさねんより、なぞ分々に利益を与うる、捨邪帰正、滅罪生善の回願をなさざるや。思うて知るべし。又問う。或いは云う。弥陀の大悲は、五逆大罪の者をすら助け玉う。尔るに祈念祈祷は、善惡二業を分別すれば、善事なり。何ぞ往生の障りとならんや、と云う人あり。此の義云何ん。答う。他力本願往生の法門は、機の善惡にて、往生の得不を定むることに非ず。唯厭欣心ありて念仏するもの、本願に引き立てられて、往生を遂ぐ。五逆大罪の悪人なれども、獄火来現に怖畏して、娑婆の着心少しもなく、唯救拔を頼む心のみありて、念仏せし故往生す。尔るに祈祷の人は、たとい龜強の罪惡なしといえども、厭欣心立たずして、娑婆に粘着するものなれば、争で往生することを得ん。此の事譬えば、千石二千石の大船も、碇をとり風帆に任すれば、彼岸に到り、十石二十石の小船も、纜をとかさざれば、此岸を離ることなきに、準えてしるべし。又問う。從來現世祈願の人は、往生

ならずと成立せらるれども、諺に論より証拠と云う如く、現に我知る念仏の行者に、祈念祈祷をなしたるが、臨終正念にして、大往生遂げたる人あり。されば祈祷に往生の害なきに非ずや。答う。此は是れ臨終回心の往生と云うものなり。平生の中、祈念祈祷の為、或いは現当兩益と志したる念仏にて、往生せしと云わば、既に上に云う如く、具三心者、必生彼国の經文、若少一心、即不得生の釈文、及び安心僻越すれば、万行徒らに施すと云う如きは、皆悉く虚妄となるなり。されば此の人の往生は、平生不具安心の念仏にて、往生せしにはあらず。病氣のうけようよく、所詮此の度は、本服ならじと決着せしより、祈念祈祷の念を断ちて、唯往生の為に、唱えしもの故、此の念仏が本願に叶いて、往生の益を得たるなり。此の義委しく、三祖の決疑鈔〔五之卷四十四紙〕に出でたれば、挙示すべし。問う。若し行者有りて、浄土を志求し、兼ねて延年を祈るも、亦往生を得んや。答う。若し自ら年寿を念ぜん者は、即ち穢土を厭わざるに成る。若し厭穢の心無

くんば、何ぞ欣浄の思い有らん。厭欣若し無くんば、何ぞ浄土に生ぜん。但し機類萬品なれば、平生の時は、兼ねて二世を祈り、臨終の時は、偏に往生を期して、其の本意を遂ぐるの人、有るべし〔已上〕。文の意は、問う。若し行者有りて已下、何ぞ浄土に生ぜんと云う迄は、二世兼祈の、往生することを得ざる義を釈し、但し機類萬品なれば已下、終りに至る迄は、臨終回心の人の、往生を得る義を述べ玉えり。能く文の起尽を見て、其の意を得べきなり。又問うて云わく、同じ隨多の説に於いても、元祖大師は、現世祈願に念仏を許し、三祖禪師は、用意問答に於いて、余の仏神に申し、阿弥陀仏に申すことを誡め玉えるは、いかなる故にや。答えて云わく、此の会通いまだ指南を得ざれば、決答はなし難し。されども僅かに思い得たる一義あれば、試みに是れを宣ふべし。凡そ法門の教示に、一機に對すると、衆機に對するとは、左右あることあり。今大師の念仏にて、二世兼祈を示し玉うは、初心高貴の、一機へ對し玉う故なり。すべて高貴の人は、娑婆

執着殊さら強くして、現世祈祷に心よるもの故、念仏は現世の祈禳、公達の御祈りの料にもと、先ず念仏の一門に引入して、而して後、総別二種の安心を教示し、往生極楽の大果を、得せしめん為の御設けなり。知る勢は、既に初め現世祈りの為にもと示し玉える御方へ、念仏御帰入の後に、進ぜられたる御文には、「よくよく按じても御覽候え。極楽往生に過ぎたる御大事何事かは候べき。此の世の名聞利養は、申しならぶるも、いまいましく候。乃至回向発願心とは、自他所修の善根を回向して、かの国に生まれんと願するなり。もし此の理りを思いさだめざらんさきに、此の世の事をも祈り、あらぬ余の方へ、回向したる功德どもを、皆とり返して、いまはことごとく往生の業になさんと、回向すべきなり」等と示し玉えるをもて、考え知るべし。又三祖禪師の、此の世の祈りは余の仏神に申して、阿弥陀仏に申すべからずと、仰せられたるは、所対一人に非ず。衆に對し書に筆するの御示しなればなり。其の所以は、此の世の祈りをも、弥陀に申せとあるとき

は、現世祈りも往生をさえずと、思い誤ること多かるべし。されば又現世のことを、弥陀に申さざれと誡め玉えば、たとい下機にて現世祈りを止め得ずとも、弥陀の御心に、叶わずと云うことを知る故、臨終に回心し、往益を得ること多かるべき故に、殊に念仏にて祈ることを、誡め玉えるなるべし。是れしかしながら、胸臆の愚案なれば、取捨は見る人に一任す。若し此の会通に根拠を得、又よき考えもあらば、爰に補入し玉わんことを希うのみ。又問うて云わく、從來破斥の祈念祈祷は、さもあらばあれ、現当両益は、経釈に根拠あり。謂わく大経には、普濟諸貧苦、広濟衆厄難。觀經には、心光撰取。阿弥陀経には、諸仏護念の明文あり。善導大師は、現生護念を釈し、元祖大師亦此の義を祖述し玉えば、宗義に背くことなきにあらずや。答えて云わく、挙ぐる所の経釈は、みな悉く不求自得とて、仏より与え玉える現益にして、行者の祈求する所にはあらず。此のこと底に徹して知らんとらば、明証を示すべし。導師觀念法門に釈し玉わく、護念經の意は、

亦た諸悪鬼神をして便りを得せしめず、亦た横病横死横に厄難有ること無く、一切の災障、自然に消散す。

不至心を除くと〔已上〕。この不至心とは、至心に対す。

その至心とは、豎の三心にては、至誠心にあたり、横に云えば、唱うる所の念仏を、皆往生の為と志すを云

う。此の人は総別二種の安心立て、本願に随順する故、順次に報土に往生し、自利利他円備すべき、至つて大

切の人なれば、故障なく此の大益を得させん為に、横難横死横に厄難魔撓なきように、仏菩薩諸天善神の、

加被護念に与かる。是れを不求自得と云うなり。若し是れに反転して、唱うる所の念仏を、現当両益二世安

樂と回向すれば、総別二種の安心たたず、本願にかなわざれば、浄土に往生することを得ず。三悪四趣の苦

処に沈む者を、何の故に加被護念し玉わんや。是れを求時不得の損失と云うなり。此の導師の除不至心の、

御釈を以て照らせば、仏説祖釈の現益は、みな悉く不求自得の義なること青天に白日を見るよりも明らかな

るに、何ぞ宗義に暗くして、求時不得の邪義を主張す

る人、少なからざるや。實に是れをも哀れまずんば、

又何をか哀れまん。苦なる哉。又問うて云わく、専修念仏の行者は、さの如く諸仏菩薩諸天善神の、加被護

念を蒙らば、すべて悪事災難はあるまじきことなるに、世間の念仏者を見るに、まま不可意のことあるは云何

ん。答えて云わく、世の念仏の行者に、うち見る所は如法に見えて、而も内心不調三心不具にして、本願に

契わざれば、魔嬖災難等あるべし。是れは今論する所に非ず。三心具の行者に、悪事災難等の如きことある

は、決定業の宿報を償うことなれば、たとい念仏者といえども、是れを遁るること能わず。況んや三心不具

の人、いか程心力を尽くして、禳災祈禱をなすとも、都に其の益あることなし。されば決定業に至りては、

祈念祈禱に走る、三心不具の者も、唯往生の為と志す、三心具の人も、等同なりやと云うに、是れに又差別あり。三心具の人の業報には、転重軽受の利益とて、未

来決定墮獄の報を、現在の病苦に転じ、未来餓鬼道の定業を、現在の貧困にかえ、現世に受くべき極悪大病

定業を、現在の貧困にかえ、現世に受くべき極悪大病

を、輕病にかえ、現世に受くべき飢渴の報を、不如意のことに転じ玉う等、是れを転重輕受の利益と云うなり。されば因果の道理に闇く、無理に祈りて、定報を遁れんとし、種々身心に罪業を累ね、果ては仏神を迄恨むる如き、大邪見を發するも、少なからず。爾るに專修の行者の如きは、不可意のことあるは、皆是れ宿惡の報う所と。是れに付けても厭欣心を進む、此の正見に罪報も輕まる上に、殊に仏意に契う故に、鄙しき世の諺に、百貫の方に編笠一蓋とやらん云う如く、ほんの因果の道理を破らぬ迄に、転重輕受の利益を与え玉うなり。此の道理を識得せば、三心具足、專修一行の宗義を弘通せずして、余事に口を開くを、淨土宗門の人と云わんや。思つて知るべし。有る人又云わく、定業受報遁ることなくば、何ぞ仏神に祈祷法ありや。答う。業に付きて二あり。謂わく決定業と不定業となり。決定業は、上に云う如く、遁ることなければ、若し横災横難の不定業なる時は、如法に修すれば、祈祷法にて遁ることあり。此の衆生の苦厄を抜く為に、

祈祷法あるなり。又問う。若し爾らば、なめて又不定業ならば祈るべし。決定業ならば、祈るに益なき義を示し玉わざるや。答う。仏神顕露に、斯く示し玉わざるに、是れに又一往再往の二義あり。一には定業不定業に、祈不祈の義を示し玉うとも、隔生即忘無神通の凡夫、争でか是れは定業、是れは不定業と、識別することを得んや。故に是れを示し玉わざるなり。これは是れ一往の義なり。次に再往の義とは、仏神の御本意は結縁にあり。所以云何となれば、一切衆生仏道に入り、出離生死往生成仏の法を修せんことをこそ、詮に欲し玉えども、無始以来生死に流転し、唯生を貪り死を怖るるの執深く、後世と云うをば、名を聞くをも忌むことなれば、慈濟の益を施し玉うに由なき故、據なく迂回なれども、現世祈祷の法を説き、彼の欲の釣をマワリドオテもて牽て、法に入るの方便をなし玉うなり。されば往生に望みなき人は、唯あらんよりは、定業不定業の穿鑿せず。或いは經文陀羅尼を誦じ、或いは仏神の御名をとなえ、或いは他を頼みても、すすみて祈念し、

励みて祈祷すべし。されども出離の為に修せざれば、近き益を得ず、猶六道に輪廻して、無量の苦毒を受くべけれども、生々世々、遠生の後の後には、この祈祷の微善よりして、終に正信修行の人となりて、往生成仏の果報を得なければなり。されば我が門初学の講者、此の義趣を委知して、仮にも随他の法を説かずして、唯随自専修の正義を講説すべきなり。さて専修念仏を講説せば、毎席必ず日課念仏、十遍已上を勧むべし。元祖大師の、在家は一万已上、出家は三万已上とは、修行の本意に付きての玉えるなり。知る勢は、祖々相伝して、安心落居の入眼は、悪人女人の臨終に、十声一声唱えし迄も、ゆるぎなく往生と、決心するにありとの玉えば、下機の日々十遍宛も、定課とするを、嫌うべき道理あらんや。思うて知るべし。さて日課念仏を勧進するに、従来帰依の仏神等ありて、誦する所の經陀羅尼等を聞くときは、御怒りにふれて、御罰あらんかなど、恐るることあるものなれば、若し専修一行に、決帰する人あれば、一切の仏菩薩諸天善神は、御

怒りなきのみか、至つて歡喜踊躍して、加被護念し玉うなり。先ず一切諸仏の歡喜し玉うことは、阿彌陀經に、念仏往生をば、不可思議功德と讚歎し、舒舌証誠なし玉うにて知るべし。又一切諸菩薩の歡喜し玉うことは、念仏の行者をば、二十五菩薩を上首として一切の諸菩薩、昼夜莫廢、加被守護し玉うとは、隨願往生の說なれば、疑うべからず。又一切諸天善神の歡喜し玉うことは、梵天帝釈等のもとより、吾が朝の宗廟、天照皇太神宮は、慧心の僧都に対して、末世の得脱は、偏に念仏の一法にありと託宣し玉い、祇園牛頭天王は、現世祈願の人を誡めて、「長き世の苦しきことを思へかりの宿りを何なげくらん」と、告げ玉える等、此の如きの夢想靈告、挙げつくすべき限りにあらず。されば些少も恐慮することなく、後世往生の為に誓う、日課念仏一行に決し、諸仏、諸菩薩、諸天善神の、哀愍覆護にあずかり、魔嬖災害の退縁なく、順次極樂往生の、大益を得べしと示すべし。若し又未入淨土門のさきに、或いは自の邪智にほこり、或いは悪友及び異

学異見の徒に従うて、誹謗罪を造りし人あらば、此は是れ順次無間獄に墮して、大地微塵劫を経て、出る期なき苦報を受くることなれば、速やかに前非を懺悔し、日課誓いて念仏すべし。善導大師の御釈に、誹法闡提廻心皆往とあれば、決して往生を疑うべからず。猶又浄土の高祖天親菩薩は、初め小乗にありて、大乘を誹謗し、五百部の論を造り給いしが、無著菩薩の教誡により、捨小帰大の後に、亦大乘讚嘆の論、五百部を造り、初めの謗罪を償い給いし跡にならば、念仏讚嘆日課勧進するときは、弥々可なる由を示すべし。又在家の初心は、仏に對し誓ひし、日課を怠らば、御罰を受くべければ、誓わずして申し、或は少しく誓いて、其の余は申さるるほど申すべし、など云うが定まりなれども、誓わざるはもとより、少しく誓うも、定課をみつれば、心ゆるまりて、進みがたき故に、是れは仏祖の御心に叶わず、さればなるたけ多く誓うべし。少々退屈の心生じて、仏に誓ひ奉りしものをと云うに、心をすすめてつとまるなり。若し據なきことあり

て不足せば、翌日及び追々にも申し入るべし。是れが仏祖の御意に叶うごと、教示すべし。又所授の日課、平日は怠るまじけれども、病氣のときはいかがせんと、滯る人あるものなり。此の事は大師御在世に、瘡病を煩ひ玉いし時、六万遍の御日課を、五万減じ、一万遍をつとめ玉いしこと、御伝に出たり。是れ則ち日課は平生の懈怠を防ぐ用心にして、病氣の時に怠るは、恐慮することなかれと云う義を、御身を以てさとし玉える。是れを身業説法と云うごとと示すべし。又世教にすら、其の喜びを独りするは、君子の愧る所といえり。況んや仏門に入り、僅かにも唱うれば、定まりたる地獄を通るのみか、快樂無窮の極樂に、往生を遂ぐると云う教法を、聞きながら、其の喜びを独る理あらんや。大恩ある主君両親等は、目下の者へは勧め易けれども、目上の主親へは、勧めにくきものなれば、先ず仏祖に加被護念し玉いて専修念仏の人となし玉えと願ひ、猶自らもすすみつとめて、業滅の廻願をなし、其の機嫌をはかりて、勧めべきようを、示すべし。も

とより、あわれむべき妻子眷属よりして、其のたよりあるには、いかようにも方便して、日課念仏を勧むべし。其の人に往生の大果を得せしむるさへあるに、勧めし我は仏祖広大の慈恩の一分を報ずるとなり。又病身及び今日の活業に追われて聴法に障りあるには、代受して勧むべきことを、示すべし。初心は多く勧むるとも、後に懈怠せばと、怖るることあるものなれば、後の進退は勿論、凡夫の知るべきことならねば、夫れに心を用いず、唯日課を勧むべし。若し相續すれば順次往生、たとい中止懈怠に及ぶとも、一往信受し唱うれば、仏の加被によりて、臨終に廻心往生すること多し。たとい又、廻心せざるも、無窮の生死を縮めて、三生及び四生五生には、必ず往生を得るの義趣を、さすとすべし。さて此の日課の義につきて、思い出たる一話あり。予往年東武の学林にありし時、学頭某の宗脈再伝せらるるを聴きたるに、彼の師衆に対して云わく、往昔自分宗脈相承せし時、資縁の家へ行きたるに、一家残らず賀辞を述べ、而して主人の云わく、今ははや

一分化他を許され玉える御身となり玉えば、家内にいまだ日課を受けざる者もあり。我等も加増すべければ、御作法なし下されよとありしに、自分日課の作法を暗誦せざりし故、赤面に及びしことあり。銘々は兼ねて其の心得あるべけれども、若し作法暗誦なきあらば予が覆轍の如き、不饒益もあらんかと存ずる故、略作法を示授すべしとて、〔已〕下の作法、略懺悔、三帰、三竟、誓辭、授与十念と、記して可なることなれども、彼の再伝師の婆心にならい、初学の忽忘に備えんとて、委悉に書す。

○我昔所造諸悪業 皆由無始貪瞋癡

従身語意之所生 一切我今皆懺悔

○帰依仏両足尊 帰依法離欲尊 帰依僧衆中尊〔三説〕

○帰依仏竟 帰依法竟 帰依僧竟〔三説〕

○弟子等、今日より命畢るまで、極楽往生の為に、日課称名〔若干遍〕誓つて中止せし。如来大悲、哀愍護念、証明知見し玉え。

○南無阿弥陀仏〔十念〕

是の如く繰り返し繰り返し、已上七返授けられたり。

而して再伝畢り、衆僧退散する中、一僧の云わく、從來伝法中の疲労あるに、一返にてすむことを、七返まで授けられては、甚だ迷惑なりと云いければ、又一僧の云わく、吾子は実に痛ましき朽林頑石なる哉。再伝師の慇懃にて、自らの過ちを挙げて、人々を覆護の為に、数返口授せられたるをば、いか計り歎随喜感戴すべきことなるに、却つて毀謗の言ばを吐き、毒を他にまで及ぼさるることは、いかにぞや。少しは思慮あれかしと、薬言を施したるに、同行の衆僧、皆感心せしことありしなり。此の余教示すべきの要、数多なれども、爰に尽くすべき限りに非ず。講者常に熟思すべきなり。

上來初学の為に、講説の意樂を論ずるに、余は皆、枝葉にして、詮に祈祷二世安樂の説を駆除することは、既に上に云えるが如く、浄土の法門、要中の要は、三心の法門にして、三心具すれば往生し、若し一心も欠けぬれば、往生を得ずとなれば、此の法門に於いては、

殊に心を用いて学び、別して心を用いて、講説せずんばあるべからず。今時此の三心を欠きて、往生を得ざる中に、虚仮不実にして、至誠心を欠きて、往生を得ざると、又身心の罪惡につき、念仏の少なきにつき、疑心を生じて、往生を得ざるとは、さのみ多からず。

唯至つて多きは祈念祈祷の余事廻願なり。娑婆執着は凡夫の持ち前なれば、此の心至つて発り易きに、猶他宗になすを見習い、別して自宗の僧者に、此の勧誘をなす者少なからざれば、彼れにつき是れにつき、総別の安心を欠きて、往生を得ざる者のみ、至つて多ければなり。譬えば医の病根を探り得れば、偏に其の療治をなす如く、今時不往生の病根は、十に八九は皆、余事廻願、娑婆執着の病なり。此の痼病を療するは、廻向発願心の靈藥なる故、余の法門に転せず、ひたすら唯往生極樂の爲の一向専修念仏を偏勧すべし。此の勧進に随う人は、総別二種の安心を具する、本願所被の正機なれば、平生の中は、摂取護念の光中に游泳し、魔虍横難の怖れなく、臨終の砌には、報仏の來迎にあ

ずかり、観音掌上の宝蓮に乗り、彈指の間に、極楽の上品に往生して、地上証眞の薩埵となり、身を百億の世界に分ち、八相成道を遂げて、衆生を済度す。既に釈尊一仏出世し玉いしより已来、其の化にあずかり、生死を出離せしもの、無量無辺にして、算計すべからず。されば随自の法を説きて、一人を度し得れば、一

三法語講説大意（終）  
凡例

仏出世の門戸を開く。随他の法をもて、百千万人に、結縁せしむるに比するに、無量無辺不可計倍の、大利益を得ることなれば、衆人口を揃えて謗るとも、少しも是れをかえり見ず、唯一筋に宗義を守り、専修念仏を弘通すべし。さすれば弥陀釈迦二尊、一切の三宝、善導大師、元祖大師、総じて三国伝灯の、諸大祖師に、実に汝は仏のい、眞の仏弟子、最勝人と、讚嘆慰諭せられ奉らんは、豈に貴きに非ずや。喜ばしきに非ずや。吉水正流を、汲み得たるの本意、是れを除きて亦何をか云わん。請う初学の講者、必々此の正轍をきしりて、邪路に奔走すること勿れ。至嘱ししやく至嘱。

長門大日比前 西圓寺 託阿弥陀仏法洲識

一、三法語、もとより始中終の次第あるには非ざれども、且く正依三經の次第に倣う。謂わく三部の中に於いて、大經は、本願起成の義を説き玉うこと委しく、觀經は、多くの法門をつらね挙げ、弥陀經は、諸行を簡びて、念仏の一法を挙揚し玉えり。されば三法語の中に於いて、大胡の消息は、本願の起成を示し玉うこと、委悉なれば、始とし、小消息は、往生の投機、求歸行の安心、一念多念の分別、三隨順の法門等を、多く連ね挙げ玉えば、中とし、一枚起請文は、諸行を払いて、唯念仏の一法を、遺訓とし玉えば、終りとするのみ、別の趣意あるに非ず。

一、分科は、学文上のことにして、在俗に對するの講談には、入り組んで聞くに遠く、不応のことと思ふ人もあるけれども、本として科段を立ることは、心得

難きことを、易く心得る為の設けなれば、不応に非ず。

譬えば、京とのみ云いては、方角立て難き故に、先ず上京、中下、西の京、東の京と云うは、大科の如く、何通り、何町目と云うは、子科の如し。西へ入る、東へ入る、上る下る等と云うは、孫科の如くなれば、聞く人まどわず、志す所に到り易きが如し。説く人はもとより、能々法門の区別を知らざれば、義理混雑して分明ならず。云何ぞ人をして、能聴せしむること得んや。

一、訓読の文は、長短時宜に随うべけれども、あまり長きは宜しからず。三法語中、全分訓読は、一枚起請文のみにて、小消息は、二段に分ち、大胡の消息は、至つて長ければ、十一段ばかりにも分ちて、訓読すべきなり。

一、三法語中、同じ法門ある故に、彼処に弁ずるは、此処に略し、此処に弁ずるは、彼処に略するなれば、広略は時宜に随い、相通わして講すべし。

一、講草中、毎々譬喩事実等を挙ぐることは、在家の

初心は、法説のみにては、領納しがたきことも多く、又退屈の念も、発るものなれば、夫れを誘引うて、能聴せしめん為の設けなれば、応に随うて挙揚し、安心を決着せしむべし。

一、此の講草は、至つて初学の為とすることなれば、一座一座に、大意結勸の語も、記すべく思ひしかども、座数に多少の定まりなければ、却つて不便利なることある故、のべ書きにせしなり。されば初席は縁由、次座よりは前説の大意を弁じ、而して其の日其の日の説く下を講すべし。若し大意を略弁せざれば、初めて聞く者の、能聴しがたきはもとより、日々聴講する者も、是れを聞けば、領解を増すものなればなり。講を畢らんとするときは、従来講ぜし肝要をすべ挙げ、必本願念仏一行に、結締結勸すべきなり。

『観無量寿経随聞講録』 卷中之一 書き下し

[575a]

観無量寿経随聞講録卷中之一

自下は、大文第二に正宗分なり。謂わく、序正の分科、諸師、異説す。嘉祥・竜興・法常・道闇は厭苦縁の終り、「時韋提希見仏世尊」の下、第二正説。淨影は欣淨縁の始め、「唯願世尊為我広説」の下、是れ其の正宗。天台・靈芝は同縁の中の半ば、「爾時世尊放眉間光」の下、此れ正宗分なりと。若し嘉祥等の如きは、夫人傷歎を惣問の科に属す。然も夫人の歎恨は、只、是れ厭苦の相、尚お、未

だ法を請せず。猶お、未だ所説あらず。況や正宗ならんや。次に淨影・天台等の如きは、通別問答を惣じて正宗とす。然るに通請・通答は既に十方に通ず。今の正宗に非ず。別請有りと雖も、亦た、未だ所説あらず。況や正宗ならんや已上、『会疏』の釈意。然るに、今家の意は、韋提、苦に依りて歎恨して淨土を欣求す。方に定観を請う。故に顕行縁の首め、「広説衆譬」と許説すと雖も、衆譬の相は止めて顕説せず。次に機を摂せんが為に、散善三福の法を自開すと雖も、而も未だ機に配せず。示観縁の中、得忍を挙ぐと雖も、此れは観益を説き、未だ行相を説かず。只、是れ、勸修得益の相

なり。然れば則ち、上來は唯、定散の濫觴、皆是れ序に属するなり。但し諸師の解は、各おの其の情に任す。今家の六縁を序に属し、十六観門を正宗とするの妙談には如かざるか已上、『記』の意。加之、今家の分科、冥に曼陀羅變相に合す。証定指授の妙積、仰ぎて尚お信ずべし。〔575b〕扱、諸師の意は十六皆定と存す。今家は爾らず。答請十三定善・自説散善九品、亦た是れ冥に變相に合す。誰の人か誣うべけんや。扱、十三観の中、初めの十二は次第観なり。第十三は略観なり。先づは唯、十二観と知りて、第十三の観は鈍機の為の別観と知るべし。扱、十三観、前の九観は淺深次第なり。後の四観は淺次次第なり。鎮西相伝に云わく、「十三観の次第は中、高なり云々。『疏』第三卷の始終本末に此の意、皆、踰るべきなり」已上、『西宗要口筆』上、三十四紙。『科』に、「惣告惣勸」とは、惣じて諸観を告げて、惣じて諸観を勸むるなり。初めの一句は十三観に通じて告ぐるを惣告と曰う。

「汝及衆生」の下は十三観に通じて勸むるを惣勸と曰う。言うところは、十三観、共に「仏告韋提希」、十三観、共に「汝及衆生」等なり。文は日観に在れども、義は皆、十三観に通ずるなり。但し、下の諸観に於きて、勸の義有りと雖も、其の勸は当観当観に局る。此れ、当流の意なり『記』一卷、四紙の意。問う。誰か知らん、日観の中に於きて別の名を立つるもあらん。初めに「想於西方」と云う。故に名づけて惣とす。次に日観の細想を説くを、応に別と名づくるなるべし。況や上の「想於西方」の句を躡んで「云何作想」と徴す。若し「想於西方」を諸観に通ずと言わば、「云何作想」の一句、亦た諸観に通ずべし。若し爾らば、「諦観於日」の答、問の言に順ぜず。知りぬ、上の告勸は当観に局るべし此の問は他流の意なり。彼の意は、唯、一観一観に局ると存せるなり。答文の勢は、爾か見ゆれども、「最初の告勸は必定して、已下の諸観に通ずべき道理なり。〈西方〉の言、何ぞ亦た日に局らん。〈云何〉の問は、

寛自り狭に之きて偏に日觀を徴起す<sup>4</sup>。[576a]  
 十三觀、共に「想於西方」なり。其の中に日觀の一を取り出して、今、「云何作想」と云う。嘉祥等の諸師、皆、此の旨を存するなり具に『記』の釈の如し。

●汝及衆生とは、次上の衆生は仏滅後に局りて、此の衆生は広く在世滅後に通ず。即ち定機能觀の衆生なり。

●応当專心とは、『疏』に「衆生散動にして識猿猴よりも劇く、心、六塵に徧じて暫らくも息むに由無し。但、境縁一に非ざるを以ちて目に触れて貪を起こす。想を乱る。心を三昧に安ぜんこと、何ぞ、得べけん。縁を捨て靜に託するに非ざる自りは、相續して心を注めんや。」<sup>5</sup>已上。言うところは、所詮、心を専らにして一切の余事を打ち捨てヨト云う意ナリ。

●繫念一処とは、『疏』の文、此に於きて、広く八一を積す。謂わく、「身を一にし、心を一にし、回向を一にし、処を一にし、境界を一にし、相續

を一にし、帰依を一にし、正念を一にし、」<sup>6</sup>已上。

言うところは、余事を作さず、唯、西方を修するの身と作る唯、往生淨土の身となれと云うことなり。唯、一心に西方を欣い、唯、極樂を回向し、唯、極樂の一処を想い、唯、地等の一境を觀じ、唯、相續して西方の行業を修す。唯、弥陀本願の他力に歸し、唯、西方を縁じて憶念して誤らざるなり。八一の中に於きて、一処は惣なり。一境界は、別なり。

此の処と境との二は、惣別異なりと雖も、俱に所觀の境にして、『經』の一処を積するなり。自余の六一は、能觀行者の身心の別なり。『經』の「專心繫念」に当たれり。凡そ、能觀の行者、此の八一を具足せざる則は、諸觀成就すること能わず。是の故に、此の八一、通じて十三觀に亘るなり。今、是に於きて一処とは、意、西方に局りて、余方を觀せず。若し、別して之れを言わば、一処の中従り、日觀の[576b]一を取る。今、惣じて十三觀に対す。故に一処を西方と云うなり。

●想於西方とは、『疏』に「直に西方を指す。余の九域を簡ず。」已上。言うところは、次に「一処」と云うは即ち九域を簡ずるの意なり。西に向くは専敬の常儀、況んや修観の時をや。

●云何作想とは、如来自ら徴起したまうなり。『疏』に、「諸もろの衆生等、久しく生死に流れて安心を解せざれば、西方を指すと雖も、云何が作意することを知らず。故に如来、為に反問を生じて疑執を遣除して以ちて正念の方を示さしむ。」已上。『記』に云わく、「多境は想を乱り、一境は定を得。故に西方を以ちて正念の方とす。又、方とは方法なり。『経』の、〈云何作想〉の文を釈するが故に下に入観方便と云う、此の意なり」<sup>10</sup>。

●凡作想者の下は如来の自答なり。如来、韋提及び衆生の為に浄土依正二報の光明を日観として縮め観せしめ給うなり。是れ依正の光明、広博にして、凡心の狭少ナル、叶い難し。故に此の如く方便して観せシムルなり。問う。韋提、上に請じて

極楽の境を見んことを願う。今、許説に至りて先ず教えて日を観せしむ、何意有りや。答う。之れに就きて『疏』に識知方処・識知業障・識知光明の三義を以ちて之れに答う。此の三義、今、委細に之れを弁せん。繁を厭うこと莫かれ。但し『疏』の広釈は須らく文に臨みて之れを解すべし。初めに方を識る中に、「問う。東西二洲の人は日観を修せざるべきや。答う。或いは日を観ずべし。初めの意を欠くと雖も、後の二意得有るが故に。或いは日を観せず、方処に違するが故に。更に思択すべし『記』一卷、八紙に」。又、他流の義に、「問う。日観の所被は南洲に限るや。答う。此の義、測り難し。試みにして之れを語せば、[577a] 今の一化は是れ南浮の教なり。故に知りぬ、所被、実に南浮に局る。若し余洲に對せば、方処相違す。何に因りてか能被も亦、通ずべけんや。或いはいうべし、三識知の中、初意を欠くと雖も、後の二意有り。更に能く思択せよ『新記』「定」、一卷十四

紙13。此の中、或可の義、記主の御義なり。此の外、師、仰せの一義に云わく、真言教の中に五仏を以ちて五方に当つる時、弥陀は西方妙觀察智に当たる。故に何れの洲に在りても弥陀の極樂は必ず西方を掌るべきなり。其の上、日の出沒は生死を標す。設い何れの方なりとも、日の出を東と意得、日没を西と意得べきなり。亦、問師の一義に云わく、「縦い密宗の意に依らずと雖も、何ぞ之れを立てざらん。尽十方無碍光如来の故に。報身の身土、遍法界の故に。無方域の上の方域なるが故に」『鈔卅五卷、廿二紙74』。『疏』に「衆生をして境を識りて心を住めしめんと欲す。方を指すこと有ること有り」75「已上。『記』に「指方有在」とは、言うところは、別の由有り」已上。『定』一卷、八紙16。『新記』に云わく、「〈有在〉の二字、内外の典籍、多く此の言有り、今は西を指すに所帰有るを謂う」已上、『新』『定』一卷、十六紙77。『疏』、「冬夏の兩時を取らず、唯、春秋の二際を取る。其の日、正東より出でて直西に没

す」78「已上。『新記』に、「此の四句は〈指方〉の二字を叙ぶ。〈弥陀仏国〉等の四句は〈有在〉の二字を示す。初めの四句の中の〈不取冬夏〉等とは、憬興の云わく、〈欲没の日、四時有り〉と雖も、夏日は西北方に没し、冬日は西南方に没す。皆、正方に非ず。亦た観るべからざるが故に、春秋欲没の日を観ず」と。此の解、正しく当流の意に合えり。春秋二際の中、昼夜等分の日を取る。故に〈正東〉等と云う」[577b] 已上『新記』79。『疏』に、「弥陀仏国は日没の処に当りて、直ちに西のかた十萬億刹を超過する、即ち是れなり」已上。『新記』に、「次の四句の中、〈当日没処〉とは、『平等覚経』に、仏、弥陀の所居を見せしめんと欲す。云わく、〈若、起ちて更に袈裟を被、西に向かい当日没の処を拝し、無量清浄仏の為に礼を作すべし』」等『大阿弥陀』8、全く亦た之れに同じ。「当日没処」は、正しく此の説に依る。是を以ちて、本朝、四天王寺西門の額に曰わく、「釈迦如来転法輪処当極樂土

東門中心」と。於戲<sup>あ</sup>、寺は是れ上宮太子初建の精舎、太子は即ち救世観音応化の居士、古今の緇白、歩を彼の門に運び、正西の想を送りて、心を落日に寄せ、遠く印度を討ぬれば、則ち祇洹精舎の西北の角、日光没する処を、無常院とす。仏像を安置し、面を東方に向け、病人をして臥せしむ。面を西方に向け、仏の相好を觀ぜしめ、往生の意を作さしむ。尋いで、支那に至りて、僧と曰い、俗と曰い、坐臥西に在り、曾て相い背かざる。伝記、一に非ず。皆、彼の式に遵う。他宗、尚お然り。淨侶、意を得よ。「直ちに西のかた十萬億利を超過す」とは、『経』は只、「皆見日没」と説く。何ぞ、今、超過十萬の積を為すや。謂わく、『経』は觀想に約して、唯、没処を説く。『釈』は勸意に望みて具に億利を示す。世人、若し、唯、經文に対する則<sup>よ</sup>んば、恐らくは没処即弥陀國なりと謂わん。彼の情を遣わさんが為の故に、此の釈を設く。但し經文の如きは、觀相に約する

は、若し觀機有りて、此の法を修せん時、直ちに觀成に至りて、其の方量を見ん。經文、此の義に依るが故に勞しく方量を説かず上来、「指方有在」已下、『新記』の釈なり。此段、當に用ゆるべきが故に、『新記』今、私に之れを抄出す。三に障を識る中、記主の云わく、「二に障を知るとは經証未だ勘えず。証者の所判、定めて深意有らん。得定に非ざる自りは誰か此の相を弁ぜん。文字の法師敢て判釈せざるのみ」『記』一卷、八紙。三障とは、次の如く重次輕罪なり。記主の云わく、「若し重罪有る者は即ち黒障を現じて所現の日を覆う、世の黒雲の日を障うるが如し。若し次罪有る者は即ち黄障を現じて所現の日を覆う、世の黄雲の日を障うるが如し。若し輕罪有る者は即ち白障を現じて所現の日を覆う、世の白雲の日を障うるが如し」『記』一卷、十一紙。因みに曼陀羅變相の沙汰有るべし。扱、三障を除滅するに惣じて頓滅・漸滅の二機有り。或いは一たび懺し即滅するを頓機の人とす。此れを利根の人と名づく。

或いは二たび懺し三たび懺して、三障を除くことを得るを漸機の人とす。此れを鈍根の人と名づく。此の漸機に就きて亦た三相有り。具に『記』に釈するが如し。繁きが故に之れを略す『記』一卷、十三紙<sup>㊦</sup>。三に光を識る中、記主の云わく、「入観以前に先ず日輪を見て自ら思想を作す。彼の土の光明は此の照曜に超えたりと。此の想を作し、已りて方に日観に入る<sup>㊧</sup>。日観未だ成ぜずして四儀に礼念して憶想絶えず。是の故に久しからずして即ち定心を得るなり」『記』一卷、十四紙<sup>㊨</sup>。扱、此の日観、成ズレバ、彼土の依正の光明を拝見スルこと、漸く穢土の仮日の光ホドニ見ることなり観成所見の日は無漏の光明を丸盆ホドニミルなり。扱、観成に日を見るの時、彼の土の境を見るか。将た、日光ばかりを見るか、と云うトキ、之れに就きて、『記』に三義有り、一には、日観成就の時、「彼の土の莊嚴の一分を見るなり<sup>㊩</sup>」。二に、「日観成就の時も、

を得るが故に定力自在にして、更に後観に移りて彼の莊嚴を見る<sup>㊪</sup>」。然るに、三義の中には、第一の義を正とす。謂わく、日を見るは、即ち、彼の土の莊嚴の一分を見るなり。其の所現の日の中に、宝地・宝樹等の光及び三尊の光を合集して、日輪の如く之れを拝見するなり。今『釈』に「即得定心見彼淨土之事快樂莊嚴<sup>㊫</sup>」と云う。何の恠か有らんや『定記』一卷、十四紙<sup>㊬</sup>。私に云わく。師、仰せの『釈』に云わく、「祖師の解釈に依るに、此の日観成ずるの時、化仏等見ル」と。『糝鈔』卅五卷、四十四紙<sup>㊭</sup>。往きて看よ。祖師の釈とは、元祖『観経釈』に云わく、「若し此の観成ずる時、或いは化仏等現ず」と。『漢語灯』第二卷、四紙<sup>㊮</sup>。「問う。『疏』に「日を観じて日を見るは、心境相応すれば、名づけて正観とす。日を観ずるに、日を見ずして乃ち余の雑境等を見るは、心境相応せざるが故に邪と名づくなり<sup>㊯</sup>」已上。此の文の如くんば、日を見るは是れ正、余を見るは即ち邪なり。若し光明を見んば、豈に邪に非ずや。答う。所見の日とは、思想の位に此

の日を觀するが故に、此の觀想に依りて彼の光明を見ること、猶おし日輪の如く心境相應せり。何ぞ邪と云わんや。初めに、此の仮日に依りて倍ます光明を見る。何ぞ余の雜境と名づけん」『記』一卷、十六紙<sup>80</sup>。又た、師、仰せして云わく、「觀想・觀成、共に日を見て、其の上に未だ修せざる宝地等を見るは正なるべし。觀想に日輪を緣じて、觀成に日を見ずして余境現せば、邪定と名づくるなり。能く之を思ふべし」(『鈔』三十五卷、四十三紙<sup>81</sup>)。又た、『新記』に「當觀の本意は、初機をして彼の土の光を見せ教めんと欲して此の日觀を示すが故に、仮日に依りて、以ちて真光を見る。是の故に、所現は彼の土の光明たりと雖も、能見は此の土の日輪の如しと謂えり。心境、既に合す。何ぞ邪と云ふこと、之れ有らんや」。『新定記』一卷、二九紙<sup>82</sup>。問う。尚お、未だ審らかならず。既に彼の土の莊嚴の一分を見るを言う。「若し、彼の土の樹・池・樓等を見れば、猶お邪に属すなり。答う。彼の宝地等を見るに、即ち利根の人、不待時の機なり。今〈見余雜境<sup>83</sup>〉等と言うは、是れ則ち魔事なり。故に邪に属すのみ」『記』一卷、二十紙<sup>84</sup>。但し、此の義『新

記』の所破なり。彼の義に云わく、「今は即ち通に准ずるに、理觀を修する時は、色相は是れ邪。無相は是れ正。事觀を修する時は彼に反すを知るべし。[579a] 若し今『經』に依らば、日觀を修する時、日を見るは是れ正。余境は皆邪なり。但し、此の義、且く始修の人に約す。若し、旧修の人は、余を見ること妨げ無し」。『定記』一卷三十五紙<sup>85</sup>。扱、觀成所見の日は、无漏真日を見るとやせん、此土の仮日を見るとやせん。之れに就きて、『記』に二義有り。一義の意は、觀成所見の日は彼土の光明にして、仮日に非ず。一義の意は、所見の日は此土の日を見る。但し、記主の意、前の義を正とす。文理に順ずるが故に。乃ち四箇の文を出だす。其の中、二箇の文は淨境と言う。是れ、応に无漏境なるべし。又た二箇の文は、即見業障と言う。若し此土の日ならば、何ぞ業障を現せん。此れ等の文に准ずるに、定めて知る、无漏の光明なることを。次に理に准ぜば、仮は必ず真を表す。設い思想の位には、仮日を觀ずと雖も、觀成の位に至りて、応に真境を見るべし。「像觀」の

観、成ずれば、彼の土の仏を見るが如し。又た、後義の意は、能観・所観各別は、此れ邪観なるが故に、観成にも、亦た応に此土の仮日を見るべし。乃ち、三義を以ちて義を成ず。繁きが故に、之れを略す。往きて看よ上来、具に『記』の二卷、十五紙、已下<sup>47</sup>。然れども、若し真境を見ざれば、則ち減罪を許し難し。故に前義、尚お勝る『新記』、此の義に同じ。『定記』一巻、廿紙、廿二紙<sup>48</sup>。扱、日観に減罪の義有りや。此れに就きて有無の二義有り。一義の意は、経釈に文無しと雖も、道理、必ず減罪すべし。日観の行者、定めて観成就して、或いは心眼、已に開き、或いは思想、漸く成ず。此の観力に依りて何ぞ減罪せざらん。故に『疏』の「識知業障<sup>49</sup>」の釈に「明相現時自見業障軽重之相<sup>50</sup>」と云う。若し減罪无くんば、日輪、何ぞ現ぜん。但し、経釈に文无きことは、真観は多減なり、故に減罪を説く。仮観は少除なり、故に除くと言わざるなり。一義の意は罪障を減せず。謂わく、経釈、

〔579b〕文无きが故に。有漏境を想するが故に地観の釈、明らかなるが故に。此れ等の故に、「観念門」の減罪の証に日・水両観を引かざるは、即ち此の意なり。正く減罪を説くは、地観の文に在るは、日・水は仮依なり、云何ぞ減罪せん。但し、二義有りと雖も、先の義は相伝なり。故に減罪の義、今の所用なり。『選択』に云わく、「或いは一観の力、能く多劫の罪僭を祛<sup>51</sup>け、或いは具憶の功、終に三昧の勝利を得<sup>52</sup>。」と。況や法照禪師、日観の讚文に、「智者、必ず須く此の観に依りて、曠劫塵沙の罪、滅亡すべけん<sup>53</sup>。」と云う。当に知るべし、日水両観、俱に減罪有ることを具に『記』一巻、廿紙ヨリ廿五紙に至る<sup>48</sup>。往きて看よ<sup>49</sup>。『新記』も亦た今の義に同じ<sup>50</sup>。扱、老師の義に云わく、日・水両観には『経』に減罪の文無し。爾るに、水観は其の観成、宝地に在るが故に、観成の時、減罪する故に水観の処に減罪の文無し。一往、其の道理有るなり。縦い水観は減罪の義無しと雖も、日観は実に定めて減罪

の義有るべし。經文は之れを略して説かざるのみ私に『鈔』を按ずるに、阿師の意、日・水面觀、觀成に、各おの二意有り。

日觀には有漏の假日と無漏の光明となり。若し假日に約せば、則ち滅罪無し。光明に約せば、則ち滅罪有るなり。水觀は三種転觀して宝地を見ると。又た、唯、水・氷に限るとの二意あり。若し、宝地を見るに約せば、則ち滅罪有り。若し水・氷に限るに約せば、則ち滅罪无きなり。『楞鈔』卅六卷、二紙に。阿師の御義、甘心甘心。此の釈意を以ちて見るトキハ、所詮、假觀の処ニテハ滅罪を許さず。假觀ナレドモ觀成の位に眞境を見る処ニテハ滅罪を許すなり。

●一切衆生とは、惣じて揀者無し。得生の類を挙げ。但し、中に於きて堪と不堪と有り。故に「自非生盲」と云う。

●自非生盲とは、是れ、生盲の人を除く。此の人は、教えて日觀を作さしむること能わざるが故なり。實には生盲・生聾・生瘂の者の亦た不堪なりと雖も、今は日を見るの要とす。是の故に、且く「生盲」と云いて余を挙げざるなり。生盲は生れ[580a]付きの盲者ニテ、日・月ヲモ見るコト無く、

黒・白ヲモ知ラス者なり。聾・瘂も、皆、生れ付きなり。瘂はオシ・ツンポトテ、必ず耳、聞かざる者ナレバ、此の如き類は、教化も叶わざるなり。亦た、此の生盲の類は實に諸觀共に堪えず。故に今、初の日觀に此の不堪の者を挙げて、後觀に冠らしむるなり。

●有目之徒とは、生盲を除きて外、余の一切は皆、日輪の光明を識らずということ無き故に。

●皆見日没とは、「皆」とは、人を指す語なり。即ち、上の一切衆生を云うなり。「見」とは、眼見なり。惣じて今『經』ニテ紛ル、事なり。眼見と、思想の見と、三昧正受現前スル觀成見と此れは即ち心見なり。何れも、皆、見と云うなり。是の故に、見の字、經文の面、<sup>おも</sup>処ニヨリテ違いアリ。意を付くべきなり。「日没」とは、没入なり。日の西山の端に入る時節を見るコトなり。入り日デナケレバマバユフシテ見ラレヌモノなり。爾るに、日没のトキハ、光、収むる故に。最も見易き故に。春秋二

際の日、眼を以ちて能々、見習い置きテ、サテ道場に入りて先に能く見置きタル日を観ズルコトなり。

当起想念の下は、静処に入り、作方に随いて其の威儀等、具に『疏』の如し之れを観ず。

●想念とは、像を執るを想と曰う。前方<sup>まえ</sup>、見置きし日を心に執り入ルなり。

●正坐とは、結跏趺坐、法に依るなり。

●諦観於日とは、「諦」とは、物マギレノセヌ様に諦カニ観ズルなり。「観於日」とは、心中に現ずる日を、心を以ちて観ず。「是れ、思想の見なり。謂わく、行者、定に入りて心を標して日を見、想を制し、縁を除きて、念念に移らざるなり」と『述變記』の意。

●令心堅住とは、堅固安[śānta]住なり。此れは、次上の諦観の観の事を云うなり。日の上に心を置きて、亡せず。心中、日を住めテシツカリト釘ニテ打ち付きタル如く、動かざる様に、観ズルヲ「令

心堅住」と曰う。

●見日欲没とは、此れ眼見なり。謂わく、「行者、初め観を修せんと欲す。先づ、落日、將に没せんとす。未だ没せず。雲、散じ、光、収めて瑩静なること鏡の如く、西山に懸住するを見て、而して後、正坐して定に入る。是れ見は、乃ち是れ眼見にして思想等の見に非ざるなり」と已上、『述變記』。

●状如懸鼓とは、周の代、樂器の名に有る処の鼓なり。今時の天秤の如くナル物ニツリテ打つ鼓ナリ。又た、竜興の説に依らば、世間の人の竿頭に鼓を懸けて下に在り、仰ぎて射るが如し。高きこと三四丈なり。故に「懸鼓」と名づく已上。此の説ナレバ化鳥ナドヲ射ント思ひテ、竿の頭に鼓を付けて下より射習うなり。但し、先ノ義、好し。夏には鼓足と云い、殷には楹鼓と云い、周には懸鼓と云う具に『述變記』之れを出だす。

●既見日已とは、定心発得して観成三昧の見なり。此れは定中の日を見る、即ち心見なり。

●閉目開目とは、上の「見目」は正しく觀成を明す。今、此の文は定用自在の行相を明すなり。謂わく、得定しぬれば、定散自在にして、目を開き散に住すれども猶お定境を見る。是れ出定にも定用自在ならしめん為に、閉目開目して見る事なり。閉目は定心位、開目は散心位ナレドモ、実に定力の余勢有るを以ちての故に散心に住するの時も尚お定境を見るなり。是の如くに入定出定に自在を得るなり『記』一卷、十七紙五。扱、開目は散心なり。爾るに散心の位に定境を見るといはは、唯、意識の縁とやせん、將た「[sa]」眼識縁に通ずとやせんやと云うとき、若し法相に義順せば、定境は即ち是れ法処色の撰なり。法処所撰の色は、唯、意識の縁にして眼識の縁に非ず。設い散心に定中の境を縁すと雖も是れ意識にして、唯、定境を縁じて眼識に通ずるに非ざるべし。眼識は、唯、色境を縁じて定境を縁するに非ず。今、散と言うと雖も尚お定力の余勢有り。故に一向の散心

と言ふに非ず。爾れば第六意識、法処色の境を縁ず、是れ法境にして即ち定境なり。謂わく第六識、定と相應するの時、定力に依りて変ずる所の色等の境なり。眼識、色境を縁するに非ざるなり。是の故に散心の境ナレドモ法処の日を拝見するなり。然れば則ち上の「既見日已」の日は意識所見法処の日なり。亦た相伝の一義に云わく、定力深微にして、出定の時、定中の境を以ちて更に色境に移して眼識をもちて縁するのみ。大乘の道理、意趣、知り難し。浄土の境界、凡の測る所に非ず上来『記』一卷、十七紙五。『抄』卅五卷、卅六紙五。已下『新記』定一卷、卅二紙五。全同。實に性相常途の道理に約せば、従來の義の如く、定境は唯、意識縁なり。若し宗義の別途に約せば、只、仏力に依りて聖境を見るべし。是れ即ち大乘の極致、浄土の秘願のみ。例せば、威徳定力の如し。扱、上来所談の如く、此の觀、成就すれば、彼土無漏の依正の光明障り無く拝見スルコトなり。加之、無始已來の罪障マデテ悉く滅尽スルなり。

第二水想観の下、水観の来意は、前は広く十三定

善の仮観なり。今、則ち是れ、狭く宝地の仮観なり。是れ寛狭の次第なり。亦た、前に方を指し、

今は其の地を表す、是れ方処の次第なり『会疏』中初。

言うところは、是れ上と同じく仮観なり。上は惣

じて極楽の依正を観ずる方「Solid」便なり。此の

水想観は、別して依報を観ずる方便なり。扱、此

れは穢土の水を観ズルなり。喩えば嗟哦の広沢の

池の如くナルヲ、眼に見習い置きて、閉目開目し

て、能く見習い置きし池を静処に入りて、思い浮

べて観ズルことなり。是れ何の為ぞと云うに、彼

土の平らナルニ喩ゆるなり。凡そ平らナルモノ

ハ、水に過タルハ無し、故に其の平らなる相を観

ズルなり。是れ即ち地観の方便なり。爾るに、穢

土は雑業の所感ナレバ、山、川、丘、坑、皆、不

平なり。浄土は爾らず、故に之れを観ずるに、水

を以ちてするなり。扱、彼の土は上下、皆、透き

徹るなり。爾るに穢土には透き徹ルモノ、外に無

きが故に水を氷と作すなり。サレドモ氷も未だト

クト、透徹せず。ナマズキナレバ、氷を亦た瑠璃

に作すなり此れも穢土の仮瑠璃なり。此の水と氷と瑠璃の

三種を転観と云うなり。扱、穢土の水を用いるに

付きて蹈み込む様ナことヤ、湿う様なことヤ、此

れ等の辺は取らず、只、平らかナル方バカリヲ用

ゆることなり。上来の意を『疏』に「此の界は丘

坑にして、未だ高下無きの処あらず。能く平らか

なる者を取らんと欲するに、水に過ぎたるは無

し。斯の可平の相を示して彼の瑠璃の地に況すと

なり〇」已上 扱、極楽を唯、瑠璃地と定むると云

うニハ非ず。今、仮観の時、透き徹る瑠璃の想を

作す故に、ソレヲ直ちに移シテ瑠璃地と云うな

り。彼の土は金銀等、何れも透き徹る事なり。

扱、水想観には観成無し。此の観、成就スレバ直

ちに彼土の瑠璃地を見るべし。是を以ちて水観に

観成を説かざるなり。扱、観の次第を言う時、

十三観は次第観なり。中に於きて、第十二観迄

は、上根の観なり。雑想の観は [582a] 下根の観なり。亦た上根の中に地・座・像・真の四の要観を観ズル者アリ。又た、仏身観ノミ観ズル者あり。今、次第観を説くと雖も、亦た横に観ズルことヲ妨げず、文は略して互いに帯びて説くなり。

●次作水想スとは、此れは結前生後の句に当たる。但し、今は生後の句のみにして結前の句を略す。具に之れを言わば既に日を見已りなば次に水想作せと云うべし。「既見日已」スの句は結前、「次作水想」スの句は生後なり。惣じて『今経』は結前生後処処不同なり。応に知るべし。

●見水澄清スとは、此れ眼見なり。彼の広沢の池の如くナルヲ常に見習い置くなり。之れに就きて『疏』に椀水の喩アリ。粗ぼ之れを弁ぜん。先づ椀此れ漆塗りの桶が好きなり。に水を湛え、繩牀にして之れを観るに、水、静かにして後、米・豆・棗等の物を次第に打ち入れテ、水を動かすなり。此の如くして、サテ自身の眉間に一の白き物の豆許りの如

き物を着けてス置きて、彼の水に眉間を望め見るに、水、静まれば、眉間の物、現ずるなり。米・豆・棗等を打ち込んで漸々に波の静かなるに随いて、我心も漸漸に静まるモノなり。椀は依身に喩うる等、具に『疏』スを拝見スベシ。

●亦令明了スとは、「亦」の字に就きて『記』に三義有り。一に上の日観の「皆令明了」スに対して「亦」と云う。但し彼は観成、此れは則ち思想なり。観成と思想と其の位、異なりと雖も、明了の義、同じ。故に「亦」と云うなり。二に日観の「皆令明了」に對するに非ず。此の思想を以ちて先の眼見に對して「亦」等と云う。所謂、上に「見水澄清」と云うは、則ち是れ、眼に澄水の本質を見、然して後、心中に亦た明了に此の水の影像を思想するなり。三に是れ眼見に對するに非ず、亦た [582b] 日観の「皆令明了」に對するにも非ず。此れ日観の「見日欲没状如懸鼓」スに對す。斯れ乃ち日・水二観、俱に仮観なるが故に、眼に日水を

見て、心に水を観ず。此の義、同じが故に彼の思想に対して「亦」と言うなり已上、『記』一卷、廿五紙の意なり。『栞抄』卅六卷、十一紙の云わく、「已上の三義の所対は異なりと雖も、能対は是れ思想なり（已上）。但し第三の「見日欲没状如懸鼓」は唯だ眼見なりと雖も、爾れども『記』に「思想」と釈す。且く相違に似れども其の道理有り。『抄』に之れを問答す、往きて見よ。又た按ずるに、三義中、第二の義、穩かなるか。

●無分散意とは、分散スレバ明了ならず。故に上来、今一返、打ちカヘシテ説くなり。心、散乱スレバ、観想、成じ難きが故に。

●既見水已とは、此れ思想の見なり。此の句、結前なり。

●当起氷想とは、此の句は生後なり。先づ、水を想し已りて、水を転じて氷想と為るなり。此の水観は本より観成無し。日・水俱に仮観ナレども、日観は光明を見るが故に、観成有り。水観は仮を借りて転じて地を観ずるが故に、当観の観成は下の宝地観、是れなり。

●作瑠璃想とは、是れ仮瑠璃にして無漏の真瑠璃に非ず。氷の上、仮瑠璃を移し思う、三種転観、只、是れ思想なり。扱、上の「当起氷想」の処、及び此の「作瑠璃想」の処、俱に次上「亦令明了無分散意」の意を入れて見るべし。扱、『疏』

の意は、直ちに真瑠璃を釈す。仮瑠璃の様に見えざるなり。蓋し是れ、氷想と瑠璃想と共に映徹スルモノナレバ、『釈』の面は、直ちに真瑠璃を移シテ、仮瑠璃の様に見えざるなり。爾れども、意、仮瑠璃の想無きに非ず。只是れ、映徹の同ずるを以ちての故なり。

●此想成已とは、「此想」とは、三種を指すとや為ん。将た、瑠璃想を指すとや為んや、ト云うとき、此れは上の思想を結成「583a」スル文ナレバ、三種の思想を結して「此想成已」と云う。是れ、「此想」の二字、結前の句にして、「成已」の二字は生後の意なり。

●見瑠璃地とは、「見」とは亦、思想の「見」なり。

前に見置きたるを、心中に思い浮かぶるなり。

●内外とは、猶し上・下と云うが如し。「内」は地下、即ち地の底なり。「外」は地上、即ち地面の上の事なり。

●映徹とは、地有りて猶お無きが如し。是れを映徹と云う。

●下有金剛等とは、已下、地に就きて、地下・地上の莊嚴、皆、思想を以ちて思い浮かぶとなり。

爾るに、報土は依持円浄を具するが故に十八円浄の中、第十八なり。穢土の三輪建立とは、異なるなり。

先づ、地下に広大無辺の宝蓮華あり「大蓮花王、依止とす。是れを依止円浄と名づく」。故に蓮花藏世界と云うなり。『株抄』卅七卷、初紙<sup>82</sup>。報身、智、無辺なるが故に蓮華

も亦た無辺際なり。其の蓮華の蓮肉の処ヨリ無量宝幢を立てて地を撃ぐなり。言うところは、大宝蓮華の上に無量のツカヲ立テ、其のツカノ上に板を張タルカ如クナル様に、瑠璃地を載せて置く。其れが極樂の地面ナリ。其の瑠璃地の下が、

地下莊嚴と云うモノナリ。金剛とは、諸もろの無漏法は、堅固不可破壊の故に、有漏法、皆、破壊すべきなり。『疏』に「幢躰、等しく是れ無漏金剛なることを明す<sup>83</sup>」。又、宝池觀の、『疏』に云わく、「金剛と言は、即ち是れ無漏の躰なり<sup>84</sup>」。

●七宝金幢とは、無量無辺の金幢有るべし。但し、純と雜と有るが故に「七宝」等と云う。今、「金幢」と言は、金は是れ最上の故に、之れを別出す。『礼讚』には「地下莊嚴七宝幢無量無辺無數億<sup>85</sup>」と云う。『般舟讚』には、「地下の宝幢、無數億なり。方楞、具足して尽く光を輝かす<sup>86</sup>」と因みに阿師、云わく、「[583b]「先徳の中、宝幢唯一と執する人有り。謂わく、仁和寺の昇蓮坊、播磨の信寂房等の類なり」。『抄』卅六卷、卅二紙<sup>83</sup>。

●擊瑠璃地とは、「問う。『浄土論』に〈得入蓮華藏世界<sup>87</sup>〉と云えり。若し爾らば、応に〈蓮華、世界を撃ぐ〉と云うべし。故に『撰論』には〈大蓮華王を以ちて依止とす<sup>88</sup>〉と云う。嘉祥は〈宝

蓮華を以ちて世界を撃ぐ<sup>88</sup>と釈す。今『経』、

何ぞ〈金幢撃地〉と云うや。答う。此の義、決し

難し。且く試みに会せば、蓮華と言うは、其の惣

相を明し、金幢撃とは、其の別相を説くなり』『記』

一卷、卅四紙<sup>89</sup>。又た、阿師の一義に云わく、「蓮華は体を挙げ、寶幢

は名を呼ぶ。彼の蓮花、種々光明端香幢と名づくるを以ちての故に」

『抄』卅六卷、卅二紙<sup>90</sup>。又た、『二藏義』十七卷、二紙「宗密禪師『別

行経の義記』を引きて云わく、〈須弥塵数普光摩尼の中より大蓮花を出

だす。種々光明藥香幢と名づく<sup>91</sup>〉(已上)。謂わく、蓮花と宝幢とは

一体の異名なり。此の『経』は名に約し、『撰論』は体に約す<sup>92</sup>と云

云。兩処、併せ見よ。但し、『抄』には瑞に作り、『二藏義』は藥に作る。

●八方とは、八の方面、有るなり。

●八楞とは、「楞」は木の角なり。八角のカドシツ

カリト有るなり。

●一一方面とは、经文には略して幢教を説かず。

『疏』の意を以ちて見るべし。「一一」とは、無量

の幢を指す。下の「宝楼觀」の「衆宝国土一一界上」

の「一一」を以ちて、今、照らし見るべし。『経』

の例なり『抄』卅六卷、卅二紙<sup>97</sup>。

●方面とは、八方の面と云うコトなり。八楞を言

うにあらず。故に『讚』に「八方八面百宝成<sup>98</sup>」

と云えり『記』一卷、卅六紙<sup>99</sup>、『抄』卅六卷、卅四紙<sup>97</sup>。一

方ゴトニ、百宝を以ちて飾る。実には無量なり。

百宝の上に百宝の彩色を填するなり。

●一一宝珠とは、上の百宝を指して一一と云うな

り。百宝に百宝宝珠と云うコトなり。

●一一光明とは、上の千の光明を指して一一と云

うなり。

●映瑠璃地とは、此れは下から上、透き徹りて見

る処を映徹と云うなり。

●如億千日とは、娑婆世界の日月は、唯一の日

[584a] 月にて照らすサエ、須弥の三州を照らして

窮り無し。況や億千の日輪をや。

●不可具見とは、マバユキヲ云うニハ非ズ。此レ

ハ見ツクサレヌコトヲ云うなり。

●瑠璃地上とは、今、斯に瑠璃地一界の上に就き

て説けり。実には無量無辺界に無量無辺の道有

り。先ず極楽浄土惣体の地に界と道と有り。此の、碁盤を以ちて喩うる時、碁盤の筋の内、四角なる処を界と云い、筋を縦横に引きたる処を道と云う。其の道筋が黄金の繩を引きタル如くに、真直ニテ有ルヲ、「以黄金繩」と云うなり。扱、界にも純界あり、雑界あり。雑界に石畳の如く成る有り。ダンダラ筋の如くナルアリ。爾るに今、瑠璃地と云うコトハ、映徹シテ見事ナル辺を云うなり。若し『阿弥陀経』に依らば、「黄金為地<sup>§</sup>」と云う。是れ堅固なる辺を名づくるなり。又た、『大経』には、「七宝を地とす<sup>§</sup>」と云う。彼此の説、各おの一辺を顕すなり。『疏』に、「或いは雑宝を以ちて地とするには、瑠璃を道と作し、或いは瑠璃を以ちて地とするには、白玉を道と作し、或いは紫金白銀を以ちて地とするには、百宝を道と作し、或いは不可説宝を以ちて地とするには、不可説宝を以ちて道と作す<sup>§</sup>」と已上。此れ是れ

を謂うなり。

●以黄金繩とは、此れ亦た無量の繩アルベシ。今は且く、黄金を挙ぐ。実には七宝無量の雑宝の繩有るべし。但し、繩を張るには非ず。繩は直ナルモノナレバ、取りて道の直ナルニ喩うるなり。『疏』に「黄金、道を作す。状、金繩かたちに似たり<sup>§</sup>」と已上。私に云わく、当麻の変相にも、繩を引き、道筋を立つる如キモノアルナリ。亦た、或るが云わく、密家の五色界道の類、皆、繩を以ちて界分を定む。今、亦た是の如し。

●雑廁間錯とは、皆マジハルト云う字なり。此の「[584b] 界道、横豎に雜わりて十の字の如し。京の町筋の様ナルヲ「雑廁間錯」と云う。

●以七宝界とは、界界分明にして道を隔ててマチガワザルなり。又た、界に純雜等アリ、今、且く七宝界を挙ぐるなり。

●分齊分明とは、界と道と別かつ故に、界道の分齊分明と云うことなり。

●一一宝中とは、此れ従り虚空の莊嚴を説く。

一一とは、上の地上の七宝界を指して一一と云うなり。其の宝中より、五百色の光明、出づるなり。

●如華とは、地上の宝中より出づる光明、皆、虚空に昇ることを喩うるなり。落花の風に吹かれて上るが如し。

●似星月とは、光明、虚空に止まるに喩うるなり。言うところは、光、空に止まりて還りて下を照らす。星月の如し。

●成光明台とは、光明、変じて台とす。虚空に在る形、今、須弥山の如し。台の体、光明なるが故に光明台と云う。然るに、或る本に次上の「懸処虚空」の一句を此の第三光變成台の科に入る。此の本、印板の誤りなり。此の「成光明台」の一句のみ第三の科なり。

●楼閣千万とは、光明変ずる台上に楼閣千万有り。喩えば、須弥壇の上に舍利塔を並べ置くが如し。

●於台両辺とは、左右を両辺と云う。実は、四方

の事なり。四面共に有レドモ、何カラ見テモ両辺ナレバ四面を両辺と云う。

●各有百億華幢とは、娑婆ニテ家の廻りに樹を植え置く如くに百億華幢アリ。

●無量樂器等とは、此の楼閣の外の莊嚴なり。虚空の中に在りて、楼閣を莊嚴するなり。

●八種清風とは、今家に釈無し。天台の意に依るに、「浄土、実には時節無し。若し、此の八〔八方〕方に寄せて、謂わば、上下を除きて四方四維の風を八風と曰う。亦た、八卦に対すべきなり」已上、

天台の意88。如湛の『浄業記』に曰わく、「八卦とは、

北方は坎の位、広莫風と曰う、冬至に在り。東北は艮の位、調風と曰う、立春に在り。東方は震の位、明広風と曰う、春分に在り。東南は巽の位、

清明風と曰う、立夏に在り。南方は離の位、景風と曰う、夏至に在り。西南は坤の位、涼風と曰う、立秋に在り。西方は兌の位、闍闍風と曰う、

秋分に在り。西北は乾の位、不周風と曰う、立冬

に在り<sup>100</sup>」已上。此の八節の氣より出づる風を、八風と曰う。然れども、彼土には、春秋の時節無きが故に、只、四方四維の風を八風と云うなるべし。又た、『淮南子』『史記』等に八風の名を出だす。

名義各おの少異せり上來、八風の説、『稽定記』の意なり。天台の『釈』<sup>101</sup>、『今記』<sup>102</sup>にも之れを引く。

●鼓此樂器とは、「問う。此の一句は上の樂器を指して「鼓此樂器」と云えり。故に知ぬ、「八種」已下は猶お是れ虚空莊嚴なりということ。故に『玄義分』にも亦、虚空に属す。若し爾れば「八種」已下をば応に猶お次上の第四段に属すべし。何ぞ別段と為すや。答う。所問、実に爾り。但し嚴儀と説法とは、異り有ることを顕さんが為に、且く別段とすのみ」『記』一卷、四十五紙<sup>103</sup>。

●演説苦空とは、靈芝の云わく、「苦空」等の法は即ち四念処なり。身は不浄と觀じ、受は是れ苦と觀じ、心は無常と觀じ、法は無我と觀ず。此の四法を以ちて四倒を対破す。經文の中の空の字、

且く觀身に對す。倒と知れば計亡す。空に非ずして何の謂いぞ」已上<sup>104</sup>。戒度の云わく、「『經』は不浄を没して之れを空<sup>105</sup>」と謂い、『疏』には計亡に約して以ちて釈せり。浄と執するの計纔に亡ずれば、[585b]則ち此の身は当処に空なりと知る故に已上上來『記』一四十六紙<sup>106</sup>。之れを引きて問師の云わく、『今經』苦空無常無我を以ちて不浄苦無常無我到擬して身受心法の四境に配す。受は苦と苦となり。心は無常と無常となり。法は無我と無我となり。身の一境に於きて空と不浄とに配す。故に文中空字且對觀身と云う。觀身は即ち是れ不浄觀なり。不浄觀とは是れ觀想に約す。文中の空とは即ち觀成に約す。言うところは、不浄と觀ずに、浄計、已に亡ず。亡計は即ち空なり已上『抄』卅七十六紙<sup>107</sup>。往きて看よ。私に云わく、四念処は、身受心法は是れ所縁の境なり。不浄・苦・無常・無我是能縁の觀智なり。浄樂我常は所破の四倒なり。應に知るべし已上。爾るに經文には唯だ

苦等の四真を挙げ、『疏』には四倒四真恒沙等の法を顕説すと云えり。『大経』も亦其の意なり。問う。経文には唯だ苦等の四真を挙ぐ。何ぞ四倒恒沙等の法と云うや。答う。若し能治有れば必ず所治有るが故に『記』一卷、四十五紙108。

●是為水想とは、問う。当観の中には具に宝地を想せり。何が故ぞ、唯、結して水想と云うや。答う。水・氷・地の三は、是れ転観なるが故に、惣じて水観に属す。三種の転観、本と水なるが故に「是為水想」と結す。本と此の観法は水より起りて、観ずるが故に、地下、地上、虚空の三種の莊嚴、皆な水観に撰属するなり。若し更に、水水を捨てて、独り宝地を観ずる。之れに斉して、名づけて宝地観と為すなり。故に知りぬ、三種の莊嚴、水と地との両観を通用して一处に置きて、両辺を顕わす。若し爾らずんば、結文会し難し。扱、此の観に就きて能く観の機に種種有り、上來の経「586a」文の如きは、次第、観の者に約して

之れを説く故に、或いは仮観を借りて地を観ずる者あり是れ今の次第観の機なり。或いは直に宝地を観ずる者あり是れ直に真瑠璃を観するなり。若し、仮観従り入る者は、上の「見瑠璃地内外映徹」の「下苦空無常無我之音」に至るまで、皆水想の撰なり。若し、水水を想せず、直に宝地を観ずる者に約せば、上の「見瑠璃地内外映徹」の下、「苦空無常無我之音」に至るまで、地観の思想を取りて、次下、第三宝地観の「極令了了」の句を直に観成と見るなり。此の時は「是為水想名第二観」の二句を除きて見るなり。若し爾は水観に結文無きやと云うとき、上に水氷琉璃の相を説き、已りて然して後、結して此想成已と云う。明らかに知りぬ。「見瑠璃」の下、若し次第観の者に約すれば、水観を撰し、若し、直に宝地を観ずる者に約すれば、地観に撰す。是の故に「見瑠璃」の下は義兼両向なり。問う。然るに、水観所観の地と第三の地観と、復た何の別有りや。答う。水水を相帯して、宝地を想

する者は、初に従て水観に属す。第三の観地は水  
水を想せず、直に宝地を観ずるは、独り地観に属  
す。故に知りぬ。「見琉璃」の下は義兼両向なりと  
いうことを上に説き、下に略せり。只、此想成時  
と云いて重ねて宝地を顕す此の義、正とす。是れ相伝の義な  
り。上来『記』一卷四十七紙意なり。但し『記』の次下に復た一義有り。

爾れども今の義は相伝の義の故に正とす。

**第三理想観**の下、地観の来意は、謂わく前の水想  
は地を表にする所なるが故に彼の仮想に次いで此  
の真観来れり。『科』に「結前生後<sup>106</sup>」とは此の句、  
結前のみにして生後を略す。爾れば経文は結前の  
みにして生後無し。何ぞ「結前生後」と科したる  
や、と云うとき、此の句は [586b] 惣じて前観を  
結す。故に「此想」の二字は結前、「成時」の二字  
<sup>107</sup>は「生後」の義を兼ねたり。

● **此想成時** <sup>108</sup>とは「此想」と言わば上の瑠璃地  
の地下・地上・空裏の三種 <sup>109</sup>の莊嚴を指す。即  
ち思惟の位なり。此の思惟、甘く熟するを「此想

成時」と云う。問う。「此想」と言わば、上の地下・  
地上・虚空の三種を指すとや為さん。將た広く水  
水等に通ずとや為さん。自余の観に准ずるに、惣  
じて前観を指して以て「結前」と為し更に文を残  
さず。水観に具に水氷地を観ずる故に此想とは惣  
じて上の水氷地の三を指すべし。答う。『記』に二  
義有り。初めの義は只地下地上等の三種の莊嚴を  
指すなり。若し爾れば何ぞ水氷観を結せざるや、  
と云うとき上に水氷琉璃の相を説き已りて、然し  
て後に結して「此想成已」と云い、今亦三種莊嚴  
を説き已りて、然して後、結して「此想成時」と  
云えり。故に知んぬ、今の文は但、宝地の三種莊  
嚴を結すと云うことを。次の義は水観は三種転観  
の故に惣じて広く前観の水氷等を指して、想と云  
うなり。但し、上の文に「此想成」と言うは、別  
して仮観に約す。今、「此想」とは惣じて三境を指  
す。言う所の「成」とは思想、分に成ず。正受の  
観成と言うには非らず。此れ乃ち思惟分に成ずと

雖も、此れ猶、地觀の粗見に及ばず。況や了了の見に於いてをや已上『記』一卷、五十紙意。113 上来二義の中には初義を正と為す。記主の意、「此想」とは瑠璃地の三種莊嚴を指すなり、と決判したまう故に『科』に觀成相を弁ずとは、觀成に六の子段有り。二と三六との段は正しく是れ觀成なり。自余の一と四と五との三段は觀成の方便なり。爾るに觀成に何ぞ方便觀アルゾ「[gā]」ト云うトキ、謂わく、觀成を得ること容易に非ず。故に觀成と方便とを綺え雜えて説くるなり。經文の「恒憶」「粗見」は即ち是れ觀成正受の方便を作す。中間に初に「極令了了」と云い、次に「閉目開目」と云う。

俱に觀成の相を標すと雖も上は明了を取り、下は不失を取る故に繁重に非ず。後に「若得三昧」等と云わば、觀成の相を説く故に初後に從りて觀成の相と名づくなり『記』一卷、五十紙 114。

● 一一觀之とは、前の想成を指して之を重觀せしむ。謂わく、地下等の三種を、次第に之を觀ジテ、

雜觀するコトを得ざるなり。是れ、三昧を成じ難きが故に、明了ならしめんが為に、「一一觀之」と曰う。「一一」とは、上の地下・地上等の莊嚴を指すなり。

● 極令了了とは、平日の方便無ければ、了了と成るコト能わず。故に平日の方便を、次下四五の段に之を説く。了了の言ば、是れ正受なり。

● 閉目開目とは、此れは、定中に閉目・開目スルなり。閉目・開目は、思惟・正受に通ずれドモ、今は定中の閉目・開目なり。觀成就スレバ、出定の時も淨境を見る。亦た出定の時にも、苦空等の説法音声を聴くなり。此の如くには、只だナラヌホドニ、「唯除睡時 115」と来る『經』文の次第なり。

● 不令散失とは、六塵の境に放散するコト莫かれとなり。

● 唯除睡時とは、有る本には、「唯除食時 116」と云う。靈芝は、「食」の本に依りて釈を作す 117。

今家は、「睡」の本を用う。「食時」と云うは、其

の理、極成せず。謂わく、憶想断ぜざるを以て其の要とす。何ぞ食時を除かん。食時には、余念も雜起するものなり。睡時は無念なり。の故に、「食」の字の『経』[587b]本は、其の義、未だ穩ならず。

故に古来より「睡時」の『経』本を正とす。証定指授の高判、「睡時」に作る。何ぞ異議存らんや。

尚お『記』に択瑛法師の印板奥書に「此の本食時、睡時に作る178」と云うを出シテ委しく釈す179。往

きて看よ。元祖大師の仰せに因らば「二食間に三度バカリ思ヒ出シバ、能き相續ナリ120」ト。是の食時ニハ、余念モ雜起スルモノナレバ、此の如く勸メ玉フ。思ヒ合スベシ。

●恒憶此事とは、今家の「失意聾盲痴人121」等と言ひ玉ふ如き釈意、是れなり

●如此想者とは、思想の位には粗見なり。三昧現前の位には了了分明なり。

●粗見とは、「了了」に對シテ「粗」と云う言ろは、「大方」と云う意なり。即ち、浄土の相を見れトモ、此れを「想中の見」と名づく。猶お覚想有る

が故に。但だし、第六宝楼觀に「粗見122」と云うは、即ち正受の位なり。言ば同じく、意は別なり。応に知るべし。

●若得三昧とは、正音は三摩地。此に正定と翻ず。或いは等持と云う。れ「想心漸く微にして、覺念頓に除き、正受と相應シテ、三昧を証し、真に彼境の微妙の事を見る123」なり。

●不可具説とは、彼土の微妙の境界は、「言思に及び難し。唯、証して、方に知るべし。故に〈不可具説〉と云う124」。言うところは、散心の言語、

散心の思量には及ばざるなり。扱、元祖大師「觀經釈」、『漢語灯』二卷、四紙125「即ち此の処に於きて『疏』

の修觀の法を拳示す。其の文に曰わく、〈即ち静処に向いて面を西方に向け、正坐跏趺して一ら前法に同じくせよ。既に心を住し已らば、徐々として心を転じて彼の宝地の雜色分明なるを想え。初想には多境を乱想することを得ざれ。即ち定を得ること難し。唯、方寸一尺等を觀ぜよ。或いは、一

日・二日・三日、或いは、四・五・六・七日、或いは

一月・一年、二・三年等、日夜行〔588a〕住坐臥を問うこと無く、身・口・意業、常に定と合せよ。

唯、万事、俱に捨てて由失意聲盲痴人の如くならば、此の定、必ず即ち得易し。若し是の如くならずんば、三業、縁に随いて転じ、定想、波を逐いて飛ぶ。縦い千年の寿を尽すとも、法眼、未だ曾て開かず。若し心、定を得る時、或いは先ず明相現すること有り、或いは先ず宝地等の種種分明なる不可思議の者を見るべし。二種の見有り。一には想見、猶お、知覚有るが故に、浄境を見ると雖も、未だ多く明了ならず。二には、若し内外の覚、滅し、即ち正受三昧に入れば、所見の浄境、即ち想見に非ず。比较を為すことを得んや196」已上。

●**仏告阿難**とは、已下は、勸発流通なり。此の流通の語は、下の諸観に各おの有るべし。今は真観の初めなるが故に、当観に説きて下に冠せしむる

なり。

●**為未来世**とは、在世に通ずるなり。

●**一切大衆**とは、今家の意は、五苦所逼の凡夫、即ち在世・滅後の衆生に通ずるなり。

●**欲脱苦者**とは、浄土を欣う人なり。此れ、「機の受くるに堪え信ずるに堪うるを簡ぶことを明すなり。謂わく、此の娑婆生死の身の八苦・五苦・三悪道の苦等を捨てんことを得んと欲して、聞きて即ち信行せん者には、身命を惜まず、急に為に之れを説け。一人、苦を捨て生死を出づれば、真に仏恩を報ずるを以ちてなり197」已上、『疏』。

●**説是観地法**とは、言うところは、汝、阿難、能く持して説けとなり。元祖大師云わく『観経釈』、『漢語灯』二卷、五紙198、『双卷経』に七宝地を説くと雖も、而れども彼には観地往生の旨を説かず。是の故に、只、彼の『経』を見るの人、未だ此の旨を知らず。然るに、今、此の『経』に至りて、始めて観地往生の旨を知るなり」已上。

〔589a〕●除八十億劫等とは、此れ自り已後は、八十億劫が間、生死に流転スベキ罪障を除滅スル事なり。其の業をヤハリ置くトキハ、八十億劫、流転スルなり。『觀仏經』第九六紙〔註〕に曰わく、「過去、空王仏の時、四比丘、同じく不善業を作し、当に惡道に墮すべし。其の後、塔に入りて仏の大人の相を觀ず。願くは我が罪を除きたまえ。是の語を作し已りて、大山の崩るるが如く、五体を地に投じて諸罪を懺悔す。仏の眉間を觀じ、懺悔する因縁をもて、是れ従り已後、八十億阿僧祇劫、惡道に墮せず」已上。『合讚』本、七十五紙〔註〕、具に之れを引く。往きて見よ。此の經文を以ちて是れ従り已後の流転ということ、応に知るべし。譬えば、金を借りて其の償いに、十年、人に遣わるるに、若し金を返せば、今日より遣われずと言うが如し此の喩ニテ知ルベキ事なり。爾ルニ滅罪の義、世人、多く誤るが故に、今、經文を引きて之れを証す。扱、「除八十億」等とは、此れは八十億劫アリタケノ罪を滅スルなり。爾るに淺觀に滅罪

多く、深觀に滅罪少きは何なる由ぞと云うに、此れ、機の淺深に依りて滅罪に多少の不同有り。境の淺深に依らず。然る所以は、惣じて觀行者に次第觀の者有り、横入の者有り。若し次第觀に約すれば一切の罪障、頓に此の地觀に滅して、後觀に至りて滅すること無し。行者、有スルホドノ罪は皆、地觀に滅スルなり。若し横入の者に約すれば、其の觀、成ずるに隨いて何れの觀ナリトモ、罪障、滅スルコト不同なり。暗に此の二機を顯して、滅罪を説くこと不同なり。且く『記』の意に憑らんに、謂わく、觀觀の滅罪、不同有る所以は、「一一の行者、其の数、多きが故に所有の罪体、隨いて〔589a〕亦た、無量なり。各おの一辺の機に約して一觀の滅罪を説く。地觀の人の中に、五方を滅する者有るべし。座觀の人の中に、八十を滅する者有るべし。若し爾らずんば、八十滅罪の外、無量罪を滅せざるの咎有り。若し爾りと許さば、地觀の行人、生ずること得べからず。無量の

罪有るが故に。若し重罪有りと雖も、往生すと云わば、是の処り有ること無し。又た下上品の如くんば、五十の罪を滅して、尚お、往生することを得。即ち五十の外に八十の罪無きを以ちての故に。下中品の八十、亦復た是の如し。即ち八十の外に十箇の八十億の罪無きを以ちての故に<sup>131</sup>。今、「地観の行人は、唯、八十億劫の罪のみ有り。乃至、座観の行者は、唯、五万劫の罪のみ有り。仏、彼の罪の多少に随いて、八十等と云う。是れ観力に必ず差別有るに非ず<sup>132</sup>」。「此れを以ちて験かに知りぬ、一々の観毎に、各おの一機に約して一の滅罪を説くなり<sup>133</sup>」。「但し楼観に〔除無量罪<sup>134</sup>〕と説くは、合して樹・池・楼の滅罪を明す。故に相違の過無し<sup>135</sup>」已上、『記二卷、卅六紙、同、四十二紙。両処の釈意なり<sup>136</sup>。尚お、亦た下の楼観の終りに至りて之れを弁すべし。扱、「除」とは、無漏の聖境を拝見するの時、有漏罪は皆、悉く滅す。有漏・無漏、敵対の法なるが故に。但し、種

子断を言うには非ず。牽果の種子を除くと云う義なり。喩えば、イリカラシタル種の如し。焼鍋に芥子を入ル、ニ、其の儘、種子を滅す。一粒も焼かザルハ無きなり。

●捨身他世とは、此れに両点有り。「身を捨てて他世に」ト訓ズルトキハ、捨身は娑婆現在の身なり、他世は極楽なり。是れ、流転の情に約して浄土を他世と云う。是れ〔589b〕現在に對して未來を他世と云う。其の実は、浄土は本国なり。又た、「身を他世に捨て」と訓ズルトキハ、極楽を本国とす、娑婆を他世とするなり。但し、後義を正とす。

●心得無疑とは、『疏』に此れ「修因正念にして疑いを雜じうることを得ざれということ」を明すなり。若し、其れ疑いを雜じうれば往生を得と雖も、華に含まれて未だ出でず。或いは、辺界に生まれ或いは、宮胎に墮ちるを以ちての故に<sup>137</sup>」『疏』意。

●若他観者とは、『經』に或いは妄想と云い、亦たは他観と名づけ、亦たは邪観と名づく。言うこ

ろは、観想の時、愛見等を雜じうる者の、境、現  
ずる時に至りて妄境即現す。故に、妄を雜じうる  
観を名づけて邪観とす。亦たは、他観と名づく。

●名為邪観とは、邪見観と云うには非ず外道邪見の邪  
と同じに非ず。彼の正境に非ざるが故に、正に対して  
且く邪と云うなり往生浄土観に非ず。是れ偏邪なり。地を觀  
ずるに地を見るは、心境相應の故に名づけて正観  
とす。若し、地を觀ずるに地を見ず、余の雜境等  
を見るは、心境不相應の故に邪と名づくなり。『疏』  
日觀の下、並びに『記』一卷、六十二紙、取意。一〇〇 扱、經文の  
面を見るに正しく能觀の智の方に約して邪正を分  
別する様に見ゆるなり。既に、「作是觀者」と云え  
ば、境の方に邪正有る様には見えざるなり。爾れ  
ども、能觀の心に元來、邪有るが故に、能觀に心  
ヒカレテ雜境現じて心境不相應ナレバ、畢竟能所  
共に懸くる事なり。又た、『群疑論』四卷、六紙一〇〇  
に、邪正の分別有り。今と其の意別なり。彼れは  
一義にして、今『經』に取用べからず上來、『記』一卷

終の取意 175。感師の釈『記』所引、往きて看よ。

第四宝樹觀の下、「樹觀の來意は、前の地は惣じて  
所依能持を觀ず。自下は別して [390a] 能依所持  
を觀ず。中に於きて先ず林樹を觀るに土地の所生  
は艸木を先とするが故に。故に前觀に次ぎて此の  
觀、來たれり。問う。若し爾らば、何ぞ宝樹觀無  
きや。又た、樹と云うは、何等の樹ぞや。答う。  
言う所の樹とは、『大經』の説に依りて栴檀樹なり  
171。『称讚經』に依らば多羅樹なり 172。準知す  
るに、宝樹、亦た有るべしと雖も、且く蓮華を説  
きて余は之れを略すのみ。又た因に宝樹の説を出  
ださば、『浄土論』に宝性功德樹柔軟左右旋 173 と  
云う。『要集』に五妙境界樂を釈して曰わく、「名  
華軟艸、処に隨いて有り。柔軟香潔、觸る者、樂  
を生ず 174」。『央掘經』第三に曰わく、「爾時に世  
尊、祇陀林給孤獨園に入り、師子座に昇る。三千  
大千世界の地、平らなること掌の如し。柔軟艸を  
生ずること、安樂國の如し 175」と。智光・清海

感得の曼荼にも亦た宝艸有り。観るべし 146」已上、  
『合讃』。

● 一 一 観之とは、彼の土の並木なみき、無量無数なり。

其れを一一にと云うコトなり。此れ亦た其の一界一界に就きて云う事なり。即ち根・茎・枝・条・葉・華・菓を一一に之れを觀ぜよとなり。

● 七重とは、此れ豎に七宝を以ちて根・茎・枝・条・葉・華・菓の七を成ず。故に七重と云う。横の七行には非ず。此れ一樹の莊嚴なり。「是の如く七宝、互いに根・茎等の七を成ずれば、七七、四十九重なり。其の上、或いは一宝を一樹と為す者有り。或いは二・三・四、乃至、百千万億不可説の宝を一樹とする者あり 147」。已上、『疏』の意なり。

又た、次に、「此の義、『弥陀経義』の中に已に広く論じ竟る 148」と釈せり。因に『弥陀経義』の事、『記』に云わく、「彼の『弥陀経義』、未だ此の土に來たらず 149」已上。阿師『礼讃見聞』の [500b] 上四十七紙に云わく、「鎮西の御弟子、白蓮社、『弥

陀経義』を尋ねんが為に師の仰せに依りて入宋すと雖も、宋朝にも無きが故に、『弥陀義』伝來無し 150」已上。『礼の記』上廿八紙に「入唐の僧 151」と

有り。『糝鈔』卅八二紙に云わく、「伝え風 152、是れ『大経』の疏なり。但し、『弥陀義』古今、伝を絶つ。只、『証定』に名を聞くを、愚眼を篆婁に懸けず。空しく真文に讓るを見て不審を玉章に開かず。恨むべし、恨むべし 153」已上。白蓮社、諱は宗円或いは円心と云う。初めは天台証真の門人と為り、後、弁師を師とす。天福元年、弁師の命を受けて遙に宋地に入りて『弥陀経義』を求索するに、遂に得ず。惠遠の宗流を廬山の睿師に伝え、梵音の書を文惠大師に受く。帰朝の後に大いに宗教を興し、師道を輔翼す 154 と云云。『楷定記』三十六紙に云わく、「世に一卷偽造の者有り。文体・義勢、言うに足らざるなり。嘗むかし、鎮西に於きて高麗国の貢の使いに遇いて、試みに問う。彼の国、其の本有りや。彼、曰わく、之れ有り。但し、専ら浄土一

乘宗義を立てて、広く諸宗権実の論を破するを以ちての故に、之れを禁裏に秘して、妄りに宣伝せずと云云。稍、今釈と符合す。何となれば、此の七重義、及び八徳の義、彼の広を指す。故に験かに知りぬ、彼の文、広く諸義を明すことを。彼が云わく、其の文、乃ち百卷有りと。良に以有るをやゆえ」已上。

●行樹とは、行の字、ナミト訓ず。並木なみきの事なり。林樹、多しと雖も、行行整直して雜乱無し。

●想とは、妄想・思惟なり。

●一一樹高とは、長・短・老・少・初生・漸長者無し。正覺同時に成ずる樹の故に、更に高下無きなり。

●八「591」千由句とは、此れ樹の分量を明すなり。由句に就きて大小の異有れども、今は四十里を一由句と為して八千由句なり。浄土の莊嚴は非数量の上の数量にして、無方の莊嚴なり。無漏の境界にして凡夫の思慮に落ちず。今觀、行者の境

に且く八千由句と説く。此の能觀の機の心ヤスメ二分量を説く。若し分量無くんば、バットシテ境を取ること能わざるが故なり。觀成には定めて高木の樹を見るべきなり。爾るに『疏』に「量と言うは、一々の樹の高さ三十二万里ご」と釈せり。是れ四十里を一由句とす。八千由句は三十二万里に當るなり。

●七宝華葉とは、是れ根・莖・枝・条・菓の五を略して、華・葉の二を説く。故に「無不具足157」と云う。此れは、雜樹を説く。『大經』には、純樹とも説く。本より純雜の樹、有るが故に。

●一一華葉とは、此れも具には、根・莖等と云うべし。略説するなり。

●作異宝色とは、青色とは、青色中より、黄色の光を出だす等、次下に之れを説けり。

●瑠璃色中とは、琉璃は碧の色なり、玻璃は、色に赤・白有り。今、白色を取る。瑪璃は赤色なり、磳磳は色に青・白有り。今、白色を取る。真珠は

色に亦、青・白有り、又た赤色有り。今、青色を取る。即ち緑真珠なり。緑とは黄の間の色なり。

● 緑真珠とは、色に随いて、称とす。真珠に多種あり。赤・白・緑等なり。白色は最下なり。蛤等より出づ。

● 珊瑚琥珀等とは、下は能莊嚴、上は所莊嚴なり。

● 妙真珠網とは、珠を以ちて網を造るなり。

● 弥覆樹上とは、此れは樹体を離れて、空裏の莊嚴なり。今時の笠鉾の様に、七段に「[591b]」

繋ぐる故に、「有七重網」と云う。日本ニテモ、中比長崎より来る網あり、皆な珠を以ちて之れを造る。伝え風、此の網、唐の玄宗、揚貴妃が為に、作す所の網なりと。類して応に知るべし。

● 有七重網とは、上より下へ段々に七通りアルヲ七重と云うなり。

● 如梵王宮とは、惣じて喩えに現量と聖教量と有り。此れ等は、皆、聖教量に約して説き給うなり。仏、余処にて、梵王宮の相を説きたまう。故

に、今以ちて之れを喩えたまう。「問う。下界の人、梵宮を見ず、何ぞ比類とする。答う。余の聖教の中、処々に広く上界の相を説きたまう。故に衆会皆、梵王宮殿を知る。是れ聖教量なり。例せば、諸経に他の浄土を説きて、皆、(亦如西方極樂)と云うが如し[59]」已上、『記』二卷、七紙。特に『今経』の中、譬説、此の類有り。此れを以ちて、意を得べし。

● 釈迦毘楞伽とは、摩尼の名なり亦た如意珠と曰う。此に能勝と云う。『宝炬陀羅尼経』に如意珠に三種有り。毘楞伽は彼の第二なり。即ち純金色の摩尼宝なり[60]。『宝篋経』に曰わく、「毘楞伽宝は帝釈の頸に在り。遍く三十三天を照す。一切の所有、皆、悉く照見す[61]」と。摩尼宝とは此には離垢と云う。言うところは此の宝光浄にして、垢穢の為に染せられず。『探玄記』二卷十六紙に云わく、「珠の通名と。応法師の釈には正に末尼と云う。即ち珠の惣名なり」と。[62]

●猶如和合百億日月とは、此れは光明ノアキラカ

ナルヲ喩うるなり。日月、照らす所の境の分量を喩うるにあらず。既に日月は四天下を照らす。摩

尼、何ぞ百由旬を照さざらんや。之れを以ちて知るべし。浄土の光明は日月の光に勝ぐるること、

百億倍なり。証真の『疏鈔』に云わく「592a」問う。

一の日、尚お数万由旬を照らす。況んや百億の日の如くならば、何ぞ但、百由旬ならんや。答う。

彼土の光明は余光に蔽されて、遠くを照さざるのみ。月、明らかなりと雖も日に対して照らさざる

が如し 162」已上『記』二卷、八紙。又た『楷定記』に「一義有り。謂わく、一珠の照らす所、百由旬なりと

雖も、珠の数、既に五百億有るを以ちて、還りて百億の日月に和合するが如くならん 163」『定』三卷、

廿四紙。

●不可具名とは、言語及ばざる所なるが故に。又た其の光を弁別すること能わざるなり。

●衆宝間錯等とは、其の光の色、衆宝相い雜りて

色中の最上ナルモノなり。

●行々とは、並み並みと云うことなり。「行々」の二字、ナミナミト訓ず。並木の事なり。

●相当とは、並木、両方相い叶い、出入の无き事なり。靈芝の曰わく、「当は猶お対のごとし 164」。

●相次とは、葉のカサナリ様、次第に見事ナルヲ云うなり。靈芝の曰わく、「相次とは鱗の接するが如し 165」。

●縦広とは、豎横なり。南北を縦と曰い、東西を横と曰う。

●二十五由旬とは、計るに一千里なり。

●華上自然有七宝果とは、浄土は華果同時なり。

穢土の華、落ちて後、果を成ずる類に非ず。

●百種画とは、葉のスズナリ。靈芝の曰わく、「即ち葉上の痕脉なり 166」。

●如天瓔珞とは、「天」は称美の辞なり。靈芝の曰わく「其の文に状どるなり 167」已上。爾れば此の方ニテ、ザウガンナドヲ入レテ彩どる如くナルか。

●有衆妙華とは、『疏』に「葉に妙華有りて、色、天金に比し、火輪に相い喩う 168」と已上。凡そ金は欲界の中、勝れタル色なり。況んや天金をや。

●旋火輪とは、円相の貌に喩うるなり。靈芝の曰わく、『593b』「其の華、旋轉して猶し世の風車の（う）とし 169」。

●婉轉葉間とは、「婉」は順なり。「転」は旋なり。上声に呼べ。自ら転ずるなり。

●涌生諸果とは、今家の意ナレバ、「涌生せる諸果」と訓ず。知礼・靈芝等の意ナレバ、「諸果を涌生せる」と訓ず。

●如帝釈瓶とは、今家の意は、生ずる所の菓の形に喩う。『疏』に「喩を借りて、以ちて、果の相を標することを明す（の）と釈す。『記』に云わく、「問う。瓶を華に喩うとやせん、果に喩うとやせん。答う。是れ、華に喩うるに非ず。華を第七の段とし、果をば第八の段とす。故に『白蓮記』（の）に云わく、〈果は帝釈の瓶の如し〉 172」『記』二卷、九紙。

亦た、知礼の意は、華の徳用に喩う。彼の『抄』『妙宗抄』四卷、三紙に云わく。「今、妙華の、諸果を涌生せるは、彼の天瓶の、種々の物を出すが如くなるを以ちての故に、以ちて之れを喩う 173」帝釈に二瓶有り。名づけて徳瓶と曰う。彼従り種々の物を出だす。具さには天論第十三卷、三紙 174 に引く。往きて見よ。又た、靈芝の意は、果の量の大きさに喩う。彼の『疏』中卷、四十八紙に云わく、「帝釈殿の前に瓶有り。其の量を測ること莫し。葉を以ちて果を度るに、其の大きさを知るべし 175」と。是れ、並びに、今の意に非ず。依用すべからず。今家の意、涌生せる諸果、其の形、帝釈瓶と如し 176 と見るべきなり。此れ亦た聖教量なり。

●映現三千大千世界等とは、初めには、娑婆の仏事を現ずることを明す。靈芝の意、三千界は穢土なるが故に応身八相の化義を現ず 177 と。是れ、一切仏事とアレバ、穢土の八相示現の仏事と見ユルなり。今家の意も、穢土の義に通ず。次の『科』

に「十方浄土じふぱうじやうと」と云うが故に。爾れば、初めの三千大千は穢土、次の十方仏国は浄土と見ユルなり。次には、十方の仏国を現ずることを明す。当に知るべし。上は仏事、下は仏国。皆、宝蓋の中に現ず。又た一義に云わく、映現三千とは、「USga」極楽の依正二嚴を現ずるなり言うところは、穢土の量を借りて極楽を現ずることを顯わすなり。

●十方仏国とは、他方浄土を現ずるなり。是れ、初義は浄・穢相對なり。又た一義は、自土・他土相對なり。

●見此樹已とは、三昧現前正受位の見なり。『科』に「結觀成相けつくわんじやう」と云う。「觀成相とは、觀成の位に於きて、始めて宝樹を見るを、觀成相と名づく。即ち、『經』の〈見此樹けんじしゆ〉の文を指す。言う所の〈結〉とは、『經』の〈已〉の字じを指す。謂わく、樹を見已りて更に重ねて觀すべし。後の重觀に待して、則ち結となづくるなりすなはち」『記』二

卷、十二紙。

●亦当次第等とは、根・茎等の事に於きて、一に次第に之れを觀じて、雜亂することを得ざるなり。此れは、觀成なりと雖も、思想の位に撰して、「二觀之」と説く。此れは思惟粗見の位なり。言うところは、觀成の位に、前方まへかたの境の現ずるを、一一に之れを觀ぜよとなり。其れを次第して乱れざる様に觀ズルことなり。「問う。一・三兩段、何の差別有るや。答う。第二段は思惟粗見の位を明す。第三段は正しく正受了了見の位を明すすなはち」『記』二卷、十一紙。

●觀見等とは、此れ、正しく正受了了見の位を明す。

●樹茎等とは、樹樹の根なり。

第五宝池觀の下、池觀の来意は、樹林の間に池水有り。故に相い次ぎて以ちて來たれり。宝樹、精なりと雖も、若し池水無くんば、亦た、未だ好と名づけず。一に世界を空ならざらんが為、二に依報を莊嚴せんが為、此の義に為るが故に、此の池

渠の観有るなり。『科』に「牒前生後<sup>184</sup>」とは、是れ生後の句なり。牒前有るべしと雖も、之れを略す。但し、『科』に「牒前」と云うは、生後有るを以ちて、牒前を推知するのみ。扱、諸師の中に、嘉祥は〔593b〕「水観」と名づく<sup>185</sup>。天台等は「池観」と名づく<sup>186</sup>。今家は「宝池観」と名づく<sup>187</sup>。池を挙げれば、必ず水の義、自ずから顕わる。水を挙ぐるに未だ必ずしも池の義を顕わさざるなり。爾れば「想水」の二字は池観の名を説くなり。

●次当想水とは、「或る本には〈次当想池〉と云えり<sup>188</sup>。各おの其の理有り。謂わく、『経』の結には〈八功德水<sup>189</sup>〉と云う。故に知りぬ、水の本は標結符合す。又た、次下に〈有八池水<sup>190</sup>〉と云えり。水、即ち池水なり。是の故に、大師、水の本に依ると雖も、猶お池観と名づくるなり。則ち前の水観に簡異して両の水観有るべからざることを顕わすなり」已上、『記』の意なり<sup>191</sup>。『楷定記』

に云わく、「『経』は池の水を標し、『釈』は水の池を顕わす。影略して前の水想観を簡す。故に具足しては応に宝池水観と云うべきなり<sup>192</sup>」已上。

●極楽国土とは、彼の土の无量界の中に各おの八池水有りというの義なり。八池の所依、極楽国土と云う。

●有八池水とは、八功德有る池水と云う義なり。実には无量の功德有り。且く娑婆の阿耨達池並びに内海水に喩えて之れを知らしむ。

●一一池水とは、彼の界、无量无边池を指して「一一」と云う。

●七宝所成とは、池岸、七宝の所成なり。則ち池水に映じて七宝水と成る。水、純白なりと雖も、池岸の七宝、水に映ずるが故に、水、即ち七宝の色と成る。此れは雑池に約して七宝と云うなり。

●其宝柔軟とは、「其宝」の二字、解し難し。池岸の宝を指すに非ず。池水を指して「其宝」と云うなり。池岸の七宝に成ぜらる色水なるが故に、

今、水を指して即ち「其宝」と云うなり。『疏』に「是の諸もろの衆宝、体性柔軟なることを明す 193」と釈す。衆宝より成ぜラレタル池水、柔軟ナルヲ云うなり。同じく[594a]次の「讚」に、「八徳宝池、流れて徧満せり。四岸、暉を含みて七宝を聞じえ、水色分明にして宝光を映す。体性柔軟にして堅触無し 194」と。此の讚文、其の意、自暁なり。爾るに諸師、多く能成岸の宝に見る。今意に非ざるなり。

●從如意珠王生とは、池の中心毎に、各おの宝珠有り。珠従り出でて流れ、池中に落つ。「靈芝の云わく、へ一池の心毎に、各おの珠王有り。泉、珠従り出でて池中に流れ落ちて、常時に盈満す 195」已上、『記』二卷、十五紙所引 196。言うところは、一一の池の真中に如意珠有り。其の珠より水を出だすなり。故に次下の経文に、其の水を「摩尼水 197」と説くは、此の謂いなり。如意珠従り生ずる事、天台の伝灯法師『觀經の図繪』 198 に其の相を画け

り。尤も允当せり。往きて看よ。

●分為十四支とは、今家の意は本池を取り廻る渠を十四支と云う。謂わく、本池、十四道の水支みなまた、小渠こみぞへ、水、流れ出でて、亦た本池に還るなり。是れ、流れざる水は莊嚴に非ざるが故なり。今、此の方にも、溜り水は面白カラザルモノなり。『疏』に、「池、異溜を分ちて旋還して乱ること無し 199」と釈するも、此の意なり。溜は『爾雅』に云わく、「小水の流れなり 200」と。曼陀羅の左辺、第十二普往生觀の変相、『疏』の文に符合す。仰ぐべし。信ずべし。「爾るに靈芝の意 201」は池の中心に於きて如意珠有り。以ちて宝水を出だせり。其の水の流れに十四支有るなり。此の如意珠従り、十四支に涌き出づる義に見玉ウ。今の意に非ず 202」『記』

二卷、十七紙。

●一一支作七宝色とは、此の句は『疏』の科に漏れたり。故に記主の云わく、「分文に闕くる所有り。其の義、明らめ難し。但し試みに会せば 203」

等と云云。其の意の云わく、「此に〈一一支 [594b] 作七宝色<sup>204</sup>〉言うは、惣じて渠岸・渠下の二莊嚴の色を標す。〈黄金為渠<sup>205</sup>〉の下は、別して二莊嚴を明す。言うところは、今、七宝の中より一の金色を取り出して、一、黄金を渠とすと言う。

此のトキハ渠岸も底沙も共に金色なり。〈作七宝色<sup>206</sup>〉とは、底沙に約す。此れ、底沙の色も水の色と成りて、同色なり。言うところは、渠岸の色に依りて水の色を成す。水の色と依りて、底沙、亦た其の色を成すなり。今、〈黄金為渠<sup>207</sup>〉と云うは、渠岸に約して言うなり。若し、渠岸、七宝ナレバ、底沙も亦た七宝と成る。故に下に〈渠下皆以<sup>208</sup>〉等と云うなり。爾れば〈作七宝色<sup>209</sup>〉というは雑を説き、〈黄金為渠<sup>210</sup>〉とは純を説くなり<sup>211</sup>」上來、『記』の意。

●雑色金剛とは、凡そ金剛に於きて、種種の色有り。今は則ち一の金剛に於きて、衆色を具するを「雑色」と云う。或いは、異体異色なるべし『金剛頂

經の疏』第一卷、六紙に曰わく、「金剛に五種有り。青色・黄色・赤色・白色・碧色なり。或いは、七種金剛あり。更に綠色及び紫色を加う<sup>212</sup>」已上。「今、金剛と言うは、且く一池に約す。『大經』に説く所の底沙、一に非ず<sup>213</sup>」。応に知るべし。

●以為底沙とは、此れ亦た純・雑有り。今、且く「雑色金剛と以為底沙<sup>214</sup>」と説くなり。

●一一水中とは、十四支を指して一一水と云う。

●六十億とは、且く少分を出す。実には、无量なり。是れ數量を挙げて、非數量を彰す。

●十二由旬とは、此れ計るに四百八十里なり四十里を以ちて、一由旬とす。但し、『小經』に「大如車輪<sup>215</sup>」と云うは、形の円なるを説くと見れば、今、

相違せず。此のトキハ「大」の字をカタチと訓ず。

故に、『大阿弥陀經』には、「形如車輪<sup>216</sup>」と説けり。若し『小經』の説を分量に見るは、且く人情に約すのみ。

●其摩尼水とは、「如意珠 [595a] 王従り出づる

217」故に、摩尼水と云う。華・梵、互いに挙ぐ。

●尋樹上下とは、『疏』に「宝水、渠従り、出づるを、諸もろの宝樹を尋ねて上下するに碍無し。故に如意水と名づくなり<sup>218</sup>」已上。言うところは、宝水、池岸の宝樹を上下スルなり。此に池岸の事を説くは、水に不思議の用有ることを顕すなり。故に、『疏』の大科、「第四に正しく水に不思議の用有ることを明す<sup>219</sup>」と釈せり。上下とは、彼の宝水、自然に樹に上りて然も亦た流れ下るなり。『弥勒上生兜率経』一卷、四紙に曰わく、「一一の渠の中に八味水有り。八色具足し、其の水、上り湧きて梁棟間に繞る<sup>220</sup>」と。此れと相い似たり。況んや、浄土の法水をや。

●其声微妙等とは、流注と上下との声なり。水声の説法、即ち其の二有り。「一には、宝水、華の間に流注して、微波、相い触るに、即ち妙声を出して、声の中に、皆、妙法を説く。二には、宝水、岸に上りて樹の枝・条・華・葉・菓等を尋ねて、

或いは上り、或いは下る。中間に相い触るに、皆、妙声を出して、声の中に、皆、妙法を説く。

或いは衆生の苦事を説きて、菩薩の大悲を覺動して勸めて他を引かきめ、或いは人・天等の法を説き、或いは二乗等の法を説き、或いは地前・地上等の法を説き、或いは仏地・三身等の法を説く<sup>221</sup>」已上、『疏』。「此の段、上の子段に属すべきと雖も、池水の説法、難思にして、亦た大益有るが故に、別して大段とするなり<sup>222</sup>」『合讚』。苦・空等は、二乗の法なり。諸波羅蜜は、菩薩の法なり。諸仏相好は、仏地の法なり。

●其光化為百宝色鳥とは、『小経』の「衆鳥<sup>223</sup>」、近く其の本を推すに、即ち此の如意宝光の所生なり。問う。『小経』には、「阿弥陀仏變化所作<sup>224</sup>」と説く。今は宝光、化して衆鳥と為る。相違、如[595b]何。答う。如意珠王は、亦た是れ弥陀の所變なり。彼の土は、正覺同時に現する所、莊嚴なれば、皆、是れ弥陀仏心の所變なり。故に相違に

非ざるなり。

●哀雅とは、「哀」は、慈悲の声ニテ、オモシロキコエナリ。「雅」は、正ニテ、ナマリノナキ声なり。

●常讚念仏等とは、宝鳥、音を連ねて、声を同じくして、三宝を讚歎す。今、三宝のみを挙ぐ。其れ実には、種種无量の音声有るべし。玉宝、徳多きが故に。

●名第五観とは、樹・池二観に滅罪を説かざるは、次の総観に至りて之れを合して説く故に。

第六宝楼観の来意は、宝樹・宝池有りと雖も、若し宝楼・宮殿无ければ、亦た未だ精とせず。故に此の観、来たれり。

●衆宝国土とは、此の経文、極略にして見難し。

『疏』に科して「〔衆宝国土〕」と言うは、即ち是れ総じて観の名を挙げて、前を牒して後を生ずる<sup>256</sup>と釈す。是れ、経文、略なるが故に、含む所の義を釣り出して、此の如く科し給うなり。若し具には、「池観成じ已りて、次に当に宝楼を観ずべし。」

衆宝国土」等と云うべし。此の一句、文は略して

義は存す。故に、此の釈を作す。爾るに此の「衆宝国土」の一句は、観の名と成すべからず。此の四字は只、是れ所帰の土を標す。何ぞ観名と云う。亦た牒前生後に属するやと云うとき、之れに就きて『記』に三義有り。「一には〔衆宝国土〕は、惣じて彼の国の惣体を標す。此の中に必ず地・樹・

池・楼有り。楼は、是れ当観の境なれば、惣の中より別を取りて観の名とす。前の三を牒して後の楼を生ず。其の義、心に知るべし。二に経文に隠・頭有り。若し具には、〔池観成じ已りて次に宝楼を観ずるに、衆宝国土〕等と云うべし。若し此の具なる「[gōga]」文に就きて、〔衆宝国土〕の句は第二段の科とすべし。今、経文の略に対するが故に、

此の句を取りて以ちて〔観名牒前生後<sup>256</sup>〕とす。且く、此の一句を取る所以は、此の観の首の句なるが故に、借りて観の名と云う。三には具に説かば、〔次に衆宝国土の宝楼を観ず〕と云うべし。『疏』

は此の意を存じて観の名と為るなり<sup>227</sup>」已上、『記』の意。扱、「衆宝国土」と言うは、无量の宝を以ち

て莊嚴する所の国なるが故なり。亦た勢至觀には「七寶国土<sup>228</sup>」と云う。七宝と云うは、且く穢土に約して説くなり。実には无量雜宝なり。

●一界上とは、彼の土、「無量無辺一一界上」と云う義なり。「界」とは前の水想觀の下、碁盤の喩<sup>229</sup>、応に知るべし。今、言うところは、一界一界上と云うことなり。

●五百億とは、觀の境と為る辺ニテ、且く五百億と云う。実には無量なり。惣じて數量を定むること、能觀の機を安んぜんタメニ、其の數量を説くなり。

●樓閣とは、「樓」はタカドノト云いテ此の方の亭<sup>230</sup>ナドノ如きモノなり。「閣」は、上、<sup>うゑ</sup>高きに非ず。横に広きを云うなり。此のトキハ「樓」と「閣」と別なり。或いは樓即閣なり<sup>231</sup>」具には『記』二卷、

廿二紙。

●諸天とは、因順余方なり。神通に乗じて虚空に在るを天と云う。実には菩薩なり。

●作天伎樂とは、「天」は褒美の語なり。「伎」、妓に作るは非なり。妓は女、樂の故に伎に作るべきなり。諸天伎樂は宮殿内の莊嚴なり。

●又有樂器とは、宮殿外の莊嚴なり。故に又隔を置く。

●懸処虚空とは、自然に虚空に懸処するなり。

●如天寶幢等とは、此の義、古來未決なり。『記』に『起世經』を引く。此れ自然の辺に喩う。未だ是ならず。靈芝は[596b]量と云う<sup>232</sup>。未審し。

其の量いかん。然るに禪林の貞準師、之れを考えて言わく。「此の事、『弥勒上生經』に出ず。彼に曰わく、兜率天宮に五大神有り。第一の大神を名づけて宝幢と曰う。身より七宝を雨して宮牆の内に散ず。一一の宝珠、化して無量の樂器と成る。空中に懸処し、鼓せざるに自ら鳴る。無量の音有りて衆生の意に適う<sup>233</sup>」と。実に是ならんなり。

案ずるに、今文、略なり。応に天宝幢楽器等と言  
うべし。問う。若し爾らば、宝幢、是れ有情と  
す。何ぞ『疏』に「思無くして自事を成す<sup>233</sup>」  
と云うや。答う。身出の宝珠化成の楽器なるが故  
に無思と云う。或いは一義有り。鼓せずして自ら  
鳴るは、思の作す所に非ざるが故に、並びに妨げ  
無し」已上、『新記』「定」、二卷、卅二紙<sup>234</sup>。『述變記』二卷、  
十五紙<sup>235</sup>。私に云わく、今は問答の意、『疏』に「宝幢无思<sup>236</sup>」と  
言うは、所化の楽器に約す故に相違に非ず。

●念仏念法等とは、次上の宝池観に、衆鳥、三宝  
を讃げる処<sup>237</sup>に弁ずるが如し。今も亦た同じ。

●此想成已とは、当観を指す。此れ観成の相な  
り。前の思想処を躡みて起つを以ちて、「此想成已」  
と云う。観成正くは宝楼を明すなり。爾るに当観  
の観成、前の地・樹・池の三境を見ることは、能  
観の行者、三境を別に観ずるに非ず。後観を成ず  
る者は、前観の境、皆、自然に見ることなり。  
尚、次に弁ずべし。

●粗見とは、是れ思惟に非ず。即ち、正受を指し  
て、猶お粗見と名づく。問う。此れ観成なり、爾  
らば何ぞ粗見と云うや。答う。之れを会するに、  
『記』に二義有り、一に未だ彼土の本質を見ず、彼  
中の影像を見るを、且く粗見と云う。例せば、彼  
の像観の正受を真に対して麁と名づくるが如し、  
二に後観に対して粗見と云う。謂わく、後観の時  
に至りて、前観の境を見るに、其の境、弥いよ勝  
れたり。故に「[507a] 後見に望みて正受なれども  
粗と名づくるなり已上『記』、取意<sup>238</sup>。此れ、当分に  
約せば、了々分明にして、正受と雖も、後観に望  
めて、且く粗見と云うなり。

●宝樹宝地宝池とは、心を専らにして境に住し、  
宝楼を見んと怖みて、尅念移らざれば、自上莊  
嚴、一時に綵して現ず。問う。当観の中に於き  
て、復た地・樹・池の三境を観するや。答う。『經』  
『釈』俱に唯だ宝楼を観すと明して、広く前の三種  
の境を観すと云わず。然るに楼観成ずる時、前観

の力に由りて、四境、都て現ず。応に知るべし。此の四境、後後を得る者は必ず前前を得。別に三境を観ぜずと雖も、楼観成ずる時、前の三種の境、任運に自ら現ず。是の故に知礼の云わく、「最初に念を繋けて且く此土の落日及び水に寄せて、以ちて方便とす。次に彼の国の地・樹・池・楼を観ず。応に知るべし。此の四は、後後を得る者は必ず前前を得るが故に、楼観成ずれば四事、都現すと239已上。蓋し此の謂いなり私に云わく、当文に、樹・地・池と云う観名の次第倒せり。更に考えよ。

●総観想とは、今、楼観想と言わざるは、観成に約するなり。爾るに総観想と言うが故に、当観に於きて別に重ねて前三境を観ずる様に見ユレども、爾らず。是れ依報観の終りなるが故に惣結して総観と云う。例せば、下の勢至観に「此の観、成じ已るを、名づけて具足して観世音大勢至を観ずとす240」と云いて、二菩薩を結するが如し。但し総観の名を得ることは、楼観成ずる時、四境

都て現ずるが故なり。知礼の云うが如し、「楼観、成じぬれば、四事、都て現ず。是の故に此に至りて総観の名を得241」已上。

●若見此者とは、「此」とは当観の宝楼を指すなり。若し定中に於きて、是の如くの事を見る者はト云うことなり。

●除無量億劫[507a]等とは、此れ滅罪往生、即ち観の利益なり。然るに今『経』の中、滅罪を明すこと、同じからず。華座観は五万劫を除く、地観は八十億劫を除く等なり。今は無量劫を除く。若し爾らば、当観は別に勝れたりと云うべきや、と云うトキ、凡そ此の如きの事は皆、是れ仏智如量の言、是れ凡智の能く思議する所に非ず。但し信奉すべきのみ。然れども記主、試みに之れを解して云わく、「一一の行者、其の数多きが故に、所有の罪体、随いて亦た無量なり。各おの一辺の機に約して一観の滅罪を説く242」と云云。『記』の意に云わく、「初め日観より第十二観に至るまで、次

第一の機に約して、之を説く。是れ堅の機なり。

若し其の次第觀の者に約せば、除く可き程の罪障は、皆、第三地觀の処に於きて之れを除滅す。有漏の罪を尽さずとは無漏の境を見ること能わず。

既に彼の境を見る、滅罪すること、応に知るべし。爾れども亦た横の機有るが故に、觀觀に別に滅罪の多少を説く。實には觀毎に、皆、滅罪を説くべし。道理として滅罪あるべしと雖も、經文に無きは略なり。若し横の機有りて、或いは宝樹・宝池、或いは華座、或いは像觀・真身觀、或いは普往生觀、何れの觀ニテモ一觀二觀、意樂次第に之れを觀ずる等、是の如く横の機有るべし。故に、別別に滅罪の多少を説くなり。爾るに觀行の者には、罪障、本ヨリ多少不同有る故に、今は罪障多き人を挙げて（無量億劫）等と云う。當觀、別して余觀に勝ると言うに非ざるなり。但し當觀に（除無量罪）と説き、合して樹・池・樓の滅罪を明すが故に相違の過無し。上件の義、具に第三

宝地觀の処に之を弁するが如し」上乗『記』二卷、卅六紙、四十二紙兩処の意 243。

[598a] 第七華座觀の下、華座觀の来意は二有り。

一に、上は是れ通依、今は則ち別依なり。二に、上は是れ依報、下は是れ正報なり。上來、通・依報、竟んぬ。通依とは、彼の土の仏・菩薩、俱に通用するなり。是れに真・仮有り。前に弁するが如し。扱、華座の一觀は別依報なり。唯、弥陀、受用し給う。若し能坐・所坐一具の辺に約せば、正報に撰するなり。今は別依報の故に、「仏告」等の勅聽許説有るなり。爾るに、依報の六觀は韋提の請に答え、自下の觀は請無し、何ぞ之れを説きたまうや、と云うとき、上の「教我思惟」等の請は、韋提の意は、唯、所見の土を請す。仏の意は、依・正俱に説かんと申し召す御心なり。仏、韋提の請を受けたまう辺を以ちて、思惟正受の請、俱に十三觀に通ずと云う事なり。今、經文の次第は、仏説き続けに説かんとし給う模様なり。

故に、仏、殊更に之れを告げたまう。『科』に勅聽許説すとは、「諦聽諦聽」の句を指すなり。

●諦聽諦聽とは、再び言うは、其の鄭重を示すなり。是れ、依・正の段、改むる故に、「仏告」乃至「善思」の語、有るなり。

●思念とは、念力を以ちて、忘るること勿れとなり。

●仏当とは、仏とは経家の語、實には、我れ当にト言うべきコトナリ。

●為汝とは、韋提を指して「汝」と曰う。遠くは、未來の衆生に通ずるなり。

●除苦惱法とは、一切の罪障を苦惱と云う。苦惱は果なり。業と煩惱とは因なり。今、果を挙げて因を撰す。實には、三道共に之れを除く。既に三界を離れて浄土に生ずる法なるが故に。扱、言う所の法とは、下の仏身等の諸觀に通ずるか、將た華座に局るか、と云うとき、『記』に二義有り。一義は当觀を指すなり<sup>274</sup>。文に就きて意を得。又

た、今家の科「[980]」文に准ずるに、正しく華座に局る。『疏』に、科して「仏、為に華座の觀法を説きたまう。但、能く心を住して緣念すれば、罪苦、除くことを得る<sup>275</sup>」と釈す。知りぬ、當觀に局ることを。其の上、余觀の例に任ずるに、觀の先挙は、則ち觀名を挙ぐ。當觀の先挙は、正に除苦惱法の文に当れり。是れ『釈』の定判なり。

何ぞ之れを諍わんや。一義は、文は華座に局ると雖も、意は広く下の仏等の諸觀に通ず<sup>276</sup>。皆、是れ、苦惱を除く法なるが故に已上『記』取意。但し、二義、俱に可なり。爾れども、初義を正と為すか。文に准ずるが故に。況や、每觀、觀名を挙ぐ。既に當觀の觀名は、正しく除苦惱法の句に當る。當觀、何ぞ之れを闕かんや。又た、次義は其の義に於きて違わず。尤も可なり先挙とは、『疏』に、科して「七に、華座觀の中に就きて、亦た先づ挙し、次に弁じ、後に結す<sup>277</sup>」と云えり。觀觀、皆、斯の如し。

●汝等とは、阿難を指し、兼ねて韋提到通ず。此

の二人に対するバカリニテハ、利益、徧からざるが故に、一切大衆の為に説くべしのたまと云うなり。未だ説きたまわざる法を、預め、此の如くのたま言う事は、後に説くべき法を、前方ヨリ、機を付け置き給う。是れ憶持サセシメンタメなり。

●憶持等とは、前に云うが如し。韋提、請せざる正報観を説かんと思し召す。故に別して更に「汝等憶持」等と説きたまうなり。爾れば、此の観は、正報の方に撰しても見るベシ。故に、『浄土論』には、如来の莊嚴八種の中、第一座功德を正報観に撰するも288、此の謂いなり。

●説是語時とは、已下、「不得為比」に至る七段は、経家、阿難の語なり。阿難、耆闍に帰りて伝説スルノトキ、此の模様を説き顕すコトなり。是の故に、此れ従り已下の七段は、経家の語にして如来の説に非ざるなり。扱、『科』に七段有りと雖も、時は只、一 [599a] 時にして、説は必ず次第し、法は同時に在るなり。釈迦如来、汝等、憶持して

広く大衆の為に分別し解説せよと告勸を説きたまう時、弥陀世尊、亦た来りて応現したまう。此の義を顕さんが為に、阿難、述べて「説是語時」と云えり。文は前後有れども、其の実は同時なり。

爾れば此の「説是語時」の一句の内に、下の六段を含めり。故に『疏』に此の句を牒して「正く此の意の中に就きて即ち其の七有るを明す249」と云えり已上、「記」の意250。「疏」の「意中」の二字、之れを思え。

扱、世尊、「分別解説」と説きたまう時、弥陀如来、即ち来現し給うコトハ何の由ぞ、と云うに、此の観法成ズレバ、浄土に生ずることを得るといふ証明に来現シ下ウなり。故に『疏』に「弥陀、声に応じて即現して往生を得ることを証することを明す251」と云えり已上。既に釈迦如来は、諦に聴け、此の華座観は苦惱を除く法ナリ、ト宣説下ウ。爾れば三道を除くときは、則ち決定して浄土に往生することを得べき道理ナレバ、弥陀、来現して証明し下ウなり。此れを「応声即現」と釈し

下ウなり。

●無量寿仏とは、所現の仏身は必ずぶつ。是れ報身  
仏ナラン。第九真身觀の由致なるを以ちての故に。

「彼の光台所現国土を即ち依報六觀の由致と為すが  
如し。先に現じ、後に説く。彼此一同の故にぶつ」  
『記』二卷、卅紙。是れ、韋提往生の時の来迎の仏な  
り。其れを預め、今、拜したまう故に、立撮即行  
シ下ウ。此の時、宮中狭少ナレドモ、牆壁無碍に  
して、宮中に現前シ玉ウなり。

●住立空中とは、『疏』に、「弥陀、空に在りて立  
ちたまふことは、但、廻心正念にして我国に生ぜ  
んと願ずれば、立ちどころに即ち生ずることを得  
せしむることを明すぶつ」と已上。此の「住」は行  
に對し、「立」は坐に對す。是れ「599b」則ち、韋  
提、未だ往生せずと雖も、往生の証に立ちたまふ  
なり。『疏』に、「問うて曰わく、仏徳尊高なり。  
輒然として輕拳したまうべからず。既に能く本願  
を捨てず。來りて大悲に應ぜば、何が故ぞ端坐し

て機に赴かざるや。答えて曰わく。此れ、如来、  
別に密意有ることを明す。但し、以れば娑婆は苦  
界なり。雜惡、同じく居し、八苦、相い焼きて動  
もすれば違返を成ず。詐り親みて笑を含み、六  
賊、常に隨いて、三惡の火坑、臨臨として入りな  
んと欲す。若し足を挙げて以ちて迷を救わずん  
ば、業繫の牢、何に由りてか勉るることを得ん。  
此の義に為るが故に、立撮して即行して、端坐し  
て以ちて機に赴くに及ばざるなりぶつ」已上、『疏』の文、

『記』に「八苦相焼動成違返」とは、生等の八苦、数しば身心を責めて、  
時として情に順すること無し。故に〈動成違返〉と云う。〈詐親含笑六  
賊常隨〉とは、六賊、怨有りて詐り來りて親附す。愚痴の人、実の親に  
為ると謂えり。内心に愛着して聖財を奪わる。故に〈詐親含笑〉と云う。  
〈若不拳足〉等とは、衆生、惡趣に墮する苦を救わんが為、周憚して急  
に來る。故に立撮と云うぶつ」(已上)『記』釈、二卷、廿九紙。畢  
竟、衆生の有り様は幼児、井の辺に有るが如し。  
急に來りて救わずんば有るべからず。故に立撮即  
行して之れを救いたまうのみ。扱、此の如き韋提

拜見は肉眼所見か、観成所見か、と云うトキ、今、所見は、二尊、大悲和合する時、正く仏力に因りて親たり拜見し給う。是れ散心の位、肉眼の所見なり。爾るに若し今日、修観の行者有りて、観成に至る時、縦い住立の三尊を拜見せずと雖も、必ず狐疑すべからず。韋提は在世の得益にて、不待時の機なるが故に、散心の位に拜見したまう。滅後の衆生は然るべからず。縦い当観観成に、仏、現ゼザレバトテ、必ず疑いを起こすべからず。其の上、依報を観じて、正報如来を拜見すること、有るマジキ道理なり。此の義、唯、韋提到りて、末世の衆生に有るべからず。其の証[600a] 扱は、当麻曼陀羅は、衆生、定散二機の本尊なり。爾るに第七観の処に於きて、住立三尊の図、並びに銘文を織らざるなり。此れ、在世の韋提一人の得益にして、末代の得益に非ざること、其の義、自ら驗かなり。故に知りぬ、三尊の図、並びに銘文を織らざること、只、是れ在世韋提

の別益にして、滅後華座の観成に通ぜず。是れ則ち此の義を顕さんが為、善巧方便なるのみ『述辨記』二卷、十七紙<sup>25</sup>。『捫象』六卷、四十八紙<sup>26</sup>に委釈す。往きて見よ。爾るに世間、此の義、伝授を立てて秘スルなり。事事シク云イ及ばヌトナリ。

●光明熾盛不可具見とは、熾盛は火の盛熾なる貌なり。扱、光明熾盛なりと読み切るベシ。「熾盛にして」とアル点は悪し。扱、此の五・六両段は、共に三尊の光明を讃ずる様に見ユレドモ、爾らず。光明熾盛の句は、共に三尊に懸かり、不可具見の句は、弥陀の一尊に懸かる。今家の科文、分明なり。爾るに、縦い今家の釈ニモセヨ、経文の面、二句共に三尊光明を讃ずと見えタリ。何ぞ、不可具見の句、独り弥陀に属するや、と云うトキ、謂わく、上は是れ総句なり。然るに、因果の光明、豈に是れ等同ナランヤ。今は、総従り別を出して弥陀の光明を「不可具見」と云う。文章はトモアレ、意は定めて此の道理なり。本ヨリ経文簡略な

るが故に、訳家、語を略するならん。具には、「其中仏光不可具見」と言うべし。今家、旨を得て、分かち二科と為したまう。総じて、一家の釈、意を添えて見るべし。此の例、一に非ず。或いは上来、牒前生後、或いは序分の虚科、皆、此の類なり。当段も文面は、一具の文にして全く二科と成るべからず。然れども、義に約して二科を立つ。

寔に凡僧の文科に異なり。若し、「600b」常の人、此の如く分科せば、甚だ依用すべからず。証定指授の科文、実に茲に在るのみ『記』二卷、卅紙<sup>266</sup>。

●百千閻浮檀金色とは、此れ亦た弥陀の光明の辺に喩う。二菩薩の辺に喩うるに非ず。閻浮檀金は、至極最勝の金なり。其の百千合わたる光に喩うるに、尚お、及ばずと言う意なり。百千積み重ネタルニハ非ず。只、色の勝れタルヲ云うなり。

●時韋提希とは、釈迦如来、「汝等憶持」等と説きたまう。語と三尊住立と文に前後有れども、其れ實には同時なり。其の時を指して「時」と曰う。

●見無量寿仏とは、言う所の「見」とは、是れ眼見を指すなり。初めには、散心をもつて見、後には心眼を開けて、即ち無生忍を得るなり。次下には、「得見無量寿仏及二菩薩<sup>267</sup>」と云う。下の得益分には、「得見仏身及二菩薩<sup>267</sup>」と云う。兩処の文に准ずるに、今も無量寿仏の下に及二菩薩の句、有るべき事なり。「問う。韋提の心に見仏の要期無し。亦た、観想無し。何ぞ、三昧を発さんや。答う。夫人は、不待時の機なり。前の六観に由りて、定機頓に熟す。説教を待せずして、見仏得忍す。已に依報を見ては、正報を欣うべし。『経』に説かざるは、口陳無きが故なり<sup>268</sup>」『記』問答。

凡そ、今『経』の所説を按ずるに、上来、皆、二仏の大悲力に因りて依報・正報、俱に散心肉眼を以ちて、之れを見る。定観を待たずして、成就す。韋提は、不待時の別機と云う、此の謂いなり。既に定観を待たず、仏の加被力に因りて、拜見す。知りぬ、是れ不待時の別機なることを。「問

う。得忍は、只、是れ見仏の益にして、定益に非ざるべし。答う。夫人は、定機にして即ち、『601a』定法を請す。定善の文の中に得る所の無生、定益に非ずんば、如何。序正<sup>283</sup>の経釈に分明に定益に属す。何ぞ、狐疑を致さん。凡そ、在世の機は、根性の利なるが故に。漸行を須いず。教の下に益を得るなり<sup>284</sup>。『記』問答。爾るに、『記』の意、韋提、十三觀法を聞きて、聞教の下に於きて、即觀成就すと云エリ『記』に云わく、「教の下、得益なり<sup>285</sup>」との故に。按ずるに、聞教は欲界の散心なり。凡そ、觀成は上界の定を得ずんば、發起すること能わず。故に、聞教の処には、発定せざる道理なり。聞教は、只、是れ欲界耳根に聞く。散心の位ナレバ教を聞く内には、定心発得、有るマジキことなり。爾るに、聞下に觀成就スルト云う義、未だ詳かにせず。又た、聞き終わりにて、定に入り、觀成就し竟りて、亦た教を聞くと云う義、有るべからず。記主の御義と雖も、恐らくは未だの理なり。

『抄』の意、亦た同じ。今家に積、無きが故に。久来、之れを案じて未だ其の意を得ず。更に詳らかにせよ上來、老師の弁なり。『記』二卷、卅二紙<sup>286</sup>。『散記』三卷、二十四紙<sup>287</sup>。『鈔』四十八卷、廿八紙<sup>288</sup>。

●接足とは、接は続なり。往昔の礼法は必ず足を以ちて頭に接ぐなり。言うところは、手をカケハシトシテ、仏足を我が頭にて続くなり。仏在世の時は、弟子、師の所に至りて、我が手を師の足下に入れて己が頭を載するなり。然るに女人、比丘を礼するに、身に触るる、則ち摩触の過を成す。是れ僧残なり。故に後時、之れを制して運心接足せしむ。乃ち七尺計り去りて礼セシムルコトなり。今『経』も『法華』の末会、『涅槃』の最初の説ナレバ、運心の礼と知るべし。扱、下の得益分の「廓然大悟<sup>289</sup>」、斯処に在るなり。説必次第ナレバ、経文には得益分に至りて之れを説く『散善義』卅五紙<sup>290</sup>。扱、礼して後に証するか、『601b』証して後に礼するかと云うトキ、三尊を拝見する時、

歡喜して即ち接足作礼す。歡喜する時、忍智生じて即ち得忍す。然れば則ち「心生歡喜」も「接足作礼」も「廓然大悟」も「得無生忍」も實には同時なり。經文は説必次第なり。尚お、具には下に至りて弁ずべし廿二紙 277

●白仏言世尊等とは、『科』に「領荷仏恩」と云ふ278。此れ韋提、偏に仏恩なりと仏恩を領解して荷負スルなり。然れども、韋提、自ら合点スルニ非らず、仏の序分に於きて光台現土を我が力ニテ見タリト思イシニ、以ちての外に仏力なりと仰セラレシヲ聞き、驚き肝をツブシ玉ウ。故に今もまた仏力なりと思ひ給ウナリ。此の文は序分の処を能く照応して見ルベシ。之れに就きて西山には序分に依正共に見ると存ず。当流は依報に局ると成立す。既に前の六觀の起りは唯だ依報を見るに由るが故なり。今、第七觀に至りて正報を見るに由るが故に、亦た正報觀起れり。此の道理を以ちて見るとき、上の序分の処、正報拝見の義、無きこと

自ら分明なり。サレバ光台現國は只だ依報發請の由とす。其の子細は、我れは仏力にして拝見シタレ、未來の衆生は如何んが拝見セント請スル故に、仏、前の六觀を説きたまう。今も亦た斯に至りて正報を拝見して、亦た未來の衆生の拝見センコトヲ請シ玉ウ故に、下の諸觀を説きたまう。當に知るべし、光台現土、唯だ依報に局ること義に於きて違せず。此れに従りて依正の続き合わせなり『記』二卷、六紙 273、卅二紙 274、取意なり。

●我今因仏力とは、光台現土の時、已に領解したまう故に、今、亦た是の如く言うなり。当流に上現土の時、[602a]「正報を見ず」といふ、其の義、此の文に亦た顯然なり。扱、此の仏力を『記』に、「是れ釈迦の力なり、次文に〈因仏力故得見〉等と云う故に275」と云えり。『疏』にも「聖力、冥に加して、彼の仏、現じたまう276」と云う。此の釈を以ちて見れば、釈迦に局る様に見ユレドモ、上の定善得益の文の仏力、二仏の力を兼ね。爾れば

今も亦た二尊に通ずべし。

●**仏告韋提希**とは、『疏』の意に准せば、「仏告韋提汝及衆生」と言うべし<sup>22)</sup>。經文は略するのみ。

●**欲觀彼仏者**とは、「彼仏」の下に「及二菩薩」の四字を見るべし。扱、者は辞の字、人者に非ず。

「欲せば」と読み切りて見よ。「欲する者<sup>も</sup>は」と訓ズルハ悪シシ。者の字、人者に見る義アレドモ、今、用いざるなり。文章はトモアレ、今家の釈に

合わず。『疏』の意は「欲」の字の処に自ら衆生の義有あり。今の文に直に韋提に告げて、「欲觀」等

と説く。『記』に云わく、「〈者〉」の字、詞と之れ人

とに通ずと雖ども、今の〈者〉は即ち辞なり。若し

未來の者を挙げれば日觀の初文の如く、汝及び衆生と云うべし。今の文は爾らず。直に韋提に告

げて〈欲觀〉等と説く。故に人者に非ず<sup>23)</sup>「已上」。

扱、華座觀の人は前の六觀の機と一機か別機かと云うとき、經釈の意を見るに、前の十二觀は是れ一機の始終なり。故に前の六と當觀とは是れ一機

なり。第十三觀は是れ別機なり。二機とする所以

は、前の十二は廣觀、第十三の雜想は略觀なり。鈍なる者、惑を帯びて広に堪えざるが故に略觀を

修せしむ『記』二卷、卅四紙、卅五紙<sup>24)</sup>。委釈、往きて見よ。

●**當起想念**とは、広く正報の諸觀に通ず、故に『科』に総告と云う。

●**於七宝地上**とは、華座を觀んが為に先づ、[602b]宝地を想す。座の所依なるが故に。『疏』に、此の

処に於きて正報の初の故に、詳かに入觀方法を示す<sup>25)</sup>。卷を披きて拜見せよ。扱、上の「欲觀彼

仏者」の文に対して、今は是れ仏身を見ることを請ずべし。爾るに「作蓮華想」と云うは、如何ゾ

ト云うとき、先づ仏身を觀ずるには、蓮華従り次第に觀ずべき故なり。然れば「當起想念」と言う

は、蓮華に懸けて見るベシ。扱、此の蓮華は池中の蓮華の非ず。弥陀所屬、別依報なるが故に、宝地の上に在りと觀ずべし。故に「地上」と云う。

●**作蓮華想**とは、即ち如来所座の蓮華なり。

●令其蓮華とは、「令」の字の意、修観の者、更に想う。念心、思い浮ぶる故に「令」の字、「シメヨ」ト点すべシ。已下の三科は思想を明すなり。

●一葉とは、八万四千を指して、「一一」と曰う。即ち、次下に説きて、「葉」とは、菝葉の葉には非ず。此の蓮華の葩はなびらの事なり。「脈」とは、筋の事なり。葩のズヂヲ脈と云う。

●天画とは、靈芝の曰わく、「其の文、工巧の故に天画の如し」と已上。又た天画の類文を出だす。

『観仏経』第一卷、九紙「如来指端の螺文相、毘紐羯磨天が画く所の印の如し」と已上。『述變記』四卷、十紙 283、「捫象」第十三卷、十九紙 284に之れを引く。同『経』

同卷、十一紙、如来髮際相を説きて云わく、「次に髮際を觀ず乃至天画師の如し。所作の画法、団円正等に於て細なること一糸の如し。其の糸間に於きて、諸もろの化仏を生ず。化菩薩有ます。以ちて眷屬とす。諸天八部一切の色像、亦た中に於きて現ず

285」と已上。『要集』中本、三紙、五紙 286、『指塵抄』十二卷、

十四紙、廿六紙 287。按ずるに、此の方、細金の蒔絵ナドノ様ナルベシ。天の画を誰も見たる者モ無けれども、先づ見「603a」事ナレバ喩とシ玉ウなり。

●脈有とは、具には応に一一脈有等と言ふべし。今は略せるなり。『疏』には、一一の字の如く釈し給ウ。八万四千一の脈、皆、然なりと云うことなり。

●了了分明皆令得見とは、此の二句は、皆、上に懸かるなり。是れ観成所見の時、了了分明なり、上は思想を明す。是れ従り下、「施作仏事」に至りては、皆、観成所見の相を明すなり。『疏』の科に既に、「了了の下は観成の相を弁ず」と云う。故に知りぬ、下の諸文、皆、観成に属すること。然るに観成の中に於きて、亦た多相有り、故に開して別段と為すのみ。

●皆令得見とは、是れ心眼開けて、正受三昧の位なり。

●華葉小者等とは、自下、観成の外の別科ナレド

も、観成に撰すなり。向に言うが如く、観成の中に於きて、亦た多相有るが故に、開して別段とす。扱、「小者」とは、外は下の方大なり。内は上の方小なり。此れ、蓮肉付の方は小なり。爾れば上の葉は小く下の葉は漸漸に大きなり。今、小なるを取りて、「華葉小者」と説く。

●縦広二百五十由旬とは、二百五十由旬は、一万里なり。此の蓮華、若し第九真身仏座に望むれば、其の量、狭小なり、若し、第八像観の仏座に望むれば、其の量、広大なり。何ぞ二辺に乖くやと云うとき、座・像・真の三は次第観なるが故に、前は浅く、後は深く、座は小、仏は大なること、機の浅深に約す。今は一機の次第観なるが故に、且く是の如く説く。或いはいうべし、第八も観成に至りては、大身を拝見するが故に、亦た相応すべし。第九に至りて、座も亦た広大と成るべし。何れにも、観成ソレゾレに格合スベキ道理なり。今は機の浅〔603b〕深に約すが故に、先づ座の小

なるを説くなり『記』二卷、卅九紙<sup>200</sup>。

〔603b〕●有八万四千葉とは、有るが云わく、八万四千なるは、障に即き徳を顕わす。謂わく仏の因位、八万四千の塵勞に染せられず、遂に願行円満す。是の故に是の如くの蓮華を感得するなり『妙宗抄』下、五紙<sup>201</sup>の意に準ず。扱、此の文ニテ、極楽

の教主、報身仏ナルことを明らかなり。然る所以は、初地の能化は百葉台上の身、二地は千葉、三地は万葉なり。今、既に八万四千と云う。明らかに知る、報身なることを。他宗の人師、他身と云う。皆、是れ謬解なり。

●摩尼珠王とは、勝の義を彰す。摩尼、已に勝れ、今、尚お、彼に勝る。故に王と云う。

●如蓋とは、キヌガサノ如くなり。

●徧覆地上とは、蓋の光、極楽界の地上を覆うなり。

●釈迦毘楞伽宝とは、上宝樹観下の如し。或る本に「釈迦毘伽摩尼宝」に作る。

●其台とは、蓮心を「台」と曰う。天台の云わく、「台とは中なり<sup>292</sup>」已上。爾れば蓮肉の有る処なり。

●此蓮華台等とは、靈芝の曰わく、「已下は台の外、校飾なり<sup>293</sup>」と已上。

●八万金剛等とは、釈迦毘楞伽宝は其の台上的莊嚴なり。

●甄叔迦宝とは、「靈芝の曰わく、〈此には赤色宝と云う<sup>294</sup>〉。戒度の云わく、〈西域に甄叔樹有り。

其の華、赤色。形・大きさ、掌の如し。此の宝顔色、樹の華に似る。因りて以ちて焉に名づく<sup>295</sup>〉

<sup>296</sup>」已上。

●妙真珠網とは、糸を以ちて真珠を編んで台上に注連<sup>しめ</sup>を張る如くスルなり。当麻の変相に蓮心の上に房<sup>ふぶ</sup>の様ナルモノ有り。其の替りに網で懸くる事なり。扱、「網」の字、上の諸宝に懸くるなり西山並に「秘決」<sup>297</sup>等の変相、蓮花台の上に網を懸くるなり。

●四柱とは、四本柱なり。

●如百千万億須弥「SOMI」山とは、言うところは

須弥に非ず、億の須弥なり。唯、億に非ず、万億なり。唯、万億に非ず、千万億なり。唯、千万億に非ず、百千万億なり。尤も応に其の高きことを知るべし。

●幢上宝幔とは、四柱の宝幢の上に此の方の仏前水引の様に幔を懸くるなり。

●如夜摩天宮とは、古来未だ決せざるなり。元祖の曰わく、「四柱の宝幢、以ちて須弥に喩う。故に幢上の幔を夜摩天に喩う。謂わく、幢の上に横に宝幔を張ること、須弥山の上に夜摩天宮有るに似たり<sup>298</sup>」已上『記』二卷、四十紙。

●有五百億等とは、当麻変相華座の台上に十如意珠有り。是れ、今、五百億識り顕かす。即ち少を以ちて之れを示す。

●映飾とは、珠光互いに映飾するなり。

●一一宝珠とは、次上の五百億の宝珠を指して「一一」と曰う。

●異種金色とは、金に多種有り。色亦た同じから

ず。謂わく、閻浮金・紫金・黄金等なり。

●一一金色とは、言うところは金色の光と、光の字意を入れて見るベシ。

●各作異相とは、替りタル姿にナルヲ異相と云う。

●或為金剛台とは、『楷定記』に云わく、是れ「迎接の具か」『定』五卷、廿紙299。

●於十方面とは、極樂の十方面なり。

●随意変現とは、所見の人の意樂に随て、変現して仏事を為し、益を施す。『楷定記』に云わく、「變じて種々供養の物と為す」同卷300。

●施作仏事とは、広く言えば、八相示現作仏授記等の仏事を作すなり。

●願力所成とは、直ちに華座の願無しと雖も、義、推ずるに、第卅二万物嚴淨の願に「池・流・華・樹、国中の所有一切万物301」と云えり。此の願中に、一切の依「304b」報を撰す。華樹の語の中に、華座有るべし。道理必然なり。爾るに、唯だ華のみ、此の説を為すことは、一を挙げて諸を例

す。応に知るべし。

●若欲等とは、自下の意、仏を想わんと欲せば、先づ、所座の蓮華従り觀すべきなり。今、其の次第を教示し玉う。

●彼仏とは、第九仏身觀を指すなり。

●作此想とは、華座を指して想と曰う。

●不得雜觀とは、漸々に相い雜えず觀ゼヨト云うことなり。

●一一觀之とは、靈芝の曰わく、「一一觀之」は下の五種に貫く302」已上。此れ、雜觀せざる方規を明す。次第に觀じて雜亂せざるなり。

●一一台とは、此れ唯一の台のみなり。何ぞ一と云うやと云うとき、古來相伝に、「上に相従して一一と云う303」。實には、唯一なり。問師の云わく、「台は、是れ一なりと雖も、上より一一と云う。故に上に相従して一一台と云う『糝抄』十六卷、十四紙304。『科』に觀成相とは、応に觀成の益と言ふべし。此れ、前の文義を兼顯するが故に。

●減余五万劫等とは、此れは横の機に約して減罪を明す。是れ只だ五万劫罪を有する人なり。記主の云わく、「観観減罪に不同有る所以は、地観の行人は、唯、八十億劫罪のみ有り。乃至座観行者、唯、五万劫の罪のみ有り。仏、彼の罪の多少に随いて、八十等と云う。是れ観の力に必らず差別有るに非ざるなり。但し、楼観に〈除無量罪〉と説くは、合して樹・池・楼の減罪を明すが故に、相違の過無し」『記』二卷、四十二紙<sup>395</sup>。具には、第三地観の処に之れを弁するが如し。或る本に「五百億劫」に作る。

第八像想観。来意は、上に既に座を観ず。須く真仏、其の [605a] 上に坐したまえるを観ずべし。

然るに、初心の人、直ちに真仏を観ること能わず。故に先づ形像を観ずるなり。斯れ乃ち、群生、障り重くして、真仏の観、階い難し。是を以ちて、大聖、哀を垂れて、且く心を形像に住せしむ。言う所の形像とは、或いは穢土の画像・木像等なり因みに、像観に就きて、弁・然、両師の異義有り。弁師は彼土

の影像なり。然師は娑婆の形像なり。具に『玄記』三卷、四十紙<sup>396</sup>。『抄』十五紙<sup>397</sup>。扱、像とは、『説文』に「似なり」と訓ず。然れば則ち、真仏に似たり。木像を造りて観ズルなり。此れは、第九真身の為の仮観ナレバ、座像に造るベシ。尤も、金箔をもつて、タメテ金色にして、好きなり。真身観の手習いなるが故に、先哲、多く、等身の仏を用ゆ。我が身五尺ナラバ、二尺五寸程に造るベシ。余り大きナルハ

悪シ。我が目に余らざる程の像が好きなり。靈芝下、十紙右の曰わく、「衆生、無始より未だ真仏を識らず。多く、形像を見る。故に先づ観ぜしむるに<sup>398</sup>」。「若しは彫り、若しは画く。人の見熟に随いて、即ち以て境と為るなり<sup>399</sup>已上。

●仏告阿難等とは、此れ結前生後。謂わく、「見此事已」の一句は結前、即ち華座を指す。「次当想仏」の一句は生後なり。

●次当想仏とは、言う所の仏は、当観の形像に非ず。第九真身を指して、「仏」と曰う。此れ、先の

華に坐せしむる所の仏なるが故に。若し爾らば華座は小さく、仏は大なり。如何ぞ相応セン、ト云うトキ、座は小ナレドモ、觀成には必ず座の大なるを見ん。故に相違せず。其の義、委しく先に弁ずるが如し。

●所以者何とは、此の一句、『疏』の前後の科文に所属無し。先づ、『疏』にては、分文の中に、自ら十三とす。『疏』に、「二に、〈仏告阿難〉従り下、〈次当想仏〉に至る已来は、正く結前生後を明す。〈所以者何〉と云うは、是れ〔605b〕其の間なり。仏を想うべき所以は何なり」と云う。「所以者何」の句に於きて、二の詞を置かず。爾るに、此の句を前後の科段に収めざるは、何意有りやと云うトキ、『記』の意に准ずるに、此の一句に開合の二科有り。若し之れを開して別に一段とすれば、科を立て、徴起の間と見るべし。爾るに此の一句は徴起にして、「諸仏如来」の下は正く答なり。是れ問答各別の故に、第二段に収めず。言うところは、

問と答と別なるが故に、此の句を次の「諸仏如来」の科段の処に撰せられず。故に此の句を立てて第二段の科とす。「諸仏如来」の下を第三段の科とす。

前後合して十四段と為るなり。若し之れを合せば、第二段とするべし。是れ問答一雙の故に。此のトキハ、經文の面を訓点して、「所以は何ん。諸仏」等と次の句へウツルなり。是れ問答一雙に見て、徴起を答の中に撰するなり。今は合の意に約して十三段とす。若し開の意に約せば、此の句を一段と立てて十四段とすべし。撰屬不定なり。前後兩段に収めず。意、此に在るのみ『記』二卷、四十三紙 317、委し。問師の云わく、二家、別牒・開合、二つながら存す。独歩の巧釈、神靈も知らず。記主の妙談、天仙、並び難し 322。『鈔』卅九卷、廿三紙。此の歎徳、尚お仰ぐべし。

●諸仏如来等とは、自下、觀想すれば必ず觀成就することを明す。其の徒然なること無きことを顯すなり。「諸仏」とは弥陀を指して「諸仏如来」と曰う。『疏』の意、弥陀と云わず。諸仏道同の辺に

約して之れを言う。仏仏是れ平等なるが故に。『疏』に、「諸仏は、三身、同じく証し、悲智果円なること、等斉して二無し。端身一坐したまいてより影現無方なり。意、有縁に赴き、時、法界に臨むことを顕さんと欲す<sup>373</sup>」已上。記主の云わく、「此れ、諸仏法界 [606a] 身の徳を挙げて、弥陀に同じく其の徳有ることを顕す<sup>374</sup>」已上。

●法界身とは、諸師は悉く理法界に属して理觀とし、之れを解す。故に各おの經意に叶わず。今家は爾らず。事法界に約して之れを解す。是れ浄家相伝の義なり。曇鸞・懷感、同じく此の旨を存す。今家の積、尤も深妙なり。蓋し此の『經』の大意、煩惱賊害の衆生の觀法なるが故に。諸師の解釈は無力の大刀なり。

●法界とは、惣じて法界を解するに事・理の二有り。先づ理法界とは、凡そ諸經論に理の異名を明して、或いは真如と云い、或いは法性と云い、或いは法界と云う。皆、一理の異名なり。言う所の

理法界は即ち積論の清淨真如に當る。且く天台に依れば『止觀』に「繫縁法界一念法界一色一香中道<sup>375</sup>」と云える、是れなり。阿師の云わく、「縁は即ち能縁、但、法界を縁ず。念も亦た能念、但、法界を念ず。縁と念とは能縁なり。法界は所縁の理の異名なり。然るに縁を止と云い、念を觀と云う。是れ、止・觀の二法は寂照の二徳なり。

凡そ止觀の行人、但、法性を縁じ、余縁すべからず。彼の但信法性不信其諸と云うが如し。此の觀解の上には即ち三世無く、前後無きなり<sup>376</sup>」『椽抄』十一八紙、卅九廿五紙。畢竟、理法界は唯心法界不來不去なり。『二藏義』七十四紙<sup>377</sup>、併せ見るべし。彼の止觀の唯識と実相との兩觀は、事と理とを縁ざるなり。唯識は事法界を縁じ、実相は理法界を縁ず。但し事法界を縁ずと言うと雖も、今言う所の事法界には同じからず。天地・雲泥、永く別なり。其の旨、『記』二四十七紙<sup>378</sup>、『鈔』卅九

廿五紙、卅紙<sup>379</sup>に委し又た、理法界の釈は『玄記』一卷、卅七紙、

二 [606b] 卷、廿六紙 390。『鈔』五卷、十五紙、十一卷、五紙、

八紙 391。次に事法界とは、衆生を法界と云う。或

いは十界を事法界と云うなり『釋鈔』廿九卷、廿五紙

392。扱、言う所の法とは、事・理の二法有り。理

法は向に言うが如し。事法とは、法は謂わく軌

持、軌は謂わく軌範、物の解を生ずべし。持は謂

わく任持、自性を捨てず。凡そ一切の色心の諸

法、皆、悉く範法度アリ。人は人ノノリニテ、頭

丸く、足は方なり。樹は樹のノリニテ、本を下に

し、末を上にする。机は机のノリ、見台は見台のノ

ノリ。一切の諸法、皆、然なり。例して知ルベ

シ。是れ則ち解を生ずる範有るなり。人を見ては

人なりと知り、樹を見ては樹なりと知る等の解、

生ずるなり。アレハ人、アレハ草木、アレハ机、

アレハ見台とシラスルヲ、可生物解と云うなり。

ソレゾレノ範を持して其の体を失ワヌなり。人は

人の体を持して、草木とも成らず、樹は樹の体を持

持して、人間とも成らず、畜類は畜類の体を持し

て人間草木とも成らず。若し自性を持せざれば、

人間が寝て居る内には転じて畜類草木とも成るべ

き事ナレドモ、サニハアラズ。一切諸法、皆、然

り。此れを任持して自性を捨てずと云うなり。次

に界と言うは、亦た事・理有り、理法を界と名づ

くる時、界は性の義ニテ、一切染浄の諸法の為に

体性と為る義なり。事法を界と名づく時、界は分

義ニテ一一の事法、分限別ナルノ義なり故に。記

主は、「界は、謂わく、種族種類多なるが故に、衆

生を界と名づく 393」と釈せり。然るに、界とは

界類にて、種族種類多クシテ、法、品品アル故

に、界と云う。譬えば、人に男 [607a] 女貴賤有

り。草木に品々の類有るが如し。爾るに、今家、

此の『經』の法界身を解するに、『疏』に三義有り。

所詮、『疏』の意、法界とは、打ち任せて衆生の事

なり。『疏』に「法界と言うは、是れ所化の境、即

ち衆生界なり 394」と釈す。爾れば、畢竟、今日

五苦所逼の衆生を指して、法界と云うなり。身

は、仏を指して身と云うなり。『疏』に「身と言う

は、是れ能化の身、即ち諸仏身なり335」と釈せり。是れ、諸仏如来は法界の衆生の為の身なりト云う義なり。是の故に、衆生觀想サエスレバ即ち現ずるなり。此れは、離釈に約して、法界身を解するなり。若し、合釈して之れを言わば、弥陀仏を指して法界身と曰う。謂わく、仏の身心は、法界に遍満して障碍有ること無し。故に、法界身と名づく。是れ、法界の身なるが故に、依主釈なり。又は、法界を度するの身なるが故に。

●入一切衆生心想中とは、「衆生念を起こして、諸仏に見えんと願すれば、即ち無碍智を以ちて知り、能く彼の想心の中に入る。若しは、夢定中に現じたまうなり336」『疏』の意。言うところは、一切衆生、觀想する者には、即ち入り給うなり。法界の為の身なるが故に。觀想せざる者の心想中には現ぜず。觀想サエスレバ、皆、現じたまうなり。「衆生」とは、未來の一切衆生なり。「心想」とは、

觀想の心想なり。或る本に遍入に作る。

●是故汝等とは、自下、委しく次上の由を明すなり。「汝等」とは、韋提及び未來衆生を指す。

●想仏とは、思惟なり。仏を思想するに、仏、霞の中に見る程も拝見するは、想仏なり。玄忠『論註』上卅、九紙曰わく、「衆生の心に仏を想う時に当たって、仏身相好、衆生の心中に顕現す。譬えば、水〔607b〕清きときは、則ち色像、現じて水と像と一ならず、異ならざるが如し。故に、仏の相好の身、即ち是れ心想なりと言うなり337」已上。扱、上來に言うが如く、此れ事觀にして理觀に非ず。今家に限らず。鸞師も事觀と定めたまう。是れ、淨家相伝の旨なり。

●是心即是等とは、諸師の意は、上の法界身を理法界と見るが故に、是心即仏と「即」の字を不二の即と見るなり。今家の意は、不離の即なり。相離れざるを、即と云う。サレバ是心、全く仏と言うには非ず。今は事相觀なるが故に、心を指し

て直ちに仏とは言わざるなり。若し、唯識観及び真如実相観ナラバ、心を指して、即仏とも云うべし。今は既に像を想うと言いて、三十二相を仮立す。真如法界の観、何ぞ身相有りて、縁取すべけんや。淨影・嘉祥・天台等の諸師の解は、皆、悉く謬解なり。今家の意は、「是心」とは、心に仏を想う時を言う。「即是」とは、心に仏を想う時、即ち心中に仏を観るを言う。是れ仏と心と不離なるが故なり。此れを「即」と云うなり。譬えば、器物に水を汲み置くに、水静なれば、月浮かぶなり。其の時、水即ち月カト見れば、サニハアラズ。水月別体ナリ。別体カト思へバ即ち月現ズルガ如し。爾れば、器物は衆生の依身なり。水は心なり。月は仏なり。今も衆生の心に仏を想う外、更に仏有ること無し。此れ、水を離れて月有ること無し。水即ち月なり。是れ、則是の心、即是三十二相八十随形好なり。爾るに、今家の意は、心の仏なるが故に、依主に名を得る。諸師の意

は、心即仏なるが故に、持業に名を得るなり。阿師、事法界を釈して云わく、「頌義」十七卷、十四紙「諸仏如来の身、法界に遍じて一切処に現ず。故に、〔608a〕法界身と名づく。諸仏如来の心、法界に遍じて一切衆生を利す。故に法界心と名づく。諸仏の無碍智、乃ち能く心想の中に入る。故に法界身心と名づく。然りと雖も、衆生、仏を観ざる時は、諸仏如来法界の身心、更に見ることを得ず。若し衆生有りて心に仏を観ずる時、諸仏如来の法界の身心、衆生の心に現すること心中に入るが如し。故に「入」と名づくるなり。心に仏を想う時、即ち仏身を見たてまつる。想心の外、更に仏無きなり。譬えば、天月、水中に入りて現ず。水を離れて、別に水月の体無し。若し此の時に於きては、水、即ち是れ月なるが如し<sup>388</sup>」已上。此の一段は、浄家に於きて、尤も肝要とす。深く、相承の旨を守りて、事相教席を忘るること莫かれ。

●三十二相とは、報身八万四千の相好なり。爾る

に三十二相と云えば、応身の様に見ゆると云うト

キ、今、報仏を觀するに、且く応身の三十二相を以ちて之れを觀ず。其れ實には具に之れを言う

時、八万四千なり。或いは報身もまた三十二相を具すべし。八万四千は、四八の相を用いて以ちて

本とするが故に、『釈摩訶衍論』に報身に三十二相を具すことを明せり。又、『金光明』十住

毘婆沙』もまた此の説を作す。又、報身に局らず、密家大日の道場觀に法身の相を觀するに、

三十二相を觀ず『記』二卷、四十五紙。『鈔』卅九卷、廿八紙。しかのみならず、『般舟經』には弥陀仏の

相を説くに三十二相を明せり已上、『合讚』本、七十一紙。因に師の仰せに『法華』「提婆品」に「微妙淨法身、相

を具するに三十二相八十種好を以ちて、用ちて法身を莊嚴す」と云う文を引く。『抄』卅九卷、廿八紙。故に知りぬ、法身・

応身、また三十二相を具することを。今、三十二相と云うは、大体に約して之れを説く。〔608b〕分

て細相を云わば、八万四千相好なり。爾れば相違

に非ざるなり。

●八十隨形好とは、仏相既に現ずれば、衆好皆な隨うなり。

●是心作仏とは、「作」は、謂わく、造作。自らの信心を以ちて仏の相好を縁ずるは、造作の如くな

り。故に「作仏」と云う。是れ思惟に約す。爾れば「是心」とは思想の位にて、思惟をもちて觀ず

るは、譬えば仏工が刀をもつて仏を彫るが如し。今も觀行者が心を以ちて仏を思作するなり。ソロ

ソロト觀ジナシテ造る意なり。故に『疏』に「相を縁ずるは作の如し」と釈したまうなり。

●是心是仏とは、心、能く仏を想すれば、仏身顯現す。是の想心を離れて更に仏身無し。故に「是

心是仏」と云う。此れ三昧發得正受の位なり。正受の位に、分別、止む時、仏身即ち現するなり。

譬えば水靜にして月を現するが如し。玄忠『論註』上、卅九紙。曰わく、「是心是仏とは、心の外に仏無し。

譬えば火は木従り出でて木を離るることを能わず、

木を離れざるを以ちての故に則ち能く木を焼く。木、火の為に焼れて木、即ち火と為るがごとし<sup>339</sup>」と已上。故に『疏』に「心能く仏想すれば、想到依りて仏身現ず、即ち是の心、仏なり、此の心を離れて外に更に異仏無き者なり<sup>340</sup>」と釈せり。

●諸仏正徧知海とは、梵には三藐三仏陀と云う。

此に正徧知と云う。謂わく、三藐を正と名づけ、三を徧と名づけ、仏陀を知と名づく。正に徧く一切諸法を知りたまうを言うなり。『大論』第十二卷<sup>341</sup>、

『論註翼解』六卷八紙<sup>342</sup>、之れを引く。『望西』二卷、卅七紙<sup>343</sup>を

見ヨ。亦たは等正覚と云う。如来十号の随一なり『論

註』下、三紙<sup>344</sup>。言つところは、邪を離るるを「正」

と云い、倚<sup>たよ</sup>らざるを「徧」と云う。法の如く普く

知るを「知」と云うなり。別して之れを言わば、

釈迦正徧知・弥陀正徧知と云うべし。今も応に弥

陀正 [609a] 徧知海と言うべきなり。爾るに衆生

観想サエスレバ現すべき故に、次の句に「従心想

生」と説く。譬えば水サエ澄めば月は現する如く

に、阿弥陀如来、十劫正覚の昔ヨリ、衆生の心中に浮かせ玉ワント思し召セドモ、観の機の水無ければ、現じ玉ワザルなり。若し修観の衆生有りて観機の水澄めば、如来の天月、衆生の心中に浮かぶべし。浮かび得て見れば、諸仏正徧知海の月影は、還りて衆生心想ヨリ生ズルト云うモノなり。

今家の曰わく、「或いは行者有り、此の一門を將ちて唯識法身の観と作し、或いは自清浄仏性観と作す。其の意、甚だ錯れり。少分も相い似たること

無きなり。既に像を想えと言うは、三十二相を仮

立する者なり。真如法界の身、豈に相有りて縁ず

べく、身有りて取るべけんや。然るに法身は無色

にして眼対を絶す。更に類として方ぶべき無き故

に、虚空を取りて以ちて法身の体に喩うるなり。

又た今、此の観門等は、唯だ法を指し相を立し心

を住して境を取る。総じて無相離念を明さざるな

り。如来、懸に末代罪濁の凡夫は相を立て心に住

する、尚お得ること能わずと知りたまう。何に況

や相を離れて事を求むは、術通無き人の空に居して舎いへを立てんが如似し345」已上。

●一心繫念とは、阿弥陀仏に念を繋ぐるなり。

●彼仏とは、第九真身を指して仏と曰う。前は通じて挙ぐ。今は別して指す。自下は仏号なり。仏号無量なり。今略して四号を挙ぐ仏と多陀阿伽度と阿羅訶

と三藐三仏陀なり。

●仏とは、具には仏陀、此には覺者と云う。

●多陀阿伽度とは、此に如来と云う。

●阿羅訶とは、此に応供と云う。

●[609B]三藐三仏陀とは、此に等正覺と云う。旧

に正徧知と云う淨影、「此に正真とす」と釈す(已上)。「三の言は正なり。藐の言は真なり。三は復た正と名づく。仏陀を覺と名づく

346」。

●想彼仏者等とは、彼仏とは第九の仏身を指す。

爾れども、初修行の者は、観すること能わざるが故に、形像観を修せしむ。此れ手習の為なり。此の手本を観ずれば、直に真仏觀に移り易し。故に

「先当想像」と云う。扱、『科』に牒前生後と云う。此のトキハ「彼の仏を想すとは者」ト点スベシ。

既に上の「次当想仏」の句を請け来るが故に、但し「彼仏を想せんとならば者」ト点スレハ、直に好く聞こゆるなり。

●先当想像とは、此れ方便觀を教ゆるなり。凡夫、彼の廣大無漏の真境は所觀に堪へず、故に先づ形像を觀せしむ。即ち、等身の仏、金色の座像を觀ズベシ、今時人坐する如き二尺五寸座像なり。

●閉目開目とは、先づ此の像觀の時、初に金像を見る。閉目して見るは即ち是れ眼見なり。次に閉目して像を想わば、是の思想位にして、未だ粗見にも及ばず。後に心眼開き見るは、即ち是れ正受三昧位なり。此れ定中の仏ナレバ、即ち真仏なり。但し今は能く觀の心窄すぼきが故に真仏ナレドモ、小身に成りて現ズルことなり。畢竟所觀の仏を三段と意得ベシ。木像と思想の仏と真仏の化身なり。此の觀成の仏は、即ち定境無漏の真仏な

り。扱、自下、惣じて之れを言わば、皆、観成ナ

レども、別して云わば、四科の中、「一二の文は観成方の便なり。是れ思惟なるが故に、三四の文は正く是れ観成なり。心眼、開くが故に、但し終に随いて、皆、観成と名づく」『記』二卷、四十九紙<sup>37)</sup>。

●見一宝像とは、是れ金箔にてタメタル仏なり。閻浮〔G10a〕檀金の如くナル像を見ヨトなり。

●坐彼華上とは、「彼華」とは、第七華座を指す。

此の形像を彼の華座に居えよとの意なり。元来、真身観のタメノ座ナレドモ、此の形像を想を以ちて載せて見ることなり。爾らば、座は大にして仏は小なれば能坐所坐、不相応なりと云うトキ、形像小ナレドモ、観想漸く増して、観成の時に至れば、仏身長大にして華座、相応す。例せば第七の華座の時小ナレドモ、第九に至りて、観道、若し熟せば、大身に相応して、座も随いて亦た、大なるが如し具に『記』に問答有り<sup>38)</sup>。

●見像坐已とは、華座の上に坐し玉エルヲ見ヨト

なり。是れ思想見なり。

●了了分明とは、此れ正受三昧の位なり。即ち心眼を以て見るに、了了分明なり。最初は木仏なり。次に心内に浮ぶは心想の仏なり。此の了了分明は木仏も離れ、心想をも離れ、両辺を離れて見る真仏なり。爾れども此の方の観行は、鑄形の程を見ることなり。惣じて物を鑄るに、全く鑄形の如く出来るものなり。サレバ前方に本尊を立て置きて見たる程の分量の仏を見る事ナレバ、今真仏ナレども、行者の観想ホドニ見るなり。実には六十万億那由陀恒河沙由旬の仏身ナレども、観に随いて二尺五寸ナレバ、其の程の仏を拝見スルなり。

●見極楽国土等とは、此れは観成に自ら見るなり。後観成ずれば、則ち前観自ら現ずる故に、金像及び極楽の莊嚴を見る。今、更に観ずるに非ず。

●見此事已とは、上來中尊観畢る。此れも麁略にして観止に非ず。随分能く能く観ズベシトなり。

中尊觀竟りなば、次に二菩薩を觀ぜ [610b] ヨト  
なり。是れ從り以下は第十・第十一觀の爲に此の  
觀を習いて二菩薩の像をも見習い置くなり。爾れ  
ば、自下は二菩薩を觀ずる前方便觀なり。扱、此  
の觀の中、三種の転觀あり。初めに仏を觀じ、次  
に二菩薩を觀じ、後に多身觀を成ずるなり。

●復当更作等とは、自下の文は心想位從り説くと  
雖も、義は阿弥陀仏を觀ずる時の如く、二菩薩の  
像を造る等の思想の義有るべきなり。「復」とは重  
ねテノ意なり。

●一大蓮華とは、所座の蓮華を云うなり。

●如前蓮華等とは、仏座の如く、莊嚴等異なるこ  
と無し。即ち前の第七華座の処を指す。

●在仏右辺とは、「如前蓮華等無有異」の八字を入  
れて見るベシ。此れ、中間に置きて上下を知らし  
む。序に「名曰 <sup>379</sup> 月光聡明多智及与耆婆又願遣  
目連尊者阿難 <sup>350</sup>」と云うが如し。

●亦放金光とは、「亦」の字從り見れば、上の形像

の処にも金光を放つの義有るべきなり。既に文に  
「見一宝像如閻浮檀金色」と云えり。金色を見る  
に金光を放つべき義、道理必然なり。經文に無き  
は略なり。今、言うところは、前の形像、金光を  
放つが如し。此の二菩薩も亦た金光を放ちたま  
う。故に次の句に「如前無異」と云えり。扱、觀  
音菩薩の処に金光を放つことを挙げ、上の形像の  
処及び下の勢至の処にも同じく金光を放つことを  
顯す。是れ此の翻譯の三藏の筆体なり。中間に置  
いて前後を知しむ。今『經』の始終、是の如し。  
文勢、処処に之れ有り。既に「亦放金光如前無異」  
と云う。「亦」の字顯す所、其の義、上に在るべし。  
又た [611a] 「如前」と云う。必ず、前に在るべき  
なり。

●坐右華座とは、此の下に「亦放金光」・「如前無異」  
の二句を入れて見よ。

●此想成時等とは、自下は多身觀なり。是れ亦た  
転觀なり。一一樹下の一も正しく多身觀ナレド

も、上を躡んで起すが故に。『科』は「此成成時」の句従り釣るなり。

● 一一樹下とは、無量・無辺有る処の樹の其の一一の下と云うことなり。

● 諸蓮華上とは、三つ宛有る。諸もろの蓮華と云うことなり。

● 徧滿彼国とは、此れ、宝樹無量の故に、仏も亦た無量なり。今は只、宝樹を挙げれども、宝楼の中、或いは宝池の上なり。扱、極樂は都鄙無きが故に、穢土の如く、都に王有りて、余国に王無しと云うが如くには非ず。彼の界は、此にも一仏・二菩薩、彼にも一仏・二菩薩。何れの処にも、皆、仏・菩薩在ますなり。扱、多身觀とは、阿弥陀仏、浄土の中心に安坐したまうと雖も、分身の一仏・二菩薩、処処に徧滿したまう。故に、曼陀羅變相には、樹下宮殿等、処処に一仏・二菩薩有り。拝して知るべし。但だし、大小の身有り。無方の故なり。

● 鳧雁鴛鴦とは、此れ、渚に戯れ居る鳥なり。『阿弥陀經』には「六鳥<sup>357</sup>」と説くなり。

● 皆説妙法とは、此の説去は、上の三尊及び多身觀の仏にも懸るなり。

● 出定入定とは、出定は散心なり、散心の位に何ぞ之を聞かんや、と云うとき、散の位にも、定力の余勢有るを以ての故に、余勢有る間には、之を聞く。一向の散位に至ては、聞くこと能わざるなり。性相の中、僉議有ることなり。<sup>358</sup>『定記』一卷、十七紙。

● 憶持不捨とは、忘るること莫かれと云うことなり。

● 令与修多羅合とは、今家、釈無し。且く、[611b]天台に依りて之れを解するに、二義有り。初義は、須く定と經と合すべし。謂わく、觀行の時、教法と相應せしむるが故に合と言ふなり。言うところは、修多羅は經なれば、定中に聞く所の教法を憶持して、出定の時、經中の所説と合せざれ

ば、妄想なり。若し合するは、観成なり。若し合せずんば、懺悔して観を修し直せとなり。次の義は、須らく散と定と合すべし。謂わく。十二部經の教と合す。入定は、是れ修多羅なり。出定の時、心と定と合す。言うところは、十二部を惣じて修多羅と称するを以ちて、同じく、名づけて經とす。然るに、經・律・論の三藏、之れを分つ時、經は定に当るなり。今「修多羅」と言うは、語は能證の經を挙げれども、取る所は、所證の定なり。爾れば、出定の散位に至りて、定に住せずと雖も、亦た、法音を聞く。其の時、定と合すれば、観成なり。若し合せざれば、妄想なり『記』二卷、五十一紙 333 の意なり。惣じては、十二部を修多羅と云い、別しては、此の『觀經』なり。亦た三經に通ずるなり。上來、二義の中、初義、殊に勝るるなり。

●若不合者名為妄想とは、『妙宗抄』に云わく、「若しは、定、經に合せず。若しは散、定に合せず。皆、是れ魔事を發す 357」已上。靈芝之の云わく。「所

聞の法、教典に乖かず、故に合と云うなり 358」已上。

●麁相とは、今、正受の位にして、此の妙事を見る、何ぞ麁想と名づけんや、と云うとき、今は後の真身觀に臨みて、麁と名づくるなり。此の形像觀は、乃ち是れ仏觀の方便なり。豈に全く真仏の觀に同ぜんや。故に正受の位ナレドモ、麁と云う。但し、前に「粗見」と云うには異なり。前は多く思惟の位を「粗見」と云う。其の中に、第六宝樓觀に「粗見」と云うは、正受の位なり。上に之れを弁ずるがごとし。

●除無量等とは、此の二句は滅罪なり。「於[612a]現」の下は生善なり。

●於現身中とは、現在身。此の一生の中と云うことなり。

●得念仏三昧とは、即ち、觀仏を指して、名づけて念仏とす。是れ第九仏身觀を念仏三昧と名づく。第九觀の文に「以見諸仏故名念仏三昧 356」

と云う。『経』文分明なり。此れ乃ち、当観を方便とす、現身に遂に第九観を成ずることを得ることを顯示す。

### 観無量寿経随聞講録卷中之一終

#### 凡例

義山良照『観無量寿経随聞講録』卷中之一（『浄土宗全書』第一四卷所収）の書き下し文である。訓読に当たり、字体及び仮名遣いは、新字体、現代仮名遣いに改めた。

- ・原則として『浄全』本に付された訓点に従ったが、一部改めたところもある。
- ・所収の『観無量寿経』本文は、『浄全』では「●」に続いて示される。本書き下しでは、●の前に改行を加え、『無量寿経』本文を太字にて示した。
- ・割注が多用されているが、書き下し文でそれを再現すると極めて読みにくい。本書き下しでは、ポイントを下げて示した。
- ・「」の数字は『浄全』一四巻の頁数である。

注

- (1) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』一、淨全2<sup>2</sup> 295b-296a取意。  
 (2) 良忠『西宗要聽書』本、淨全10<sup>1</sup> 255a。  
 (3) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』一、淨全2<sup>2</sup> 296b取意。  
 (4) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』一、淨全2<sup>2</sup> 296b。  
 (5) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』一、淨全2<sup>2</sup> 296ab。  
 (6) 善導『觀經疏(定善義)』一、淨全2<sup>2</sup> 34b～35a  
 (7) 善導『觀經疏(定善義)』一、淨全2<sup>2</sup> 35a  
 (8) 善導『觀經疏(定善義)』一、淨全2<sup>2</sup> 35a。  
 (9) 善導『觀經疏(定善義)』一、淨全2<sup>2</sup> 35a。  
 (10) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』一、淨全2<sup>2</sup> 298a。  
 (11) 善導『觀經疏(定善義)』一、淨全2<sup>2</sup> 35a-36b。  
 (12) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』一、淨全2<sup>2</sup> 298b。  
 (13) 貞準『觀經疏新記(定善義)』一、一四ウ一五才。  
 (14) 聖岡『伝通記糅鈔』三五、淨全3<sup>5</sup> 775a。  
 (15) 善導『觀經疏(定善義)』一、淨全2<sup>2</sup> 35a。  
 (16) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』一、淨全2<sup>2</sup> 298b。  
 (17) 貞準『觀經疏新記(定善義)』一、一六才。  
 (18) 善導『觀經疏(定善義)』一、淨全2<sup>2</sup> 35b。  
 (19) 貞準『觀經疏新記(定善義)』一、一六才ウ。  
 (20) 善導『觀經疏(定善義)』一、淨全2<sup>2</sup> 35b。  
 (21) 『平等覺經』四、淨全1<sup>1</sup> 100a。  
 (22) 『大阿弥陀經』下、淨全1<sup>1</sup> 138a。  
 (23) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』一、淨全2<sup>2</sup> 298b。  
 (24) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』一、淨全2<sup>2</sup> 299b。  
 (25) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』一、淨全2<sup>2</sup> 300b。
- (26) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』一、淨全2<sup>2</sup> 301a-07ウ  
 「ムウ」と振々  
 (27) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』一、淨全2<sup>2</sup> 301a。  
 (28) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』一、淨全2<sup>2</sup> 301a。  
 (29) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』一、淨全2<sup>2</sup> 302a。  
 (30) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』一、淨全2<sup>2</sup> 301a。  
 (31) 善導『觀經疏(定善義)』一、淨全2<sup>2</sup> 36b。  
 (32) 貞準『觀經定善義新記』一、未檢  
 (33) 聖岡『伝通記糅鈔』三五、淨全3<sup>5</sup> 786a。  
 (34) 法然『觀經釈』淨全9<sup>1</sup> 336b。  
 (35) 善導『觀經疏(定善義)』淨全2<sup>2</sup> 36b。  
 (36) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』淨全2<sup>2</sup> 301b～302a。  
 (37) 聖岡『伝通記糅鈔』三五、淨全3<sup>5</sup> 785b。  
 (38) 貞準『觀經定善義新記』一、29ウ。  
 (39) 善導『觀經疏(定善義)』淨全2<sup>2</sup> 36b  
 (40) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』淨全2<sup>2</sup> 304a。  
 (41) 貞準『觀經定善義新記』一、35ウ。  
 (42) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』一、淨全2<sup>2</sup> 301b-302a。  
 取意。  
 (43) 貞準『觀經疏新記(定善義)』一、一十二1。  
 (44) 善導『觀經疏(定善義)』一、淨全2<sup>2</sup> 35b。  
 (45) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』一、淨全2<sup>2</sup> 304a。  
 (46) 源空『選択本願念仏集』淨全1<sup>1</sup> 61。  
 (47) 法照『五会法事讚』末、淨全6<sup>1</sup> 695b。  
 (48) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』一、淨全2<sup>2</sup> 304a。  
 (49) 写本により、「往者」を「往看」に改める。

- (50) 貞準『觀經疏新記(定善義)』一、三五ウ三八才。
- (51) 聖阿『伝通記糝鈔』三六、淨全<sup>3</sup>、387ab。取意。
- (52) 義山『当麻曼陀羅述獎記』二、二三才。
- (53) 義山『当麻曼陀羅述獎記』二、二三才。
- (54) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』一、淨全<sup>2</sup>、302ab。取意。
- (55) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』一、淨全<sup>2</sup>、303a。
- (56) 聖阿『伝通記糝鈔』三九、淨全<sup>3</sup>、865b。
- (57) 貞準『觀經定善義新記』一、32才ウ。
- (58) 善導『觀經疏』「定善」淨全<sup>2</sup>、37a。
- (59) 『觀無量寿經』淨全<sup>1</sup>、40a。
- (60) 『觀無量寿經』淨全<sup>1</sup>、40a。
- (61) 『觀無量寿經』淨全<sup>1</sup>、40a。
- (62) 『觀無量寿經』淨全<sup>1</sup>、40a。
- (63) 原写本、乾57ウ9行目。
- (64) 善導『觀經疏(定善義)』3、淨全<sup>2</sup>、37ab。
- (65) 『觀無量寿經』淨全<sup>1</sup>、40a。
- (66) 『觀無量寿經』淨全<sup>1</sup>、40a。
- (67) 『觀無量寿經』淨全<sup>1</sup>、40a2。
- (68) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』一、淨全<sup>2</sup>、306ab。
- (69) 聖阿『伝通記糝鈔』三六、淨全<sup>3</sup>、792a。
- (70) 聖阿『伝通記糝鈔』淨全<sup>3</sup>、792a10-14。
- (71) 『觀無量寿經』淨全<sup>1</sup>、40a。
- (72) 『觀無量寿經』淨全<sup>1</sup>、40a。
- (73) 『觀無量寿經』淨全<sup>1</sup>、40a。
- (74) 『觀無量寿經』淨全<sup>1</sup>、40。
- (75) 『觀無量寿經』淨全<sup>1</sup>、40。
- (76) 『觀無量寿經』淨全<sup>1</sup>、40。
- (77) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』一、淨全<sup>2</sup>、311b。参照。
- (78) 聖阿『伝通記糝鈔』三七、淨全<sup>3</sup>、808a。
- (79) 善導『觀經疏(定善義)』淨全<sup>2</sup>、38a。
- (80) 善導『觀經疏(定善義)』淨全<sup>2</sup>、42b-43a。
- (81) 善導『往生礼讚』淨全<sup>4</sup>、370b。
- (82) 善導『般舟讚』淨全<sup>4</sup>、52a。
- (83) 聖阿『伝通記糝鈔』三六、淨全<sup>3</sup>、802b。
- (84) 天親『往生論』淨全<sup>1</sup>、198。
- (85) 真諦訳『撰大乘論』下、大正31、131c。
- (86) 古藏『觀無量寿經義疏』淨全<sup>5</sup>、34b。
- (87) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』一、淨全<sup>2</sup>、310a。取意。
- (88) 聖阿『伝通記糝鈔』三六、淨全<sup>3</sup>、802ab。
- (89) 不詳。
- (90) 聖阿『釈浄土三藏義』一七、淨全<sup>12</sup>、194b。取意。
- (91) 聖阿『伝通記糝鈔』三六、淨全<sup>3</sup>、802b。取意。
- (92) 善導『觀經疏(定善義)』淨全<sup>2</sup>、38a。
- (93) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』一、淨全<sup>2</sup>、311a。
- (94) 聖阿『伝通記糝鈔』三六、淨全<sup>3</sup>、803b。
- (95) 鳩摩羅什訳『阿弥陀經』淨全<sup>1</sup>、52。
- (96) 『無量寿經』上、淨全<sup>1</sup>、12。取意。
- (97) 善導『觀經疏(定善義)』淨全<sup>2</sup>、38b-39a。
- (98) 善導『觀經疏(定善義)』淨全<sup>2</sup>、38b。
- (99) 智顛『觀無量寿仏経疏』卷下、大正37、191c～192a。
- (100) 智顛『觀無量寿仏経疏』卷下、淨全<sup>5</sup>、212a。如湛『浄業記』。未見。

- (101) 智顛『觀經疏』、淨全5<sup>r</sup> 212a。  
 (102) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』1<sup>r</sup>、淨全2<sup>r</sup> 315a。  
 (103) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』1<sup>r</sup>、淨全2<sup>r</sup> 315a。  
 (104) 元照『觀無量寿仏経義疏』中、淨全5<sup>r</sup> 386a。  
 (105) 戒度『觀經疏正觀記』中、淨全5<sup>r</sup> 484a。  
 (106) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』1<sup>r</sup>、淨全2<sup>r</sup> 315ab。  
 (107) 聖問『伝通記糝鈔』二七、淨全3<sup>r</sup> 814b。  
 (108) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』1<sup>r</sup>、淨全2<sup>r</sup> 315ab。  
 (109) 善導『觀經疏(定善義)』3<sup>r</sup>、淨全2<sup>r</sup> 39。  
 (110) 原本十三丁表では「一字」  
 (111) 『觀無量寿経』、淨全1<sup>r</sup> 40a10  
 (112) 原本十三丁表では「三種」  
 (113) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』1<sup>r</sup>、淨全2<sup>r</sup> 317。  
 (114) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』1<sup>r</sup>、淨全2<sup>r</sup> 317。  
 (115) 『觀無量寿経』、淨全1<sup>r</sup> 40。  
 (116) 『觀仏三昧経』、大正15<sup>r</sup> 691b。  
 (117) 元照『觀無量寿仏経義疏』中、淨全5<sup>r</sup> 386a。  
 (118) 桐江挾瑛『觀無量寿経修証義』か。  
 (119) 良忠『伝通記(定善義)』淨全2<sup>r</sup> 536a。  
 (120) 法然『十二箇条問答』、『和語灯録』淨全9<sup>r</sup> 576a。  
 (121) 善導『觀經疏(定善義)』三<sup>r</sup>、淨全2<sup>r</sup> 45b。  
 (122) 『觀無量寿経』、淨全1<sup>r</sup> 41。  
 (123) 善導『觀經疏(定善義)』三<sup>r</sup>、淨全2<sup>r</sup> 39b。  
 (124) 元照『觀無量寿仏経義疏』中、淨全5<sup>r</sup> 386b。  
 (125) 法然『觀經釈』(『漢語灯録』二) 淨全9<sup>r</sup> 337b-338a。  
 (126) 善導『觀經疏(定善義)』、淨全2<sup>r</sup> 45b。  
 (127) 善導『觀經疏(定善義)』、淨全2<sup>r</sup> 40a。  
 (128) 法然『觀經釈』(『漢語灯録』二) 淨全9<sup>r</sup> 338a。  
 (129) 『觀仏三昧海経』九、大正15<sup>r</sup> 688c-689a。取意。  
 (130) 觀徹『觀無量寿経合讚』本、選集4<sup>r</sup> 110-111。  
 (131) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』二<sup>r</sup>、淨全2<sup>r</sup> 340a。  
 (132) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』二<sup>r</sup>、淨全2<sup>r</sup> 同342b。  
 (133) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』二<sup>r</sup>、淨全2<sup>r</sup> 340a。  
 (134) 『觀無量寿経』、淨全1<sup>r</sup> 42。「除無量億劫極重惡業」  
 5<sup>r</sup>。  
 (135) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』二<sup>r</sup>、淨全2<sup>r</sup> 同342b。  
 (136) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』二<sup>r</sup>、淨全2<sup>r</sup> 340a<sup>r</sup> 同  
 342b。  
 (137) 善導『觀經疏(定善義)』、淨全2<sup>r</sup> 40b  
 (138) 善導『觀經疏(定善義)』、淨全2<sup>r</sup> 36b。良忠『觀經疏  
 伝通記(定善義記)』1<sup>r</sup>、淨全2<sup>r</sup> 301b。  
 (139) 懷感『釈浄土群疑論』四、淨全6<sup>r</sup> 51b。  
 (140) 良忠『觀經疏伝通記(定善義記)』1<sup>r</sup>、淨全2<sup>r</sup> 323b。  
 (141) 『無量寿経』上、淨全1<sup>r</sup> 16。  
 (142) 『称讚浄土経』、淨全1<sup>r</sup> 185b。  
 (143) 『往生論』、淨全1<sup>r</sup> 192。  
 (144) 源信『往生要集』上末、淨全5<sup>r</sup> 57b。取意。  
 (145) 『央掘摩羅経』三、大正2<sup>r</sup> 52b。  
 (146) 觀徹『觀無量寿経合讚』本、選集4<sup>r</sup> 59-60。  
 (147) 善導『觀經疏(定善義)』、淨全2<sup>r</sup> 40b-41a。  
 (148) 善導『觀經疏(定善義)』、淨全2<sup>r</sup> 41a。  
 (149) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』二<sup>r</sup>、淨全2<sup>r</sup> 324b。

- (150) 聖阿『往生礼讚私記見聞』上、浄全<sup>4</sup>、452b。  
 (151) 良忠『往生礼讚私記』上、浄全<sup>4</sup>、392a。  
 (152) 浄全<sup>3</sup>、890上、頭註<sup>4</sup>参照。  
 (153) 聖阿『伝通記糝鈔』三八、浄全<sup>3</sup>、890a。  
 (154) 不詳。  
 (155) 顕意『観経疏楷定記(定善義)』三、大日本仏教全書  
 十一(鈴木学術財団)、166b。  
 (156) 善導『観経疏(定善義)』、浄全<sup>2</sup>、41a。  
 (157) 『観無量寿経』、浄全<sup>1</sup>、40。  
 (158) 良忠『観経疏伝通記(定善義)』浄全<sup>2</sup>、327a。  
 (159) 『大法炬陀羅尼経』5、大正<sup>21</sup>、680c、681c。  
 (160) 『大方広宝篋经』上、大正<sup>14</sup>、468a。  
 (161) 良忠『観経疏伝通記(定善義)』、浄全<sup>2</sup>、327a、取意。  
 『華嚴経探玄記』に該当箇所なし。『一切経音義』(大正<sup>54</sup>、431a12)、『翻訳名義集』(大正<sup>54</sup>、1105c-1106a)参照。  
 (162) 良忠『観経疏伝通記(定善義)』、浄全<sup>2</sup>、327b。  
 (163) 顕意『観経疏楷定記(定善義)』三、西山全書<sup>7</sup>、385a。  
 (164) 元照『観無量寿仏経義疏』中、浄全<sup>5</sup>、389a。  
 (165) 元照『観無量寿仏経義疏』中、浄全<sup>5</sup>、389a。  
 (166) 元照『観無量寿仏経義疏』中、浄全<sup>5</sup>、389b。  
 (167) 元照『観無量寿仏経義疏』中、浄全<sup>5</sup>、389b。  
 (168) 善導『観経疏(定善義)』、浄全<sup>2</sup>、41b。  
 (169) 元照『観無量寿仏経義疏』中、浄全<sup>5</sup>、389b。  
 (170) 善導『観経疏(定善義)』三、浄全<sup>2</sup>、41b。  
 (171) 用欽『観無量寿経疏白蓮記』か。  
 (172) 良忠『観経疏伝通記(定善義)』二、浄全<sup>2</sup>、328a。  
 (173) 知礼『観経疏妙宗抄』四、浄全<sup>5</sup>、293a。  
 (174) 鳩摩羅什訳『大智度論』十三、大正<sup>25</sup>、154a。  
 (175) 元照『観無量寿仏経義疏』中、浄全<sup>5</sup>、389b。  
 (176) 写本により「知」を「如」に修正。  
 (177) 不詳。  
 (178) 善導『観経疏(定善義)』三、浄全<sup>2</sup>、42a。  
 (179) 善導『観経疏(定善義)』三、浄全<sup>2</sup>、46b。  
 (180) 『観無量寿経』、浄全<sup>1</sup>、41a。  
 (181) 『観無量寿経』、浄全<sup>1</sup>、41a。  
 (182) 良忠『観経疏伝通記(定善義)』二、浄全<sup>2</sup>、328b。  
 (183) 良忠『観経疏伝通記(定善義)』二、浄全<sup>2</sup>、328b。  
 (184) 善導『観経疏(定善義)』、浄全<sup>2</sup>、42a。  
 (185) 吉蔵『観無量寿経義疏』、浄全<sup>5</sup>、346a。  
 (186) 伝智顕『仏説観無量寿経疏』下、浄全<sup>5</sup>、211a、c、d。  
 (187) 善導『観経疏(定善義)』、浄全<sup>2</sup>、42a。  
 (188) 未詳。  
 (189) 『観無量寿経』、浄全<sup>1</sup>、41。  
 (190) 『観無量寿経』、浄全<sup>1</sup>、41。  
 (191) 良忠『観経疏伝通記(定善義)』二、浄全<sup>2</sup>、329b、取意。  
 (192) 顕意『観経正宗分定善義楷定記』四、西山全書<sup>7</sup>、187b。  
 (193) 善導『観経疏(定善義)』、浄全<sup>2</sup>、42b。  
 (194) 善導『観経疏(定善義)』、浄全<sup>2</sup>、42b。  
 (195) 元照『観無量寿仏経義疏』中、浄全<sup>5</sup>、390b。  
 (196) 良忠『観経疏伝通記(定善義)』二、浄全<sup>2</sup>、330ab。  
 (197) 『観無量寿経』、浄全<sup>1</sup>、41。

- (198) 『浄土観経図絵』、国文学研究資料館蔵
- (199) 善導『観経疏(定善義)』、浄全2<sup>r</sup> 42b。
- (200) 不詳。
- (201) 元照『観無量寿仏経義疏』中、浄全5<sup>r</sup> 390b。
- (202) 良忠『観経疏伝通記(定善義)』一、浄全2<sup>r</sup> 331a。取意。
- (203) 良忠『観経疏伝通記(定善義)』一、浄全2<sup>r</sup> 331a。
- (204) 『観無量寿経』、浄全1<sup>r</sup> 41。
- (205) 『観無量寿経』、浄全1<sup>r</sup> 41。
- (206) 『観無量寿経』、浄全1<sup>r</sup> 41。
- (207) 『観無量寿経』、浄全1<sup>r</sup> 41。
- (208) 『観無量寿経』、浄全1<sup>r</sup> 41。
- (209) 『観無量寿経』、浄全1<sup>r</sup> 41。
- (210) 『観無量寿経』、浄全1<sup>r</sup> 41。
- (211) 良忠『観経疏伝通記(定善義)』一、浄全2<sup>r</sup> 331a。取意。
- (212) 円仁『金剛頂大教王経疏』一、大正6<sup>r</sup> 8c。取意。
- (213) 良忠『観経疏伝通記(定善義)』一、浄全2<sup>r</sup> 331a。『無量寿経』上、浄全1<sup>r</sup> 16参照。
- (214) 『観無量寿経』、浄全1<sup>r</sup> 41。参照、元照・戒度『観経疏正観記』、浄全5<sup>r</sup> 431a。
- (215) 『阿弥陀経』、浄全1<sup>r</sup> 52。
- (216) 『大阿弥陀経』には「の文なし」。
- (217) 『観無量寿経』、浄全1<sup>r</sup> 41。
- (218) 善導『観経疏(定善義)』、浄全2<sup>r</sup> 43a。
- (219) 善導『観経疏(定善義)』、浄全2<sup>r</sup> 43a。
- (220) 『観弥勒菩薩上生兜率天経』、大正14<sup>r</sup> 419a
- (221) 善導『観経疏(定善義)』、浄全2<sup>r</sup> 43a
- (222) 『観無量寿経合讚』本、選集4<sup>r</sup> 76-77。
- (223) 『阿弥陀経』、浄全1<sup>r</sup> 53。
- (224) 『阿弥陀経』、浄全1<sup>r</sup> 53。取意。
- (225) 善導『観経疏(定善義)』、浄全2<sup>r</sup> 43a。
- (226) 善導『観経疏(定善義)』、浄全2<sup>r</sup> 43a。
- (227) 良忠『観経疏伝通記(定善義)』一、浄全2<sup>r</sup> 333上。
- (228) 『観無量寿経』、浄全1<sup>r</sup> 45。
- (229) 義山『観無量寿経随聞講録』中1<sup>r</sup>、浄全14<sup>r</sup> 584a。
- (230) 良忠『観経疏伝通記(定善義)』一、浄全2<sup>r</sup> 333ab。
- (231) 良忠『観経疏伝通記(定善義)』一、浄全2<sup>r</sup> 333a。取意。
- (232) 『観弥勒菩薩上生兜率天経』、大正14<sup>r</sup> 419b。
- (233) 善導『観経疏(定善義)』、浄全2<sup>r</sup> 43b。
- (234) 貞準『観経定善義新記』一、浄全2<sup>r</sup> 32ウ。取意。
- (235) 義山『当麻曼陀羅述獎記』か。
- (236) 善導『観経疏(定善義)』、浄全2<sup>r</sup> 43b。
- (237) 義山『観無量寿経随聞講録』中1<sup>r</sup> 595f。
- (238) 良忠『観経疏伝通記(定善義)』一、浄全2<sup>r</sup> 334a取意。
- (239) 知礼『観経疏妙宗鈔』、浄全5<sup>r</sup> 293b。
- (240) 『観無量寿経』、浄全1<sup>r</sup> 46a。
- (241) 知礼『観経疏妙宗鈔』、浄全5<sup>r</sup> 293b。
- (242) 良忠『観経疏伝通記(定善義)』、浄全2<sup>r</sup> 340a。
- (243) 良忠『観経疏伝通記(定善義)』、浄全2<sup>r</sup> 340a、343a。
- (244) 良忠『観経疏伝通記(定善義)』、浄全2<sup>r</sup> 297b。
- (245) 善導『観経疏(定善義)』、浄全2<sup>r</sup> 44a。
- (246) 良忠『観経疏伝通記(定善義)』、浄全2<sup>r</sup> 335a。
- (247) 善導『観経疏(定善義)』、浄全2<sup>r</sup> 44a。

- (248) 世親『往生論』浄全1、195。  
 (249) 善導『觀經疏(定善義)』、浄全2、44a。  
 (250) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』二、浄全2、336a。趣意。  
 (251) 善導『觀經疏(定善義)』、浄全2、44b。  
 (252) 心を必に改める。  
 (253) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』、浄全2、337a。  
 (254) 善導『觀經疏(定善義)』、浄全2、44b。  
 (255) 善導『觀經疏(定善義)』、浄全2、44b。  
 (256) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』二、浄全2、337a。  
 (257) 義山『当麻曼陀羅述辨記』二、二十七、趣意。  
 (258) 演智『当麻曼茶羅捫象』六、四十八ウ。  
 (259) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』二、浄全2、337b。取意。  
 (260) 『觀無量寿経』、浄全1、42。  
 (261) 『觀無量寿経』、浄全1、50。  
 (262) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』二、浄全2、338a。  
 (263) 序世を序正に改める。  
 (264) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』二、浄全2、338a。  
 (265) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』二、浄全2、338a。  
 (266) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』二、浄全2、338a。  
 (267) 貞準『觀經疏新記(定善義)』三、二四。『散記』は『定記』の誤か。  
 (268) 不詳。  
 (269) 『觀無量寿経』、浄全1、50。  
 (270) 善導『觀經疏「散善義」』、浄全2、70b。  
 (271) 義山『觀經隨聞講録』下之二。浄全14、693b-694a。  
 (272) 善導『觀經疏(定善義)』、浄全2、44b。  
 (273) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』二、浄全2、326b-カ。  
 (274) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』二、浄全2、337ab。  
 (275) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』二、浄全2、337b。  
 (276) 善導『觀經疏(定善義)』、浄全2、44b。  
 (277) 善導『觀經疏(定善義)』、浄全2、45a。  
 (278) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』第一、浄全2、338b。  
 (279) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』二、浄全2、339a-340b。  
 (280) 善導『觀經疏(定善義)』、浄全2、45ab。  
 (281) 元照『觀無量寿仏経義疏』下、浄全5、394a。  
 (282) 『觀仏三味海経』一、大正15、648c。  
 (283) 義山『当麻曼陀羅述獎記』四、十才。  
 (284) 演智『当麻曼茶羅捫象』一三、十九ウ。  
 (285) 『仏說觀仏三味海経』一、大正15、649b。  
 (286) 源信『往生要集』中本、浄全15、80a、81a。  
 (287) 未見。  
 (288) 善導『觀經疏(定善義)』、浄全2、45b。  
 (289) 善導『觀經疏(定善義)』、浄全2、46a。  
 (290) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』二、浄全2、341a。  
 (291) 知礼『觀經疏妙宗抄』五、浄全5、300a。  
 (292) 智顛『菩薩戒義疏』上、大正10、570a。  
 (293) 元照『觀無量寿仏経義疏』下、浄全5、394b-395a。取意。  
 (294) 元照『觀無量寿仏経義疏』下、浄全5、395a。  
 (295) 知礼『觀經疏妙宗抄』四、浄全5、394a。  
 (296) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』、浄全2、341b。  
 (297) 証空『觀經秘決集』十四、大日本仏教全書4、301下。

- (298) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』、浄全2<sup>2</sup> 341b。  
(299) 顯意『觀經正宗分定善義楷定記』五、西山全書7<sup>7</sup> 412  
下か。  
(300) 顯意『觀經正宗分定善義楷定記』五、西山全書7<sup>7</sup> 412<sup>7</sup>。  
(301) 『無量寿経』上、浄全1<sup>1</sup> 9a。  
(302) 元照『觀無量寿仏経義疏』下、浄全5<sup>5</sup> 396a。  
(303) 元照『觀無量寿仏経義疏』中、浄全5<sup>5</sup> 375a。  
(304) 聖阿『觀經疏伝通記糝鈔』一六、浄全3<sup>3</sup> 375a。  
(305) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』、浄全2<sup>2</sup> 342b-343a。  
(306) 良忠『觀經疏伝通記(玄義分)』三、浄全2<sup>2</sup> 145a。  
(307) 聖阿『觀經疏伝通記糝鈔』一五、浄全3<sup>3</sup> 361b。  
(308) 元照『觀無量寿仏経義疏』、浄全5<sup>5</sup> 396b。  
(309) 元照『觀無量寿仏経義疏』、浄全5<sup>5</sup> 398b。  
(310) 善導『觀經疏(定善義)』、浄全2<sup>2</sup> 46b。  
(311) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』一、浄全2<sup>2</sup> 343a。趣意。  
(312) 聖阿『伝通記糝鈔』三九、浄全3<sup>3</sup> 857b。  
(313) 善導『觀經疏(定善義)』、浄全2<sup>2</sup> 46b-47a。  
(314) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』一、浄全2<sup>2</sup> 343a。  
(315) 智顛『摩訶止観』一上、大正46<sup>1</sup> 1c。  
(316) 聖阿『伝通記糝鈔』一、浄全3<sup>3</sup> 265b。  
(317) 聖阿『釈浄土三蔵義』一七、浄全12<sup>12</sup> 200a。  
(318) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』一、浄全2<sup>2</sup> 344b-345a。  
(319) 聖阿『伝通記糝鈔』三九、浄全3<sup>3</sup> 859ab、861ab。  
(320) 良忠『觀經疏伝通記(玄義分)』一、浄全2<sup>2</sup> 92b。同1、  
浄全2<sup>2</sup> 119ab。  
(321) 聖阿『伝通記糝鈔』五、浄全3<sup>3</sup> 138b。同十一、浄全3<sup>3</sup> 264b、265b-266a。  
(322) 聖阿『伝通記糝鈔』三九、浄全3<sup>3</sup> 859a。  
(323) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』一、浄全2<sup>2</sup> 343b。  
(324) 善導『觀經疏(定善義)』、浄全2<sup>2</sup> 47a。  
(325) 善導『觀經疏(定善義)』、浄全2<sup>2</sup> 47a。  
(326) 善導『觀經疏(定善義)』、浄全2<sup>2</sup> 47a。取意。  
(327) 曇鸞『往生論註』、浄全1<sup>1</sup> 231a。  
(328) 聖阿『釈浄土三蔵義』一七、浄全12<sup>12</sup> 200a。  
(329) 竜樹造、筏提摩多訳『釈摩訶衍論』一、大正32<sup>32</sup> 595b。  
(330) 義浄訳『金光明最勝王経』一、大正16<sup>16</sup> 408b。  
(331) 竜樹造、鳩摩羅什訳『十住毘婆沙論』八、大正26<sup>26</sup> 64c。  
(332) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』第二、浄全2<sup>2</sup> 343b-345a。  
(333) 聖阿『伝通記糝鈔』三九、浄全3<sup>3</sup> 860a。  
(334) 支婁迦讖訳『仏説般舟三昧経』、大正13<sup>13</sup> 899b。支婁  
迦讖訳『般舟三昧経』上、大正13<sup>13</sup> 905b。  
(335) 観徹『觀無量寿経合讚』本、選集4<sup>4</sup> 104。  
(336) 鳩摩羅什訳『妙法蓮華経』四、大正9<sup>9</sup> 35b。  
(337) 聖阿『伝通記糝鈔』三九、浄全3<sup>3</sup> 860b。  
(338) 善導『觀經疏(定善義)』、浄全2<sup>2</sup> 47a。  
(339) 曇鸞『往生論註』上、浄全1<sup>1</sup> 231ab。  
(340) 善導『觀經疏(定善義)』、浄全2<sup>2</sup> 47ab。  
(341) 竜樹造、鳩摩羅什訳『大智度論』一、大正25<sup>25</sup> 71c。  
(342) 知空『浄土論註翼解』六、大谷大学図書館所蔵、未見。  
(343) 不詳。  
(344) 曇鸞『往生論註』下、浄全1<sup>1</sup> 238a。  
(345) 善導『觀經疏(定善義)』、浄全2<sup>2</sup> 47b。

- (346) 淨影寺慧遠『觀經義疏』末、淨全<sup>5</sup>、186a。
- (347) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』二、淨全<sup>2</sup>、346a。
- (348) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』二、淨全<sup>2</sup>、346a。
- (349) 日を曰に改める。
- (350) 『觀無量寿經』、淨全<sup>1</sup>、378。
- (351) 『阿弥陀經』淨全<sup>1</sup>、53a。
- (352) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』一、淨全<sup>2</sup>、303a。取意。
- (353) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』2、淨全<sup>2</sup>、347a。
- (354) 知礼『觀經疏妙宗鈔』五、淨全<sup>5</sup>、298a。
- (355) 元照『觀無量寿仏經義疏』、淨全<sup>5</sup>、391b。
- (356) 『觀無量寿經』、淨全<sup>1</sup>、44a。

寺院が関与できる	宗や関連団体が関与できる	NGO/NPOを支援する
自死者法要	宗、教区からの資金援助 東京教区教宣師会→毎年6月10日自死者追悼法要	
LGBTの結婚式	浄土宗平和協会 世界宗教者平和会議 (WCRP)	
	浄土宗人権同和室 同宗連	
	関連資格を持つ教師からの助言と組織化	
保育園・幼稚園 認定こども園	浄土宗保育協会 日本仏教保育協会	
子供110番／寺院境内での 遊びを見守る	浄土宗児童教化連盟	
サラナ親子教室	浄土宗ともいき財団 全国青少年教化協議会	
緊急避難場所として寺院を提供		
	浄土宗ともいき財団	全国浄土宗青年会 あみちゃん基金(「聴導犬普及協会」へ支援金)
一時避難場所提供 防災用品備蓄	浄土宗復興局 滋賀浄青、大分浄青「米一升運動」 全国青少年教化協議会	
遺体安置	全国浄土宗青年会 浄土宗寺院婦人会 増上寺布教師会→「岩沼あかりの会」へ毎年 4回訪問、法話と茶話会 各浄青会員→現地入り、ガレキ撤去、慰霊 法要、遺骨整理清掃 福島浄青「浜〇カフェ」「ふくしまっ子 Smileプロジェクト」	全国浄土宗青年会(被災地へ義捐金送付) 仏教会
広報活動	全日本仏教婦人連盟	アーユス仏教国際ネットワーク
広報活動	浄土宗平和協会	アーユス仏教国際ネットワーク
	浄土宗ともいき財団 全国青少年教化協議会	シャンティ国際ボランティア会
フリーアクセスポイントの設置		東京浄青「いのちの募金」→JVCを通じて「カンボジアの持続的農業と農村開発(SARD)」支援金 東京浄青「いのちの募金」→ユニセフを通じて「ブータン僧侶による保健促進事業」支援金
社会福祉法人の設立・ 維持・運営	浄土宗社会福祉協会 全浄青「ボランティア研修会助成金」による ボランティア活動の啓蒙	東京浄青「歳末助け合い運動」→社会福祉協議会へお寺へ届いたお歳暮などを配布
葬儀・遺骨一時保管 遺骨預かり		ひとさじの会
	浄土宗保護師会 浄土宗教師会 浄土宗民生児童委員協議会 全国教師連盟 全国浄土宗青年会「てらこやフェスタ」(本堂・境内を開放したイベント)を全国で数回 開催 東京教区浅草浄青「茶坊えにし」(茶話会)を 毎月1～2回開催	
子ども会・寄付 地域参加型の儀礼の執行 (地藏盆、各種祈願など) 場所提供	浄土宗ともいき財団	
ボースカウト宗教師寺院提供	浄土宗芸術者協会 浄土宗スカウト連合協議会 仏教スカウト連絡協議会	
境内地の植樹・保護樹木保全 境内地の清掃 ペット供養		アーユス仏教国際ネットワーク

資料① 浄土宗と社会貢献

			僧侶が関与できる	
社会貢献	人権/命	命	自殺者、命終支援	臨床宗教師 自死家族支援
		平和	平和運動、平和アピール、核廃絶運動	
		人権	同和問題、人種差別、LGBT差別、ヘイトスピーチ	
	出産/育児/子育て	出産	不妊相談、不妊治療、マタハラ	
		育児	乳児、保育園、幼稚園、認定こども園	サラナ親子教室・ベビーシッター
		子育て	母子家庭・父子家庭、学童保育、放課後児童	学校応援団
	教育/学校	教育	生涯教育、親子教室(宗教情操教育)	サラナ親子教室
		学校	特別支援学級、フリースクール	学校応援団・読み聞かせ
	障がい/介護	障がい	障害児、知的障害児、生活訓練、移動補助、手話・点字、介助等犬訓練、補装具	点字翻訳
		介護	介護、デイサービス、短期入所、居宅介護、老人福祉、認知症、介護犬等訓練、介護者ケア	
	防災/被災者支援	防災	防災マニュアル、避難場所、備蓄	防災訓練
		被災者支援	救助、緊急医療、遺体安置、葬儀・納骨、復旧支援、復興受託、被災者ケア	葬儀読経ボランティア 募金活動・茶話会
	国際貢献	難民支援	居住施設、宿泊施設、衣食・必需品、難民ケア	募金活動
		留学生	ブックギフト、居住場所、衣食・生活必需品	募金活動
		教育施設	学校建設、図書館、図書、教員派遣、教員訓練	
		インフラ	調査、道路、橋梁、港湾、鉄道、情報網	
	社会福祉	社会福祉	社会福祉法による第1種社会福祉事業施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害者支援施設、婦人保護施設、授産施設	社会福祉士
		生計困難者	居住施設、宿泊施設、衣食・必需品、葬儀・納骨	葬儀ボランティア 孤独死・生活困窮者の葬儀の執行
	地域発展	地域役	自治会役員、民生児童委員、消防団、ライオンズクラブ、ロータリークラブ、保護司、教諭師	社会貢献の為に入会
		イベント	祭り、盆踊り、町おこしイベント、	地域の一員として
芸術/スポーツ	芸術	書道塾、写仏・写経、合唱、ダンス	講師・その紹介	
	スポーツ	ボーイスカウト、野球、サッカー、各種スポーツ	スポーツ推進委員	
自然保護/環境問題	自然保護	自然保護、ビオトープ	掃除	
	環境問題	ゴミ拾い	地域清掃	
動物愛護	ペット	野犬野良猫保護、断種手術		

代を画する時期に新たな展開が計られてきた。しかし、時代の変遷とともに社会のニーズは変化し、その変化に対応して再び新たな展開が必要になって来たと考えられる。

本報告では、第一に狭義の「社会福祉」分野から、広義の社会福祉への展開を提言している。これは社会福祉のニーズが広範囲になり従来の社会福祉六法の範囲に収まりきれないこと、また浄土宗としても複数の局にまたがって広義の社会福祉が行われていることから結論づけられたものである。第二の提言は教化と切り離れた独り立ちした広義の社会福祉である。本報告ではこの活動を「社会貢献」活動と呼んでいる。「社会実践」活動でも、「ともいき」活動でも良いと思われるが、最も一般的に使われている言葉として「社会貢献」を使うことにした。教化と切り離された独り立ちした社会貢献という概念は、例えば災害時の読経ボランティアにおいて読経は望まれているが、布教は望まれていなかったということに象徴される。浄土宗はこれまで社会活動を通じた教化を実践してきたが、これからの社会貢献は教化と切り離されたものになる必要があるということである。第三の提言としては、このような教化と切り離された独り立ちした社会貢献を実施する組織としては、公益財団法人「浄土宗ともいき財団」が最適であるという事である。

今後の浄土宗の社会福祉施策を検討するに当たっては、宗や関連局ばかりでなく、浄土宗ともいき財団を含めた組織の最適化が必要と考えた次第である。個々で検討した内容が今後の宗政に反映されることを望む次第である。

平成29年3月15日

研究主務

総合研究所副所長 今岡達雄

働を行ってもよいだろう。さらに地域ボランティアや災害ボランティアも個々の教師の活動を社会に活かすものである。東日本大震災後のボランティア活動を通じて、包括法人浄土宗としてもいくつかの活動の把握を行っているが、活動の大部分は各教師任せとなっている。教師に実践可能なボランティアや災害時のボランティアの行い方といった情報を提供しつつ、現場の最前線で活躍する教師を包括法人が支援し、活動をしっかりと評価すべきである。

第三は社会貢献事業化支援である。これは先駆的な社会貢献活動への助成を行うとともに、それらの活動をNPOなどとして組織化するための支援を行うものである。例えば「お寺おやつクラブ」は浄土宗教師、寺院の活動として開始され現在は超宗派の活動として組織化されている。このような組織化は、より多くの人々への支援を可能とするものである。様々な場で行われている先駆的な社会貢献活動をピックアップし、組織化の支援を行うことで、資金や人員といった活動そのものを持続させるための資源を確保し、より多くの困窮者にサービスを提供することが可能となる。先駆的な活動は、実績がないため評価されにくい面があるが、このような活動を的確に評価し、資金やノウハウと言った援助を行うことで、浄土宗が間接的に社会貢献活動を行なうことが可能となる。

## おわりに

本プロジェクト報告書は、宗務総長諮問「浄土宗の社会福祉施策の方向性について」に応じて調査分析を行い、社会福祉施策の方向性についての提案を行ったものである。調査分析を行う過程で、浄土宗における社会福祉施策の現状が様々な背景に基づいてもたらされたものであることが明らかになった。浄土宗の社会事業や社会福祉は、開宗750年、800年、850年大遠忌など浄土宗として時

### ③社会貢献事業化支援（様々な実践への援助）

#### —先駆的な社会貢献活動への助成

具体例：米一升運動、お寺おやつクラブ

第一に挙げられるのは①寺院スペースの活用である。これは寺院という場所をソーシャルキャピタルとして開放し、様々な形で活用していくものである。この分野では、すでに浄土宗ともいき財団が「お寺からまちおこし」として「ともいき日高プロジェクト」や「ともいき石見プロジェクト」を行っている。これ等の活動は、寺院を様々な形で地域に開放して、寺院と共に地域の活性化を目指す活動である。また知恩院のおてつき運動の一環である「サラナ親子教室」や「介護者サポートネットワーク ケアむすび」なども寺院を場所として活用する好例であろう。さらに大阪大学が運営する「未来共生災害救援マップ(略称：災救マップ)」<sup>(8)</sup> は、その前身が「宗教者災害救援マップ」であり、これは宗教施設が災害時における避難場所として有用であることを認められたために作成されたものである。災害をはじめとする緊急時に、浄土宗寺院がアジールとなるような活動を推進しつつ、それを支援することは、公益性の高い活動である。

第二は僧侶による活動の支援である。現在、公益教化事業団体として様々な活動を行なう僧侶がネットワークを築いているが、宗派としてはその団体を管理することしかできていない。包括法人浄土宗が、所属教師に対して保護司や民生委員などの活動への参加を推奨することは、社会に対する貢献であるとともに、地域における教師の存在感を高めることにもつながるものである。公益教化事業団体として設置されてはいないが、PTAや町内会などにも積極的な参加を促し、教師が地域のマンパワーとし活動することも考えられる。社会貢献企画調整室はこのような各教師の活動を把握し、功績点の付与などによる評

(8) <http://www.respect.osaka-uac.jp/map/>

活動の提供も行うのである。図②はそのイメージである。

政教分離問題を回避しつつ、浄土宗の意向を踏まえた社会貢献活動を行なうためには、浄土宗ともいき財団との連携は必須であろう。

## 行うべき社会貢献活動

浄土宗の社会貢献企画調整室は浄土宗ともいき財団と連携をしてどのような活動を行なうべきであろうか。当然、社会状況に応じて行うべき活動は変化する。社会貢献活動の中心となるべき社会貢献企画調整室は、時代時代において、諸制度の狭間でサービスを受けることのできない人々に対して、必要とされる支援を届ける必要があり、またその方法を検討しなければならない。「だれに」「なにを」「どのように」支援するかを、時代情勢を踏まえつつ検討するのである。そのためには、現場で活動する人々やマスコミなどから情報を収集し、宗の予算からできうる活動を考え、宗からの直接支援が適当か、あるいは浄土宗ともいき財団を通じた間接的な支援が適当かをその都度検討すべきであろう。このような原則を踏まえたうえで、現在、浄土宗が関与できる社会貢献活動について考えてみよう。

これらの活動は、現状、以下の三種をあげることができよう。

### ①寺院スペースの活用（場所の活用）

—ソーシャルキャピタルとしての寺院活用

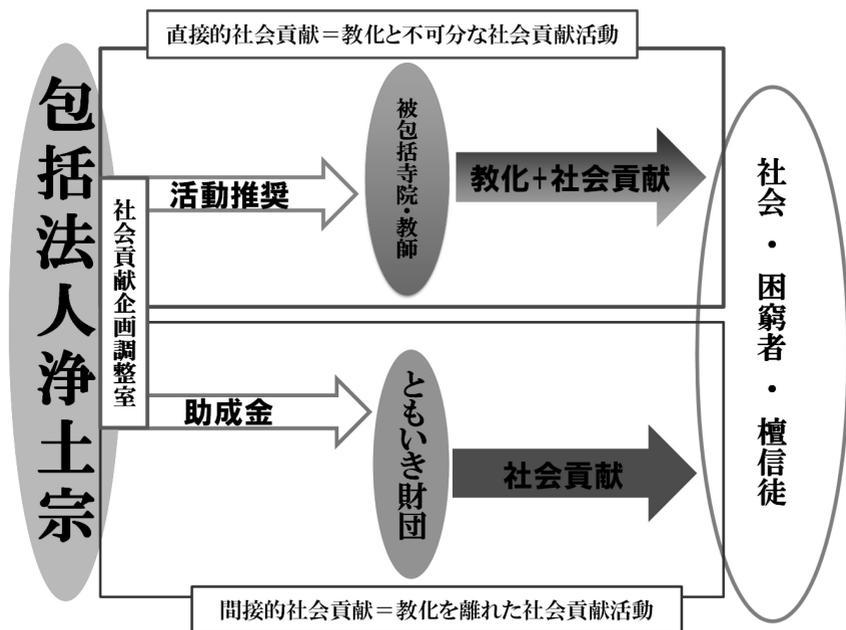
具体例：地域活性化事業協力、親子教室、介護者カフェ

### ②僧侶活動の支援（活躍する人材の応援）

—社会貢献を担うトップランナーの支援

具体例：民生委員、保護司、地域ボランティア、災害ボランティア

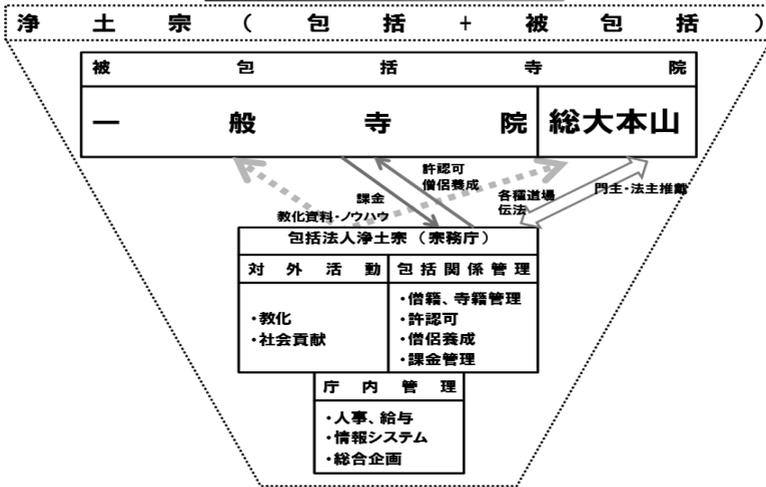
ていくのかということが課題となる。包括法人内におかれる社会貢献企画調整室が宗の社会貢献の中心となるが、宗教法人である「浄土宗」が実際の活動を行なうと、先に述べた政教分離の問題が浮上する。そこで宗に関係が深く、かつ宗教法人ではない組織が実際の窓口となって、浄土宗と連携しながら教化とリンクしない社会貢献活動を行なうことが求められる。浄土宗の現状を鑑みた場合、この窓口の役割を果たしうるのは公益財団法人である「浄土宗ともいき財団」であろう。浄土宗ともいき財団は、浄土宗の名称を関しつつも、公益財団法人であり、教化とリンクしない社会貢献活動を行なう主体にふさわしい。また東京宗務庁に社会貢献企画調整室を設置すれば、連携の容易な環境がすぐに整備される。



社会貢献企画調整室は、社会貢献を通じた教化については諸団体や被包括法人、教師と連携しながら、浄土宗として様々な支援を現場に届けつつ、浄土宗ともいき財団と連携しながら、それを窓口として教化とリンクしない社会貢献

# 一般社会(含檀信徒)

## 教化+社会貢献



このC Iに基づく組織のイメージが図①である。包括法人浄土宗としては、まず人事や給与の計算を行う庁内管理の部署が必要であり、それとともに課金や僧侶養成を担う包括・非包括関係の業務を担う部署と、教化と社会貢献について企画・調整を担う部署が必要とされる。社会貢献の企画・調整部署（仮称：社会貢献企画調整室）は、これまで各局にまたがっていた社会貢献活動にたいする補助金や企画を調整し、浄土宗として戦略的な社会貢献活動の実施を検討することが大きな役割となる。包括法人としてのC Gが確立してこそ、社会貢献という対外的な活動が効率的に実施できるのである。

さて、ここで対外的な活動である社会貢献活動を具体的にどのように実施し

組織目標)を設定する必要がある。教化とリンクしない社会貢献活動実施に当たり、その組織と目標についてコーポレート・ガバナンスとコーポレート・アイデンティティという二つの観点から考えてみよう。

まず浄土宗のC Iは①教化と②社会貢献として設定することができる。先に確認したように21世紀劈頭宣言もこの観点から読み解くことが可能である。宗教法人法第二条<sup>(6)</sup>に定められるように、宗教法人としての浄土宗は、教えを広め、儀式を執行し、信者の教化育成を行うことが目的である。すなわち教化を行うことが浄土宗の本来的な、あるいは第一義的な目的である。それとともに東日本大震災において顕在化したように、現在の社会では宗教教団の宗教性が政教分離原則のもとで問題となる場合や、また超宗教・超宗派的な活動が求められる場合もある<sup>(7)</sup>。それゆえ教化とリンクしない社会貢献活動が要請されるのであり、それがC Iの②社会貢献である。

---

(6) 第二条 この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。

一 礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体

二 前号に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体

(7) 島菌進「第三章 宗教者と研究者の新たな連携—東日本大震災支援活動が拓いた地平」(宗教者災害支援連絡会『災害支援ハンドブック—宗教者の実践とその協働』、春秋社、2016. p.229)

の社会福祉を、教化とリンクしない形でどのように提供すべきであろうか。これを考えるためには、組織の在り方を検討し、今後行うべき活動の方向性を模索する必要がある。ここではまずこれまでの目標を転換する必要性を確認し、その後、目標を達成するための組織の在り方と浄土宗が関わる余地のある社会貢献活動を論じよう。

### 目標の転換

まず社会福祉についての理解を転換する必要がある。これまで宗では社会福祉という概念で、社会に対する活動を提供しようと試みてきた。そのため、社会福祉の専門家の育成や、サービスを提供する施設の設置、あるいはそのような人材や施設の連携が、宗の社会福祉施策として検討されてきた。これらは狭義の社会福祉活動としては評価できるものであるが、その一方で、宗派が行ってきた様々な社会貢献活動を社会福祉として見直す機会を逸してきた。これからは社会貢献活動という枠組みで、従来の諸活動を統括し、教団として社会に対する窓口を有していることを理解する必要がある。そのうえで、教化活動と不可分であった教団の社会貢献活動から、政教分離に付随する支援の障害を減らすために、教化とリンクしない社会貢献活動の提供を検討するべきである。社会福祉から社会貢献に目標を転換することで、サービスの受け手となるターゲットも広がり、様々な困難を抱える人々に必要なサービスを届けることができるようになる。

### 社会貢献を行う組織

教化とリンクしない社会貢献活動は、これまでの浄土宗の中に存在しなかった活動である。それゆえ、この活動を調整する部署が宗務機関内に必要とされる。的確な組織の運営を行うためにはコーポレート・ガバナンス（CG：組織統治）が必要であり、そのためにはコーポレート・アイデンティティ（CI：

社会貢献マトリクスにも明らかなように、浄土宗の社会貢献活動の一つの軸は公益教化事業団体を中心に行われている。これは開宗800年のコンセプトである「教化」について、「公益活動を通じた教化」という方法がこれまで継承されてきたためである。しかしながら、この方法の限界が東日本大震災を契機に露見しつつある。東日本大震災では宗教者や宗教施設が様々な形でボランティア活動を行ない、それが評価を受ける一方で、政教分離も問題視された。自治体の中には、読経ボランティアの火葬場への立ち入りを拒否したところもある<sup>(5)</sup>。このような事例は、災害ボランティアの現場において宗教者が有する宗教性が、公益的な活動の支障となりうる可能性を示すものである。宗教者が宗教者として社会貢献活動を行なうことは大切であるが、活動の現場においては宗教性が思わぬ障害となる場合もある。それゆえ、これまで宗が念頭に置いてきたような、教化を目的とした社会貢献活動とは別に、教化とリンクしない社会貢献活動を提供する準備を浄土宗も行う必要があるだろう。

このような教化とリンクしない社会貢献活動を提供することは、21世紀劈頭宣言にも読み解くことができる。すなわち、劈頭宣言の中で「愚者の自覚を」「家庭にみ仏の光を」は教化と結びつくものであり、また教化とリンクした社会貢献活動の必要性を説くものである。そして「社会に慈しみを」「世界に共生を」は、もちろん浄土宗の教えを広めることによる結果としての社会状況であろうが、この宣言を達成するためには教化とリンクしない社会貢献活動もまた必要とされるところであろう。

#### 4. 浄土宗の施策の方向性

これまで教化と不可分な形で行われてきた浄土宗の社会貢献、すなわち広義

---

(5) 大石眞「第四章 「信教の自由と政教分離原則」再考—東日本大震災の経験を通して」(宗教者災害支援連絡会『災害支援ハンドブック—宗教者の実践とその協働』、春秋社、2016. p.172)

本宗の目的は、宗祖法然上人の立教開宗の精神に則り、本宗の教旨をひろめ、儀式を行い、僧侶、檀信徒その他の者を教化育成し、本宗を護持発展させることにより、世界平和と人類の福祉に寄与するにある

浄土宗の目的は布教や教化、儀式の執行を通して宗門を護持発展させ、「世界平和と人類の福祉に寄与する」ことにある。このコンセプトに基づき、開宗800年を契機に公益教化事業団体を整備し、社会に対する公益活動や社会福祉の提供を通じた教化を試みた。これ等の活動は社会貢献活動として評価することができる。狭義の社会福祉はこの社会貢献活動に包括されるものである。浄土宗では浄土宗社会福祉協会を設立させ、社会福祉施設を中心に社会福祉の提供を行ってきた。このような活動を網羅し、分野別に提示したものが「社会貢献マトリクス」(資料①)である。

社会貢献マトリクスは、横軸として社会貢献の分野を、縦軸として宗派の関与できる度合いをそれぞれ定め、どのような団体がどのような活動を行なっているかを把握するために作成したものである。これをみると「宗や関連団体が関与できる」活動において、浄土宗や宗所属の各種団体、また個々の教師による活動が多岐にわたることが理解される。これまで浄土宗全体として、狭義の社会福祉にとどまらず、種々の社会貢献活動を行なってきたことを把握することは、今後の活動指針を模索するうえでも重要なことである。またこのマトリクスにより、社会福祉をより広い概念である社会貢献活動としてとらえることも可能となる。このマトリクスに掲載された活動の中で、宗の予算がつけられたものを合計すると平成26年度の予算で約1億円<sup>(4)</sup>となり、これは浄土宗の社会貢献活動の規模を客観的に把握するための数値の一つである。

---

(4) なおここに計上された費用は事業費のみであり、それにかかわる人件費は計上されていない。

1. 地域における総合相談・生活支援体制の強化、確立
2. 地域での公益活動の展開強化
3. 福祉サービスの質の向上と社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会の経営管理の強化
4. 福祉の職場の社会的評価の向上、福祉人材の確保・育成・定着の取組強化
5. 大規模災害と防災への対応の強化
6. 地域住民等の地域コミュニティへの参加環境づくり
7. 地域での計画的な福祉基盤の確立と制度改革の働きかけ

これらの課題は、社会福祉法人や社会福祉協議会が、多様な福祉ニーズに対応するために、行政などの相談支援機関に対して横断的な連携を働きかけ、きめ細かなネットワークを形成することで、地域のニーズに即した福祉の提供体制を構築するために掲げられた課題である。

全社協が示すビジョンは、社会福祉法人や社会福祉協議会といった組織を中心としたものであるが、今後の福祉拡充のためには様々な組織が連携し地域社会でのネットワークを形成することで、多様な苦しみを抱える困窮者をいち早く発見し、きめ細かい福祉サービスを提供する必要があることを示している。

### 3. 浄土宗における社会福祉の位置づけ

浄土宗はこれまでに社会事業、社会福祉を行ってきたが、現在、その方向性を見失いつつある。ところで、現在の浄土宗において社会福祉の実践をどのようにとらえるべきであろうか。換言すれば、浄土宗の中において社会福祉はどのように位置づけられるかを、ここで考えておきたい。

これを考えるうえで、まず浄土宗の宗綱第2条2項を確認しよう。

制度外の福祉サービス・活動をまちづくり、地域社会づくりと連動して実施し、要援助者が構成員として受け入れられ、安心して暮らすことのできる地域社会の実現が志向されている。

これは福祉制度の拡充を前提に、専門家や地域社会などの福祉の担い手が連携することで、多様な福祉ニーズを積極的にくみ取り、制度内で対応できるものについては専門家につなぎ、制度で対応できないものについては制度外の福祉サービス・活動の取り組みに結びつけることをめざすものである。それに加え、制度内外の福祉サービス・活動が連携し、地域社会と連動することで安心して生活ができる地域社会を作り上げることを目標としたものである。

「全社協 福祉ビジョン 2011の概要～ともに生きる豊かな福祉社会をめざして～」は、様々な制度間の連携、さらに制度外の福祉サービス・活動と制度内福祉との協力によって、多様な福祉ニーズに応えらるとともに、専門家や地域社会が連動して要援助者を早急に発見し、支援の手を差し伸べることが今後の福祉に求められるもの、と指摘しているといえよう。

また全社協が福祉の担い手として、社会福祉法人や社会福祉協議会、あるいは民生委員・児童委員（協議会）や当事者組織に加え、NPO法人や公益法人などの社会福祉事業等を実施する他の法人、住民・ボランティアをあげていることは注目すべきである。特にNPO法人は「福祉課題・生活課題に柔軟かつ迅速に取り組むことが可能な組織として社会福祉法人とは異なった活動形態により地域社会で重要な役割を發揮」していると指摘されており、社会福祉法人との連携が期待される組織である。これからの福祉は社会福祉法人や社会福祉協議会を中心としつつ、様々な分野で福祉活動を行なう組織が連携することで、より充実した福祉サービスを提供できることが予想されるのである。

このようなビジョンに基づき「全社協 福祉ビジョン2011」第2次行動方針」は以下のような「いま、取り組むべき7つの重要課題」を提示している。

つ人も増えています。

これらの問題発生には、さまざまな要因がありますが、少子高齢化、経済社会の変化などにより、家庭、地域社会、企業等の相互扶助機能が急速に力を失ったことと強くかかわりがあります。そして、これらの問題に既存の社会保障・社会福祉制度は十分に対応しきれていない状況にあります。

このような現状の認識のもとに、全社協は①制度内の福祉サービスの改革②制度外の福祉サービス・活動の開発・実施③社会福祉の担い手として、住民・ボランティアの主体的に参加する環境の整備、が必要であると指摘する。そして、これらの実施を通じて「めざす福祉の姿」を以下の4項目でまとめている。

①社会福祉関係者、住民・ボランティアだけでなく、地域社会のあらゆる構成員が社会福祉の担い手として、それぞれの役割を果たし、連携・協働する体制がある。

②要援助者のニーズに確実に対応する専門的援助が制度内の福祉サービスにより十分に用意されている。そして、制度が対応できないニーズには制度外の福祉サービス・活動の取り組み（開発・実践）が行われている。

③人びとがライフステージを経ていく中で生じるさまざまなニーズ、リスクに的確に対応する支援として福祉サービス・活動が予防も含めて用意されている。とくに、判断能力が不十分なことなどにより、自立生活が困難な人には、権利擁護の仕組みが用意されている。

④各福祉サービス・活動が互いに連携・協働し、要援助者を囲む家族、隣人、友人、地域社会との関係を維持、再構築しながら実施されている。さらに、

て、児童福祉法（昭和22〔1947〕年）、身体障害者福祉法（同24〔1949〕年）、生活保護法（同25〔1950〕年）の福祉三法が制定された。その後も福祉についての法整備は進み、昭和30年代には知的障害者福祉法（同35〔1960〕年）、老人福祉法（同38〔1963〕年）、母子及び寡婦福祉法（同39〔1964〕年）<sup>(2)</sup>が整備され、先の三法と併せて福祉六法と称されている。このような戦後の福祉関係の法体系確立の中で、国は様々な社会保障を設け<sup>(3)</sup>、社会福祉の制度が整備された。しかしながら、現状ではこのような福祉の制度から抜け落ち、福祉サービスを受けることができない人たちが存在し、このような人々に対してサービスを届けることが現在の福祉における課題となっている。この課題と打開策について全国社会福祉協議会の報告書をもとに概観しよう。

### 「全社協 福祉ビジョン2011」についての検討

社会福祉法人である全国社会福祉協議会（以下、全社協）は平成22年（2010）に「全社協 福祉ビジョン 2011 ～ともに生きる豊かな福祉社会をめざして～」において、これからの時代に求められる福祉についてのビジョンを提案している。さらに同27年（2015）には「全社協 福祉ビジョン2011」第2次行動方針において「いま、取り組むべき7つの重要課題」を提示している。前者においては「現在の福祉課題・生活課題」が以下のように提示されている。

わが国は、現在、貧困、虐待、孤立死、自殺、DV（家庭内暴力）被害、ホームレス、ニートなど、解決になかなか至らない深刻な福祉課題・生活課題が噴出しています。中山間部や都市部において、移動や生活物資の確保が困難など日常生活に支障を来している地域が生まれています。国民の間には、こうしたことがいずれ自分自身の問題となるのではないかといった不安を持

---

(2) 平成26年に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」として改正された。

(3) 昭和36年の国民年金制度、平成12年の介護保険制度はその代表であろう。

ぶことはなかった。そして800年大遠忌の事業費は未執行に終わった。「浄土宗社会福祉構想検討委員会」は「社会福祉推進委員会」に発展的に継承されたが、おおよそ10年に及ぶ浄土宗の社会福祉施策の検討は、現段階において事業予算の規模に見合う成果を見いだせない状況である。

## 2. 社会における福祉事業とニーズの変遷

社会事業に端を発し、仏教福祉へと展開した浄土宗の社会貢献活動は、その時代時代の社会のニーズに応える側面があった。ここでは日本の社会福祉について概観し、現在社会福祉において新たなニーズが生まれている現状を確認したい。

まず日本の社会福祉の歴史について明治・大正・昭和初期という区分と、戦後の社会福祉との二つに分けて考察を進めよう。戦前は浄土宗をはじめとする仏教教団が社会事業の名のもとに現在でいう福祉活動を行っていたように、未だ社会福祉という概念が定着していなかった。しかしながら貧困の救済や学校、病院の設立といった福祉活動の萌芽はすでに見て取ることができる。これ等の活動は慈善事業ととらえられ、明治36年には全国の慈善事業家が集まり、日本初の全国的連絡組織「日本慈善同盟会」が設立された。その後、日本慈善同盟会は「中央慈善協会」と改称され、慈善事業についての施策を検討するようになる。大正期に入ると個人を主体として行われていた慈善事業は社会事業と呼ばれるようになり、中央慈善協会は「社会事業協会」と改称される。浄土宗の社会事業についてもこの流れの中に位置づけることができよう。昭和初期には救護法が制定され、民間の社会事業とともに、国も福祉活動を行なうようになる。ここにおいて福祉における国の責任が問われるようになったのである。

戦後は福祉における国の責任が明確にされる。昭和21（1946）年に公布され、翌年から施行された日本国憲法では、第25条において国民の生存権が保証されるとともに、国が社会福祉の向上に努めることが定められた。それを受け

第Ⅱ期は終戦期から平成初期に至る公益教化事業の展開である。浄土宗では開宗800年を迎えるにあたり、戦後、盛んに設立された社会福祉法人や、保護司、教誨師と言った社会貢献活動を組織化した。これは、公益事業を通じた教化を目的としたものであり、開宗800年のコンセプトともいえる教化推進について公益事業を取り込んだものである。この時期に組織化された諸団体（公益教化事業団体）は現在も活動しており、個々の活動は浄土宗の社会貢献活動の一つとして位置づけられるものである。

第Ⅲ期は平成初期から800年大遠忌に至る仏教福祉の具現化を目指した時期である。仏教福祉については昭和37（1962）年に佛教大学内に仏教福祉学部が開設され、また同41（1966）年には日本仏教福祉学会が設立された。学問的な展開は早くから行われ、佛教大学では仏教社会事業研究所から1975年に雑誌『仏教福祉』を刊行し、平成3（1991）年の第17号まで発刊された。浄土宗では、平成7（1995）年に「仏教と社会福祉に関する総合的研究」のプロジェクトが発足、さらに同9（1997）年には佛教大学から刊行されていた雑誌と同名の『仏教福祉』第一号が創刊された。この時期に浄土宗内に仏教福祉が正式に位置づけられたのである。浄土宗では、この間に21世紀劈頭宣言、さらに800年大遠忌に向けた様々な事業計画を作成し始め、この一環として「浄土宗社会福祉構想検討委員会」による議論を通じて社会福祉事業が計画された。佛教大学で仏教福祉を研究するとともに、その組織化に尽力した水谷幸正が総合研究所所長、さらに宗務総長として800年大遠忌を目標に自身が半生を傾けた仏教福祉の具現化を目指したのがこの時期である。

第Ⅳ期は800年大遠忌以降の福祉施策の混迷期である。水谷が目指した仏教福祉の具現化は、平成25（2013）年に『仏教福祉』が廃刊、そして同年の三月議会において新谷災害復興事務局長兼社会福祉推進事務局長の「社会福祉活動もしくは社会福祉事業で、どの分野に特化するのかということについての結論には達してございません」という発言に見て取ることができるように、実を結

第Ⅰ期 「社会事業」の推進（黎明期）

渡辺海旭、矢吹慶輝など留学僧の活躍

第Ⅱ期 公益教化事業の展開（発展期）

保護司会や教誨師会など社会事業を通じた教化の推進

第Ⅲ期 仏教福祉の具現化（展開期）

水谷幸正による「仏教福祉」の具現化

第Ⅳ期 福祉施策の混迷期（混迷期）

ヴィジョンと実践の模索

この四つの時期は、それぞれ社会貢献活動の黎明期、発展期、展開期、混迷期としてとらえることができる。

第Ⅰ期は明治期から終戦に至る「社会事業」の推進期であり、渡辺海旭や矢吹慶輝などの留学僧が、海外滞在中の知見をもとに社会事業を行った時期である。渡辺の活動は宗祖700年大遠忌を迎えるにあたり、「明照」の大師号加諡の「聖恩」に応えるために開始されたものであり、その後に大きな影響を与えたと評価することができよう<sup>(1)</sup>。現在でも、浄土宗は「社会事業宗」であるという認識が散見されるが、これはこの時期の活動がその後の浄土宗に大きな影響を与えた一つの証である。渡辺、矢吹の社会事業の教えは長谷川良信へと継承され、戦後の浄土宗の活動に発展していく。

---

(1) 「浄土宗労働共済会規則 第一章 名称及一 第一條 本会は浄土宗労働共済会と称し宗祖大師七百年遠忌に際し徽号宣下の聖恩に奉答せんが為に組織す」(『浄土教報』949号、明治44年4月3日発刊。原文のカタカナ・旧字を適宜、平仮名・新字に改めた)

ランティアで実証されたように、被災者に必要とされるのは教化を伴わない社会貢献である。念仏を勧めるための災害ボランティアではなく、念仏教化から切り離されたボランティアである。

これからの社会貢献は、教化とは切り離された独り立ちした社会貢献が求められている。

このような社会貢献を推進する実施母体としては（公益財団法人）ともいき財団が最適である。宗内で行われている社会貢献業務を、財団を通じて行う。

以上

## 「社会福祉施策の方向性について」プロジェクト報告書

### 1. 浄土宗の社会福祉の歴史

浄土宗の社会福祉の歴史を考究すれば、当然、宗祖である法然や高祖善導にその源流を求めることができる。さらには二祖聖光や三祖良忠をはじめ、様々な僧侶の活動の中に今でいう所の社会福祉的な営みを看取することも可能であろう。しかしながら、現在の浄土宗教団にとって社会福祉活動の直接的な淵源は、明治から大正にかけて行われた「社会事業」活動にあるといえよう。渡辺海旭を嚆矢として、矢吹慶輝や長谷川良信によって展開された諸活動は浄土宗の社会事業として、今なお浄土宗が社会福祉をはじめとする社会貢献活動を行なう際の重要なモデルとみなされている。それゆえ浄土宗の社会貢献活動の歴史について、明治期を起点としてまとめることは、今後の展望を考えるうえでも有用なものとなろう。

さて、明治期を起点とした浄土宗の社会貢献活動の歴史は、以下のように四つの時期に大別して考察することができよう。

われている社会貢献事業を、統合的に戦略性を持って行ったならば、一般社会から見た浄土宗の評価が高まるに違いない。ここに「光り輝く浄土宗」具現化の方向がある。

宗綱第二条第2項に次のように掲げられている。

「2 本宗の目的は、宗祖法然上人の立教開宗の精神に則り、本宗の教旨をひろめ、儀式を行い、僧侶、檀信徒その他の者を教化育成し、本宗を護持発展させることにより、世界平和と人類の福祉に寄与するにある。」

この第2項は、従来は①教化の推進による本宗の発展、②世界平和と人類福祉への寄与、と捉えられていた。これを2つの目的と読み替える、①教化推進(僧侶、檀信徒、その他の者の教化)、②社会貢献(世界平和と人類福祉への寄与)。

#### 21世紀壁頭宣言の位置づけ

患者の自覚を、家庭にみ仏の光を	→ 教化推進
社会に慈しみを、世界に共生を	→ 社会貢献

### (2) 社会貢献事業の司令塔

社会福祉推進事務局を発展的に解消し社会貢献事務局を設ける。社会貢献マトリクスに示される既存部局の業務を統合し、企画立案調整機能を社会貢献事務局に置く。

### (3) 社会貢献事業は「ともいき財団」で実施する

これまで、教化推進と社会貢献はセットで行うことであるとされてきた。つまり、社会貢献するのは教化推進に役立つからである。僧侶や寺院が行う社会貢献は、教化推進につながる必要があると考えられてきた。しかし、災害ボ

運営を試みた。

残念ながらこの構想は実現せず。施設建設に充当される資金が未執行のまま残ることとなった。社会福祉推進事務局では、社会福祉推進委員会の審議を経て平成27年に『浄土宗における社会福祉推進の事業』について』事業構想を策定しているが、明確な事業戦略が示されていないと感じるものになっている。

## 今後の施策の方向性

社会福祉施設の建設が不調に終わった原因は、社会福祉施設に関する社会のニーズが変化したからである。社会福祉関連の国家予算の加速度的増大に歯止めを掛けるために、種々の政策転換が行われた。補助金の縮減と規制緩和による民間企業の参入、大規模施設から多様なニーズに対応した小規模施設の増加、施設型社会福祉から福祉サービス従業者の支援への移行といった大きな環境変化があった。また袋中園と浄土宗との関係でも分かるように、継続的に宗として事業運営に関与することは困難であり、福祉事業を行う社会福祉法人設立から施設建設・運営まで自主的に行うものへの支援を行う程度のことしか出来ない。

それでは継続的に浄土宗が関与できる社会福祉とはどのようなものであろうか。

### (1) 社会福祉から社会貢献への転換

本プロジェクトでは浄土宗が行っている社会福祉関連の事業を見直してみた。これが社会貢献マトリックスである。この中で社会福祉は極めて狭い範囲の活動であり、実際にはもっと幅広い様々な社会貢献事業を行っていることが分かった。しかしながら、これらを担当している部局あるいは関連諸団体において、社会貢献事業を行っているという意識がなく、与えられた部局の分掌事項や関連諸団体の規則の中で活動を行っているだけである。これらバラバラに行

## 社会福祉施策の方向性について（概要）

浄土宗総合研究所副所長 今岡達雄

### 浄土宗の社会福祉の歴史的展開

浄土宗の社会福祉は、渡辺海旭、矢吹慶輝など宗費海外留学僧による、欧米でのキリスト教的慈善事業を日本国内へ導入することによって始まった。明治政府は富国強兵・殖産興業の下、欧米の社会システムの導入を行ったが、社会福祉については篤志家や宗教団体の役割が大きかった。この時期、浄土宗は仏教教団の中では活発に活動して「社会事業宗」とも呼ばれ、開宗750年事業の一つとして採りあげられた。

第二次世界大戦後の社会体制の変化に伴って、政府は社会福祉三法、社会福祉六法など社会福祉の法的整備を行い、社会福祉が国家政策の一つに位置づけられるようになった。民生委員、児童委員、保護司等の僧侶による社会活動が積極的に行われるようになった。合同後の浄土宗では、社会事業を通じた教化推進が重視され、開宗800年事業の一つとして公益教化事業団体の設立が推進された。

水谷幸正第6代佛教大学学長（1979年就任）は仏教福祉の重要性を指摘し、平成5年に浄土宗総合研究所長になると研究誌「仏教福祉」を佛大から総合研究所に移し、総合研究所を仏教福祉の拠点とした。水谷は平成12年に浄土宗宗務総長に就任し、浄土宗基本構想の策定に当り、その一環として社会福祉推進事務局をつくり、社会福祉構想検討委員会を発足させた。社会福祉事業構想は法然上人800年大遠忌事業の一つとなり、5億円の規模で社会福祉施設の建設と

本プロジェクトは、浄土宗の社会福祉での関与の歴史的展開を踏まえた上で、最近の社会変化と社会福祉ニーズの変化を分析した。一方、浄土宗における社会福祉施策の展開の経緯、現状における社会福祉関連施策の実施状況等を分析し、今後の浄土宗の社会福祉政策のあり方についての提言を行ったものである。本報告が浄土宗の施策立案の一助となることを願う次第である。

平成29年3月15日

研究担当者

主務	副所長	今岡達雄
研究員	主任研究員	戸松義晴
	主任研究員	袖山栄輝
	主任研究員	齋藤舜健
	専任研究員	後藤真法
	専任研究員	西城宗隆
	嘱託研究員	石田一裕

## はじめに

本プロジェクトは、宗務総長諮問「浄土宗の社会福祉施策の方向性について」に応じて調査分析を行い、社会福祉施策の方向性についての提案を行うものである。浄土宗総合研究所では平成26年度から宗務課題に対応した単年度プロジェクトを実施しており、平成26年度には宗務総長から「広報のあり方について」、「教化センターのあり方について」、平成27年度には教学局より「法然上人の教科書記述研究」「僧侶学の構築」の調査研究を行ってきた。本プロジェクトのテーマである社会福祉施策の方向性に関しては、平成26年当時、宗務総長より調査分析の要望が示されていたが、当研究所のキャパシティを越えるため積み残されたものである。また、27年度には教科書記述、教化研修会館に伴う教師研修プログラムに関する調査分析が要請されたため、遅ればせながら平成28年度プロジェクトとして実施したものである。

さて、浄土宗は明治から大正・昭和にかけて渡辺海旭、矢吹慶輝、長谷川良信等の諸師が社会事業や慈善事業において活躍し、社会事業宗と呼ばれていた。戦後になって社会体制が変わり社会福祉三法、社会福祉六法などの法的整備が行われ、国家や自治体によって社会福祉施設が整備されるようになった。これに対応して民生委員・児童委員・保護司などの僧侶の社会活動、幼稚園・保育園、児童養護・母子生活支援などの社会福祉施設整備に寺院も一定の役割を演じてきた。

しかし最近になって、国家的な社会福祉政策の充実に伴って、寺院や僧侶に期待される社会福祉機能は変化してきたように思われる。最近では、これまでの社会福祉政策では対応することの出来ない、貧困、孤立死、ニート、引きこもり、乳幼児虐待、老人虐待、家庭内暴力等が顕在化し、新たな社会問題となりつつある。このような社会問題は社会福祉ニーズにも大きな変化をもたらしている。

宗務総長諮問プロジェクト

「社会福祉施策の方向性について」

成果報告書

---

目次

はじめに .....	21
社会福祉施策の方向性について（概要） .....	23
「社会福祉施策の方向性について」プロジェクト報告書 .....	26
1. 浄土宗の社会福祉の歴史 .....	26
2. 社会における福祉事業とニーズの変遷 .....	29
「全社協 福祉ビジョン2011」についての検討 .....	30
3. 浄土宗における社会福祉の位置づけ .....	33
4. 浄土宗の施策の方向性 .....	35
目標の転換 .....	36
社会貢献を行う組織 .....	36
行うべき社会貢献活動 .....	40
おわりに .....	42

- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化  
(総合研究所)
- 21日
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究 (総合研究所)
- ・浄土宗基本典籍の翻訳 (日常勤行式)  
(総合研究所分室)
- 24日
- ・浄土宗における社会実践(カウンセリング)  
研究会 (浄土宗宗務庁 道場)
- 27日
- ・教学研究 I (総合研究所)
- ・次世代継承に関する研究 (総合研究所)
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化  
(総合研究所)
- ・法式研究(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
- ・現代における老いと仏教  
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・法然上人御法語研究会 (総合研究所)

### 3月

- 3日
- ・布教研究 (総合研究所)
- 6日
- ・浄土宗における社会実践(カウンセリング)  
研究会 (浄土宗宗務庁)
- ・現代における老いと仏教 (浄土宗宗務庁)
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化  
(総合研究所)
- ・次世代継承に関する研究 (総合研究所)
- ・法然上人御法語研究会 (浄土宗宗務庁)
- ・教学研究 I (総合研究所)
- ・法式研究 (総合研究所)
- 7日
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究 (総合研究所)
- 10日

- ・布教研究(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)  
10-11日
- ・浄土宗における社会実践(カウンセリング)  
研究会 (岡山教区・清雲寺)  
13日
- ・教学研究 I (総合研究所)
- ・次世代継承に関する研究 (総合研究所)
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化  
(総合研究所)
- 14日
- ・現代における老いと仏教  
(東京教区・香念寺)
- 15日
- ・僧侶養成に係る総合的研究
- 16日
- ・現代における老いと仏教  
(東京教区・香念寺)
- 27日
- ・檀信徒向けスマートフォンアプリに関する  
研究会 (総合研究所)
- 28日
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究 (総合研究所)
- 30日
- ・災害対応の総合的研究  
(熊本・千日院、往生院)
- 31日
- ・布教研究 (総合研究所)

17日

- ・浄土宗基本典籍の英訳研究（総合研究所）
- ・僧侶養成に係る総合的研究  
（教化研修会館 多目的ホール）

18日

- ・教学研究Ⅱ（総合研究所分室）

23日

- ・社会福祉施策の方向性について  
（浄土宗宗務庁 東京第1会議室）
- ・浄土宗における社会実践（カウンセリング）  
研究会（総合研究所）
- ・法然上人御法語研究会（総合研究所）
- ・現代における老いと仏教  
（浄土宗宗務庁 東京第2会議室）
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化  
（総合研究所）

- ・教学研究Ⅰ（総合研究所）
- ・次世代継承に関する研究（総合研究所）

24日

- ・浄土宗基本典籍の英訳研究  
（総合研究所分室）

27日

- ・布教研究（総合研究所）

30日

- ・法然上人御法語研究会（総合研究所）
- ・社会福祉施策の方向性について  
（総合研究所）
- ・教学研究Ⅰ（総合研究所）

- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化  
（総合研究所）

- ・現代における老いと仏教  
（浄土宗宗務庁 東京第1応接室）

31日

- ・浄土宗基本典籍の英訳研究（総合研究所）
- ・教学研究Ⅱ（総合研究所分室）

2月

1日

- ・教学研究Ⅱ（総合研究所分室）

3日

- ・布教研究（総合研究所）

6日

- ・災害対応の総合的研究  
（浄土宗宗務庁 第1応接室）

- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化  
（総合研究所）

- ・社会福祉施策の方向性について  
（総合研究所）

7日

- ・浄土宗基本典籍の英訳研究（総合研究所）

9日

- ・次世代継承に関する研究（総合研究所）
- ・浄土宗基本典籍の翻訳（日常勤行式）  
（総合研究所分室）

10日

- ・布教研究（総合研究所）

13日

- ・教学研究Ⅰ（総合研究所）
- ・法然上人御法語研究会（総合研究所）
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化  
（総合研究所）

- ・現代における老いと仏教  
（浄土宗宗務庁 東京第2会議室）

- ・社会福祉施策の方向性について  
（総合研究所）

14日

- ・浄土宗基本典籍の英訳研究（総合研究所）

16日

- ・社会福祉施策の方向性について  
（総合研究所）

- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化  
(総合研究所)
- ・法式研究 (浄土宗宗務庁 道場)
- 29日
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究 (総合研究所)
- 30日
- ・教学研究Ⅱ (総合研究所分室)

## 12月

- 2日
- ・布教研究 (総合研究所)
- 5日
- ・法然上人御法語研究会 (総合研究所)
- ・災害対応の総合的研究 (熊本大学)
- ・次世代継承に関する研究 (総合研究所)
- ・現代における老いと仏教 (総合研究所)
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化  
(総合研究所)
- 6日
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究 (総合研究所)
- 7日
- ・教学研究Ⅱ (総合研究所分室)
- 9日
- ・布教研究 (総合研究所)
- 12日
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究  
(総合研究所分室)
- ・次世代継承に関する研究 (総合研究所)
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化  
(総合研究所)
- ・現代における老いと仏教 (総合研究所)
- 13日
- ・教学研究Ⅱ (研修会館小研修室)
- ・僧侶養成に係る総合的研究  
(研修会館小研修室)

- 14日
- ・教学研究Ⅱ (総合研究所分室)
- 19日
- ・浄土宗における社会実践(カウンセリング)研究会  
(総合研究所)
- ・法然上人御法語研究会 (総合研究所)
- ・次世代継承に関する研究 (総合研究所)
- ・社会福祉施策の方向性について  
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化  
(総合研究所)
- 20日
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究 (総合研究所)
- ・教学研究Ⅱ (総合研究所分室)
- 22日
- ・布教研究 (総合研究所)
- 27日
- ・浄土宗基本典籍の翻訳 (日常勤行式)  
(総合研究所分室)

## 1月

- 10日
- ・布教研究 (総合研究所)
- 11日
- ・教学研究Ⅱ (総合研究所分室)
- 13日
- ・布教研究 (総合研究所)
- 16日
- ・法然上人御法語研究会 (総合研究所)
- ・次世代継承に関する研究 (総合研究所)
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化  
(総合研究所)
- ・浄土宗基本典籍の翻訳 (日常勤行式)  
(総合研究所分室)
- ・法式研究(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)

18日

- ・ 教学研究Ⅱ (総合研究所分室)

19日

- ・ 教学研究Ⅱ (総合研究所分室)

24日

- ・ 浄土宗における社会実践(カウンセリング)研究会 (浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・ 教学研究Ⅰ (総合研究所)
- ・ 浄土宗基本典籍の電子テキスト化 (総合研究所)

25日

- ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究 (総合研究所)
- ・ シンポジウム打ち合わせ (総合研究所分室)

26日

- ・ 教学研究Ⅱ (総合研究所分室)

28日

- ・ 浄土宗基本典籍の電子テキスト化 (総合研究所)

31日

- ・ 浄土宗における社会実践(カウンセリング)研究会 (浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・ 法然上人御法語研究会 (総合研究所)
- ・ 次世代継承に関する研究 (総合研究所)
- ・ 現代における老いと仏教 (総合研究所)

## 11月

1日

- ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究 (総合研究所)

4日

- ・ 災害対応の総合的研究 (福岡・林鐘院)

7日

- ・ 浄土宗における社会実践(カウンセリング)研究会 (総合研究所)
- ・ 教学研究Ⅰ (総合研究所)
- ・ 次世代継承に関する研究 (総合研究所)

- ・ 浄土宗基本典籍の電子テキスト化 (総合研究所)

- ・ 法式研究 (浄土宗宗務庁 道場)

8日

- ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究 (総合研究所)
- ・ 災害対応の総合的研究 (総合研究所)
- ・ 現代における老いと仏教 (NPOケアラズカフェみちくさ亭)
- ・ 僧侶養成に係る総合的研究 (総合研究所分室)

11日

- ・ 布教研究 (総合研究所)

14日

- ・ 法然上人御法語研究会 (総合研究所)
- ・ 次世代継承に関する研究 (総合研究所)
- ・ 社会福祉施策の方向性について (浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・ 浄土宗基本典籍の電子テキスト化 (総合研究所)

15日

- ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究 (総合研究所)
- ・ 浄土宗基本典籍の翻訳 (日常勤行式) (総合研究所分室)

16日

- ・ 現代における老いと仏教 (東京・香念寺)
- ・ シンポジウム打ち合わせ (午前) (総合研究所分室)

- ・ シンポジウム打ち合わせ (午後) (京都・華頂大学)

21日

- ・ 法然上人御法語研究会 (総合研究所)
- ・ 次世代継承に関する研究 (総合研究所)

22日

- ・ 公開シンポジウム (京都宗務庁講堂)

28日

- ・シンポジウム打ち合わせ(総合研究所分室)
- ・教学研究Ⅱ (総合研究所分室)  
31日
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化  
(総合研究所)

## 9月

- 5日
- ・社会福祉施策の方向性について  
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- 6日
- ・シンポジウム打ち合わせ(総合研究所分室)
- 9日
- ・布教研究 (総合研究所)
- 12日
- ・浄土宗における社会实践(カウンセリング)  
研究会 (浄土宗宗務庁 東京第2応接室)
- ・教学研究Ⅰ (総合研究所)
- ・次世代継承に関する研究  
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化  
(総合研究所)
- ・現代における老いと仏教  
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- 14日
- ・法式研究 (総合研究所分室)
- 20日
- ・現代における老いと仏教 (総合研究所)
- 26日
- ・浄土宗における社会实践(カウンセリング)  
研究会 (浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
- ・法然上人御法語研究会 (総合研究所)
- ・次世代継承に関する研究 (総合研究所)
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化  
(総合研究所)

- ・法式研究 (総合研究所)  
27日
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究 (総合研究所)
- ・シンポジウム打ち合わせ(総合研究所分室)
- ・教学研究Ⅱ (総合研究所分室)

## 10月

- 3日
- ・教学研究Ⅰ (総合研究所)
- ・次世代継承に関する研究  
(浄土宗宗務庁 第1応接室)
- ・現代における老いと仏教 (総合研究所)
- ・シンポジウム打ち合わせ(総合研究所分室)
- 4日
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究 (総合研究所)
- ・僧侶養成に係る総合的研究  
(総合研究所分室)
- 7日
- ・布教研究 (総合研究所)
- 11日
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究 (総合研究所)
- ・浄土宗基本典籍の翻訳(日常勤行式)  
(総合研究所分室)
- ・シンポジウム打ち合わせ(総合研究所分室)
- 12日
- ・教学研究Ⅱ (総合研究所分室)
- 14日
- ・布教研究 (総合研究所)
- 17日
- ・法然上人御法語研究会 (総合研究所)
- ・次世代継承に関する研究 (総合研究所)
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化  
(総合研究所)
- ・社会福祉施策の方向性について  
(総合研究所)

12日

- ・シンポジウム打ち合わせ(総合研究所分室)
- ・僧侶養成に係る総合的研究  
(総合研究所分室)

19日

- ・浄土宗基本典籍の英訳研究(総合研究所)
- ・教学研究Ⅱ(教化研修会館 多目的ホール)
- ・シンポジウム打ち合わせ(総合研究所分室)

20日

- ・浄土宗基本典籍の英訳研究(総合研究所)
- ・教学研究Ⅱ(総合研究所分室)

22日

- ・浄土宗基本典籍の英訳研究(総合研究所)
- ・布教研究(総合研究所 第1応接室)

23日

- ・浄土宗基本典籍の英訳研究(総合研究所)

25日

- ・浄土宗基本典籍の英訳研究(総合研究所)
- ・浄土宗における社会実践(カウンセリング)研究会(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
- ・教学研究Ⅰ(総合研究所)
- ・法然上人御法語研究会(総合研究所)
- ・災害対応の総合的研究

(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)

- ・次世代継承に関する研究  
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・現代における老いと仏教(総合研究所)

26日

- ・浄土宗基本典籍の英訳研究(総合研究所)
- ・シンポジウム打ち合わせ  
(教化研修会館 多目的ホール)
- ・浄土宗基本典籍の翻訳(日常勤行式)  
(総合研究所分室)

27日

- ・浄土宗基本典籍の英訳研究(総合研究所)

28日

- ・浄土宗基本典籍の英訳研究(総合研究所)

29日

- ・浄土宗基本典籍の英訳研究(総合研究所)

## 8月

1日

- ・災害対応の総合的研究  
(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)

- ・次世代継承に関する研究  
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)

- ・現代における老いと仏教  
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)

7日

- ・法式研究(総合研究所)

8日

- ・法然上人御法語研究会(総合研究所)

10日

- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化  
(総合研究所分室)

18日

- ・布教研究(総合研究所)

22日

- ・法然上人御法語研究会(総合研究所)
- ・社会福祉施策の方向性について  
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)

- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化  
(総合研究所)

23日

- ・シンポジウム打ち合わせ(総合研究所分室)

29日

- ・法然上人御法語研究会(総合研究所)
- ・現代における老いと仏教(総合研究所)
- ・布教研究(総合研究所)

30日

- ・社会福祉施策の方向性について  
(総合研究所)
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化  
(総合研究所)
- ・現代における老いと仏教  
(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
- 14日
- ・シンポジウム打ち合わせ(総合研究所分室)
- ・教学研究Ⅱ(教化研修会館 多目的ホール)
- 17日
- ・布教研究 (総合研究所)
- 20日
- ・教学研究Ⅰ(午前) (総合研究所)
- ・教学研究Ⅰ(午後) (総合研究所)
- ・災害対応の総合的研究  
(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
- ・次世代継承に関する研究  
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- 21日
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究(総合研究所)
- ・シンポジウム打ち合わせ(総合研究所分室)
- ・教学研究Ⅱ (総合研究所分室)
- 22日
- ・法式研究 (総合研究所分室)
- 23日
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究(総合研究所)
- 24日
- ・布教研究  
(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
- 27日
- ・浄土宗における社会实践(カウンセリング)  
研究会(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
- ・教学研究Ⅰ (総合研究所)
- ・法然上人御法語研究会 (総合研究所)
- ・次世代継承に関する研究

- (浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化  
(総合研究所)
- ・法式研究 (総合研究所)
- ・現代における老いと仏教  
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- 28日
- ・浄土宗基本典籍の翻訳(日常勤行式)  
(総合研究所分室)
- ・シンポジウム打ち合わせ(総合研究所分室)
- ・教学研究Ⅱ (総合研究所分室)
- 29日
- ・教学研究Ⅱ (総合研究所分室)

## 7月

- 4日
- ・法然上人御法語研究会 (総合研究所)
- ・次世代継承に関する研究 (総合研究所)
- ・社会福祉施策の方向性について  
(総合研究所)
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化  
(総合研究所)
- ・法式研究 (浄土宗宗務庁 第1応接室)
- 5日
- ・教学研究Ⅱ (総合研究所分室)
- ・僧侶養成に係る総合的研究  
(教化研修会館 多目的ホール)
- 6日
- ・教学研究Ⅱ (総合研究所分室)
- ・僧侶養成に係る総合的研究  
(滋賀教区教務所)
- 11日
- ・法然上人御法語研究会 (総合研究所)
- ・次世代継承に関する研究  
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)

11日

- ・ 法式研究 (総合研究所)

13日

- ・ 布教研究 (総合研究所)

16日

- ・ 浄土宗における社会実践(カウンセリング)研究会 (浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
- ・ 法然上人御法語研究会 (総合研究所)
- ・ 災害対応の総合的研究 (浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
- ・ 次世代継承に関する研究 (浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・ 浄土宗基本典籍の電子テキスト化 (総合研究所)

17日

- ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究 (総合研究所)
- ・ シンポジウム打ち合わせ(総合研究所分室)

20日

- ・ 布教研究 (総合研究所)

23日

- ・ 浄土宗における社会実践(カウンセリング)研究会 (浄土宗宗務庁 東京第2応接室)
- ・ 法然上人御法語研究会 (総合研究所)
- ・ 次世代継承に関する研究 (総合研究所)
- ・ 浄土宗基本典籍の電子テキスト化 (総合研究所)

- ・ 現代における老いと仏教 (浄土宗宗務庁 東京第2会議室)

24日

- ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究 (総合研究所)
- ・ シンポジウム打ち合わせ(総合研究所分室)
- ・ 浄土宗基本典籍の翻訳 (日常勤行式) (総合研究所分室)
- ・ 僧侶養成に係る総合的研究 (総合研究所分室)

30日

- ・ 教学研究 I (総合研究所)
- ・ 法式研究 (浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
- ・ 現代における老いと仏教 (総合研究所)

## 6月

2日

- ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究 (総合研究所)

3日

- ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究 (総合研究所)

6日

- ・ 浄土宗における社会実践(カウンセリング)研究会 (浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・ 教学研究 I (午前) (総合研究所)
- ・ 教学研究 I (午後) (総合研究所)
- ・ 次世代継承に関する研究 (浄土宗宗務庁 東京第1会議室)

- ・ 浄土宗基本典籍の電子テキスト化 (総合研究所)

7日

- ・ 教学研究 I (総合研究所)
- ・ 僧侶養成に係る総合的研究 (総合研究所分室)
- ・ シンポジウム打ち合わせ(総合研究所分室)

8日

- ・ 教学研究 I (総合研究所)

9日

- ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究 (総合研究所)

10日

- ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究 (総合研究所)
- ・ 布教研究 (総合研究所)

13日

- ・ 教学研究 I (午前) (総合研究所)
- ・ 教学研究 I (午後) (総合研究所)
- ・ 法然上人御法語研究会 (総合研究所)

## 平成28年度 浄土宗総合研究所活動一覧

4月		5月	
4日	・ 社会福祉施策の方向性について (総合研究所)	19日	・ 浄土宗基本典籍の翻訳 (日常勤行式) ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究 (総合研究所)
11日	・ 教学研究Ⅰ (総合研究所) ・ 法然上人御法語研究会 (総合研究所) ・ 次世代継承に関する研究 (総合研究所) ・ 現代における老いと仏教 (浄土宗宗務庁 東京第2会議室)	20日	・ 災害対応の総合的研究 (総合研究所) ・ 布教研究 (総合研究所)
12日	・ 浄土宗基本典籍の英訳研究 (総合研究所) ・ 教学研究Ⅱ(教化研修会館 多目的ホール) ・ 僧侶養成に係る総合的研究 (教化研修会館 多目的ホール) ・ 浄土宗基本典籍の翻訳(日常勤行式) (教化研修会館 多目的ホール)	25日	・ 法然上人御法語研究会 (総合研究所) ・ 次世代継承に関する研究 (総合研究所) ・ 浄土宗基本典籍の電子テキスト化 (総合研究所)
14日	・ 法式研究 (総合研究所分室)	26日	・ 浄土宗基本典籍の英訳研究 (総合研究所) ・ 布教研究 (総合研究所) ・ 教学研究Ⅱ (総合研究所分室)
18日	・ 浄土宗における社会实践(カウンセリング)研究会 (浄土宗宗務庁 東京第1応接室) ・ 法然上人御法語研究会 (総合研究所) ・ 災害対応の総合的研究 (浄土宗宗務庁 東京第1会議室) ・ 浄土宗基本典籍の電子テキスト化 (総合研究所) ・ 現代における老いと仏教 (浄土宗宗務庁 東京第2会議室)	2日	・ 法然上人御法語研究会 (総合研究所)
		9日	・ 教学研究Ⅰ (総合研究所) ・ 法然上人御法語研究会 (総合研究所) ・ 社会福祉施策の方向性について (総合研究所) ・ 浄土宗基本典籍の電子テキスト化 (総合研究所)
		10日	・ 浄土宗基本典籍の英訳研究 (総合研究所) ・ 教学研究Ⅱ (総合研究所分室) ・ シンポジウム運営 (総合研究所分室)

【基礎研究】基礎研究プロジェクト 教学研究Ⅰ（東京）

主 務	柴田泰山		
研究員	袖山榮輝	佐藤堅正	齊藤舜健
嘱託研究員	坂上雅翁	石上壽應	工藤量導
	石田一裕		
研究スタッフ	大橋雄人	杉山裕俊	

【基礎研究】基礎研究プロジェクト 教学研究Ⅱ（京都分室）

研究代表	藤本浄彦		
主 務	齊藤舜健		
研究員	市川定敬	井野周隆	田中芳道
	八橋秀法		
嘱託研究員	曾田俊弘	伊藤茂樹	南 宏信
	米澤実江子		
研究スタッフ	西本明央	角野玄樹	岩谷隆法
	永田真隆		

【応用研究】 応用研究プロジェクト 浄土宗基本典籍の英訳研究

主 務	戸松義晴		
研究員	佐藤堅正		
嘱託研究員	北條竜士	石田一裕	Jonathan Watts
研究スタッフ	高瀬顕功	小林惇道	平間理俊
	松濤芙紀		

【応用研究】 応用研究プロジェクト 浄土宗基本典籍の翻訳（日常勤行式）

研究代表	戸松義晴		
主 務	市川定敬		
研究員	井野周隆	齊藤舜健	田中芳道
	八橋秀法		
嘱託研究員	南 宏信	米澤実江子	
研究スタッフ	薊 法明	西本明央	前田信剛
	角野玄樹	林 雅清	原 真理

【基礎研究】 基礎研究プロジェクト 法式研究

研究代表	坂上典翁		
主 務	中野孝昭		
研究員	西城宗隆	柴田泰山	荒木信道
	八橋秀法		
嘱託研究員	大澤亮我	中野晃了	田中康真
	山本晴雄	清水秀浩	石田一裕
	粟飯原岳志		
研究スタッフ	廣本榮康	渡邊裕章	八尾敬俊

【基礎研究】 基礎研究プロジェクト 布教研究

研究代表	今岡達雄		
主 務	後藤真法		
研究員	宮入良光	八木英哉	
嘱託研究員	郡嶋昭示	中川正業	
研究スタッフ	大高源明	宮田恒順	伊藤弘道
	遠田憲弘		

【総合研究】総合研究プロジェクト 災害対応の総合的研究

研究代表	今岡達雄		
主 務	宮坂直樹		
研究員	戸松義晴	袖山榮輝	曾根宣雄
	東海林良昌	吉田淳雄	
嘱託研究員	石田一裕		
研究スタッフ	石川基樹	小川有閑	間芝志保
	小林淳道	高瀬顕功	藤森雄介
	鷲見宗信		

【総合研究】総合研究プロジェクト 現代における老いと仏教

研究代表	戸松義晴		
主 務	東海林良昌		
研究員	中野孝昭	名和清隆	宮入良光
	八木英哉	吉田淳雄	
嘱託研究員	工藤量導		
研究スタッフ	伊藤竜信	小川有閑	小林淳道
	下村達郎	高瀬顕功	中村悟眞

【応用研究】応用研究プロジェクト 法然上人御法語集第4・5集

主 務	林田康順		
研究員	袖山榮輝	佐藤堅正	曾根宣雄
	東海林良昌	和田典善	
嘱託研究員	吉水岳彦	石上壽應	石川琢道
	郡嶋昭示	石田一裕	工藤量導
研究スタッフ	大橋雄人	杉山裕俊	

【応用研究】応用研究プロジェクト 浄土宗基本典籍の電子テキスト化

主 務	佐藤堅正		
研究員	齊藤舜健	後藤真法	柴田泰山
	市川定敬		
嘱託研究員	工藤量導	石川琢道	
研究スタッフ	大橋雄人		

## 平成28年度 研究課題別スタッフ一覧

### 【総合研究】 宗務総長諮問プロジェクト 社会福祉施策の方向性について

主 務	今岡達雄		
研究員	戸松義晴	袖山榮輝	齊藤舜健
	後藤真法	西城宗隆	
嘱託研究員	石田一裕		
研究スタッフ			

### 【総合研究】 総合研究プロジェクト 僧侶養成に係る総合的研究

研究代表	藤本浄彦		
主 務	井野周隆		
研究員	市川定敬	齊藤舜健	柴田泰山
	田中芳道	八橋秀法	
嘱託研究員	安達俊英	伊藤茂樹	曾田俊弘
	中川正業	南 宏信	米澤実江子
	上野忠昭	善 裕昭	
研究スタッフ			

### 【総合研究】 総合研究プロジェクト 次世代継承に関する研究

研究代表	武田道生		
主 務	名和清隆		
研究員	東海林良昌	袖山榮輝	宮坂直樹
嘱託研究員	石上壽應	鍵小野和敬	工藤量導
研究スタッフ			

### 【総合研究】 総合研究プロジェクト 浄土宗における社会実践（カウンセリング）

研究代表	石川到覚		
主 務	曾根宣雄		
研究員			
嘱託研究員	郡嶋昭示	曾田俊弘	
研究スタッフ	大河内大博	田中美喜	春本龍彬
	星 俊明		

## 総合研究所平成28年度研究プロジェクト一覧

宗務総長諮問プロジェクト		1
【総合研究】	総合研究プロジェクト	1 社会福祉施策の方向性について
		2 僧侶養成に係る総合的研究
		3 次世代継承に関する研究
		4 浄土宗における社会実践 (カウンセリング)
		5 災害対応の総合的研究
		6 現代における老いと仏教
【応用研究】	応用研究プロジェクト	7 法然上人御法語集第4・5集
		8 浄土宗基本典籍の電子テキスト化
		9 浄土宗基本典籍の英訳研究
		10 浄土宗基本典籍の翻訳(日常勤行式)
【基礎研究】	基礎研究プロジェクト	11 法式研究
		12 布教研究
		13 教学研究Ⅰ(東京)
		14 教学研究Ⅱ(京都分室)

---

# 総合研究所運営委員会名簿

(平成29年3月31日現在)

---

## 委員（役職）

豊岡鎌尔（宗務総長）  
山本正廣（教学局長）  
川中光教（財務局長）  
杉山俊明（社会国際局長）  
新谷仁海（文化局長）  
藤本浄彦（総合研究所長）  
今岡達雄（総合研究所副所長）  
戸松義晴（総合研究所主任研究員）  
齊藤舜健（総合研究所主任研究員）  
袖山榮輝（総合研究所主任研究員）

---

## 委員

小澤憲珠  
松岡玄龍  
田中勝道  
西村實則  
廣瀬卓爾  
藤堂俊英  
西山精司  
安部隆瑞

---

# 浄土宗総合研究所研究員一覧

(平成29年3月31日現在)

〒105-0011 東京都港区芝公園4-7-4 明照会館4階

電話 03-5472-6571 (代表) FAX 03-3438-4033

〈分室〉

〒605-0062 京都市東山区林下町416 浄土宗教化研修会館(源光院)内

電話 075-744-0841 FAX 075-744-0849

ホームページアドレス <http://www.jsri.jp/>

---

所長	藤本浄彦
副所長	今岡達雄
主任研究員	戸松義晴・齊藤舜健・袖山榮輝
専任研究員	後藤真法・西城宗隆
研究員	荒木信道・市川定敬・井野周隆・佐藤堅正・柴田泰山・東海林良昌 武田道生・田中芳道・中野孝昭・名和清隆・林田康順・宮入良光 宮坂直樹・八木英哉・八橋秀法・吉田淳雄・和田典善
常勤嘱託研究員	石田一裕・工藤量導・郡嶋昭示・米澤実江子
嘱託研究員	安達俊英・粟飯原岳志・石川琢道・石上壽應・伊藤茂樹・上野忠昭 大澤亮我・鍵小野和敬・坂上雅翁・坂上典翁・清水秀浩・善 裕昭 曾田俊弘・田中康真・中川正業・中野晃了・北條竜士・南 宏信 山本晴雄・吉水岳彦・Jonathan Watts
研究スタッフ	薊 法明・石川基樹・石川倒覚・伊藤弘道・伊藤竜信・岩谷隆法 大高源明・大河内大博・大橋雄人・小川有閑・角野玄樹・小林惇道 下村達郎・杉山裕俊・高瀬顕功・田中美喜・問芝志保・遠田憲弘 永田真隆・中村悟眞・西本明央・林 雅清・原 真理・春本龍彬 平間理俊・前田信剛・松濤芙紀・宮田恒順・廣本榮康・藤森雄介 星 俊明・八尾敬俊・鷺見宗信・渡邊裕章
客員研究員	石上善應・長谷川匡俊

---

## 編集後記

- ▽平成28年度の研究を表した教化研究第28号をお届けします。
- ▽研究成果報告は宗務総長諮問プロジェクト「社会福祉施策の方向性について」、研究ノートは浄土宗における社会実践（カウンセリング）プロジェクト「法然上人の教えとカウンセリング」、布教研究プロジェクト「大日比法洲上人『三法語講説大意』」、教学研究Ⅱ（京都分室）プロジェクト「『観無量寿経随聞講録』巻中之一 書き下し」を掲載しています。
- ▽その他の研究継続中のものも含め、それぞれの概要や研究経過等を「研究活動報告」に記載しました。

教化研究 第28号

平成29年9月1日 発行

発行人 藤本 浄彦

編集・発行 浄土宗総合研究所

〒105-0011 東京都港区芝公園4-7-4 明照会館内  
電話(03) 5472-6571 (代表) FAX(03) 3438-4033

制作・DTP 共立社印刷所  
印刷・製本



JOURNAL OF JODO SHU EDIFICATION STUDIES

教化研究